

議案第 1 号

朝霞市都市計画マスタープランの策定について

令和6年度第1回朝霞市都市計画審議会

朝霞市都市計画マスタープランの策定について

- | | |
|--------------------|-------|
| ①前回都市計画審議会での意見 | …P 1 |
| ②本日の議題 | …P 3 |
| ③現行計画の策定時からの変化等 | …P 6 |
| ④市民アンケート調査結果 | …P 12 |
| ⑤次期都市マスの構成とテーマ設定 | …P 22 |
| ⑥全体構想策定に伴う合意形成プロセス | …P 35 |

令和6(2024)年7月2日(火)

前回都市計画審議会での意見

■都市計画審議会での意見

○開催概要

名称：令和5年度第4回朝霞市都市計画審議会
日時：令和6年2月14日(水)15:00～17:00

○都市計画審議会における「都市計画マスタープラン」に対する主な意見

<都市マス全体について>

- 都市マスの計画期間と見直しの時期を明確に示すべき。
- これからの時代を担う世代の意見を取り入れることが非常に重要であり、意見聴取や取組に巻き込んでいく方法を工夫すること。

<地域区分について>

- 地域区分の設定においては、人口や施設の分布に偏りが無い方が望ましい。

<合意形成のプロセスについて>

- 合意形成プロセスについては、策定時と同等もしくはそれ以上に質の高い取り組みを実施してもらいたい。
- アンケートやサロンにおいて、次の世代を担う若い人に積極的に参加してもらえらるな工夫(SNSの活用、雰囲気作り、声掛けなど)が必要である。

<その他>

- 勉強会の開催など委員をサポートする体制を検討してもらいたい。
- 庁内検討委員会での意見と、その意見に対してどう対応したのかを共有してほしい。

■第2回庁内検討委員会での意見とその対応状況

○開催概要

名称：第2回庁内検討委員会 日時：令和6年6月11日(火)15:00～17:00

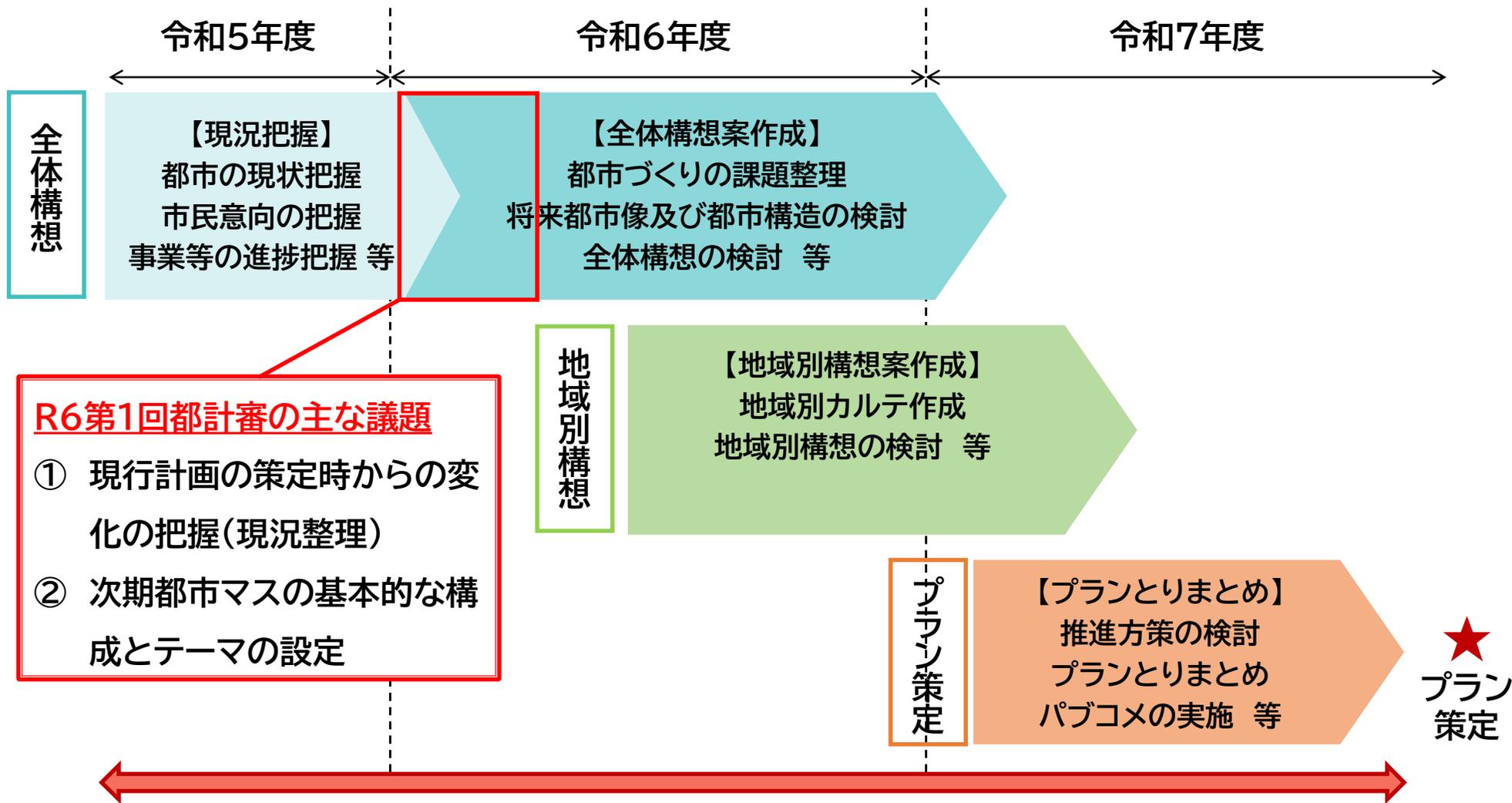
○第2回庁内検討委員会での主な意見とその対応

項目	主な意見	対応
現況整理	• 産業立地の観点で朝霞市はポテンシャルが高いと聞いており、暮らしだけでなく産業にもフォローすべき	⇒都市づくりの観点で重要な要素であることから、次回の課題整理の中でフォローしていく
	• 施策の進捗率で評価を行うのではなく、目標に対して現状どのようになっているのかを検証し評価することが必要である	⇒現在行っている各事業の進捗状況の整理を参考に目標に対する評価ができるよう検討する
都市マスの構成	• テーマ型の都市マスを採用した場合のテーマ設定においては、どのようにしてテーマが出てきたのか、その根拠をきちんと示す必要がある	⇒「テーマ型」を採用する場合は、設定するテーマがどのように導かれたのか、その過程を明記するようにする
	• 都市マスの構成としてどちらを採用するにしても、総合計画との整合が不可欠であるため、総合計画側と密に連携しながら検討を進めること	⇒総合計画側とは引き続き密に連携・調整を行いながら内容を詰めていく
	• テーマ型は市民にとってわかりやすい構成であるが、総合計画との差異がわかりづらくなる恐れがある。そのため総合計画との役割分担を明示するなど関係性を整理しておく必要がある	⇒「テーマ側」を採用する場合は、総合計画と都市マスの関係性を明記するようにする

本日の議題

令和6年度第1回都市計画審議会の主な議題

詳細スケジュール
は別紙参照



庁内検討委員会(9回程度／令和5年度:1回、令和6年度:4回、令和7年度:4回)
都市計画審議会(10回程度／令和5年度:2回、令和6年度:4回、令和7年度:4回)

【現況整理】

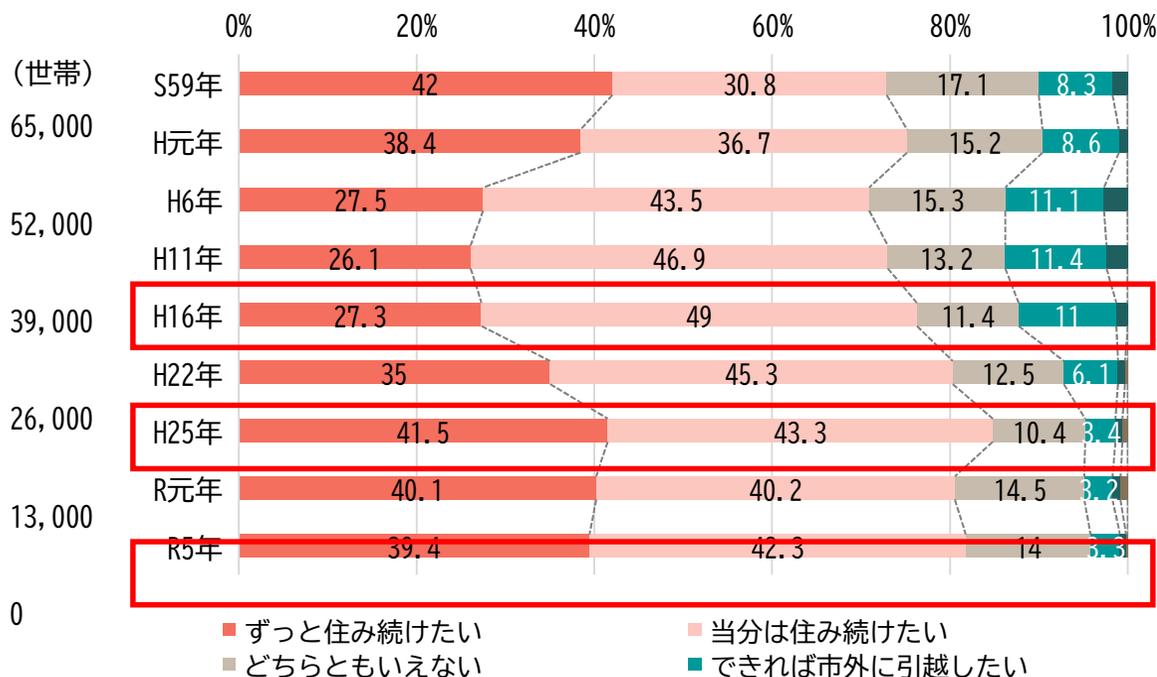
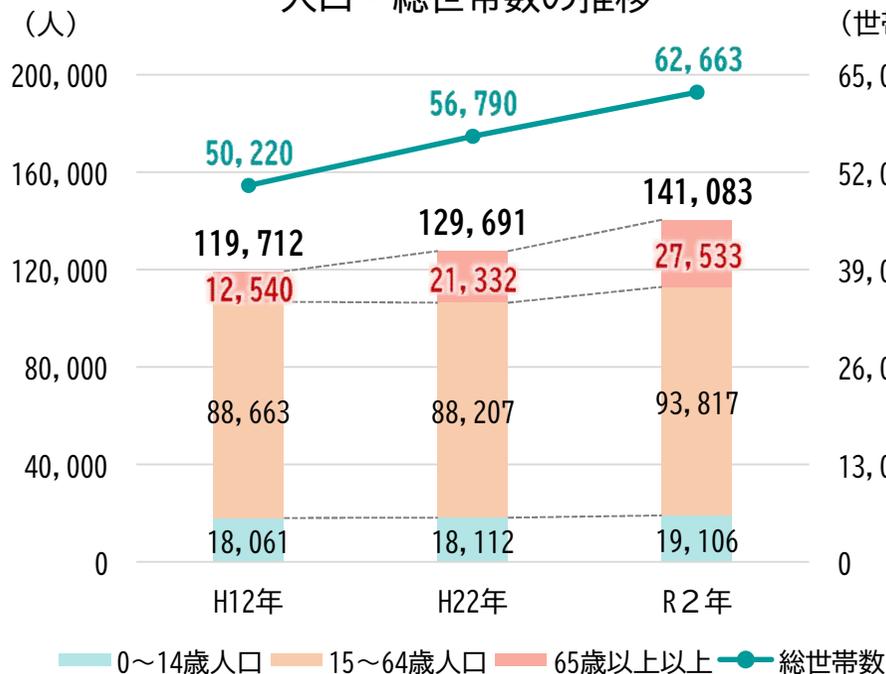
**現行計画の策定時からの変化と、
施策の進捗状況の把握**

■現況整理：計画策定から20年間の変化

①住宅地として選ばれ、住み続けたいと思う市民ニーズが増加

- 住みよさランキング300位程度**上昇**（策定時**637位**⇒改定時**276位**⇒現在**343位**) [東洋経済]
- 人口・世帯数が共に**継続増加**の一方、65歳以上の人口は**2倍以上増加** [国勢調査]
- 分譲マンションは4割程度**増加**（策定時**180棟**⇒改定時**206棟**⇒現在**254棟**) [担当課資料]
- 朝霞市に「住み続けたい」と思う市民の割合は**増加** [市民意識調査]

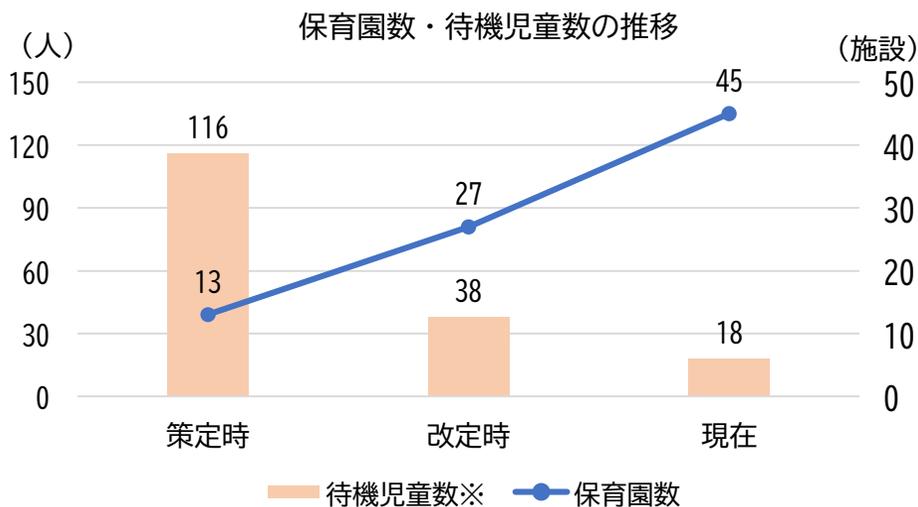
人口・総世帯数の推移



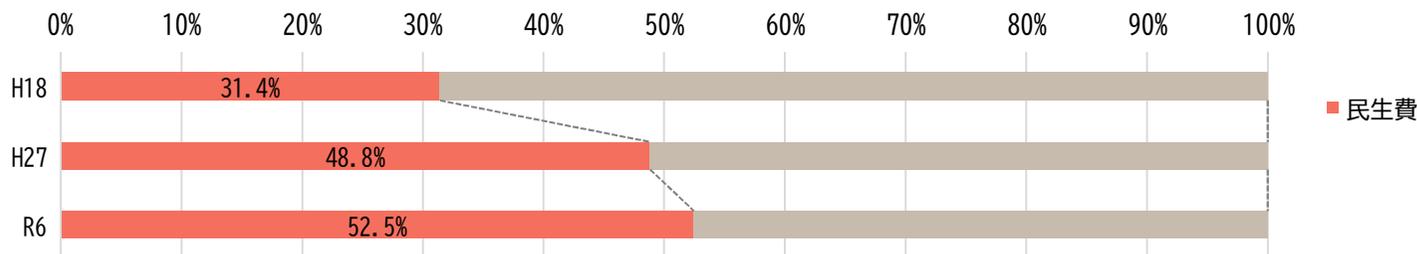
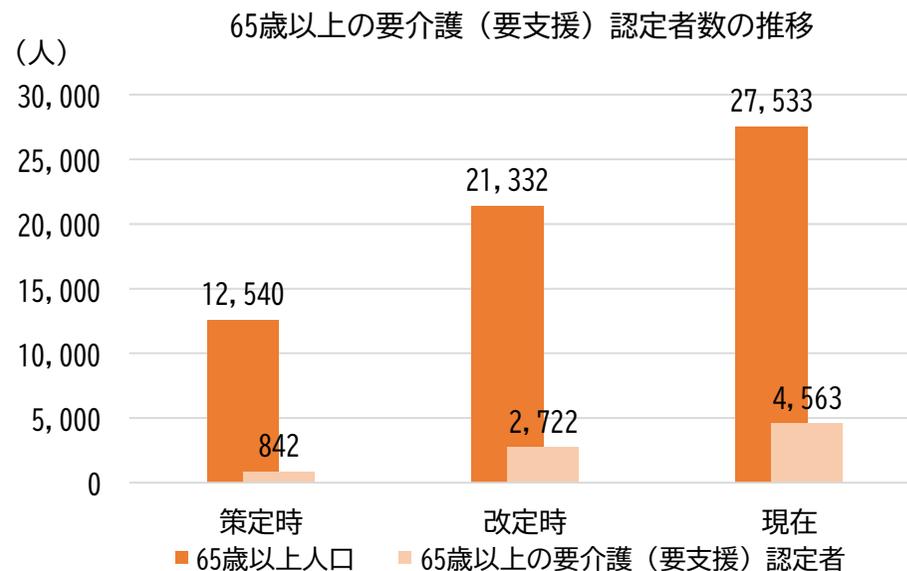
■現況整理：計画策定から20年間の変化

②子育て環境は充実している一方、高齢者福祉の需要が急増

- 保育園数は3倍**増加**、待機児童数は過去最高値の2割程度に**激減** [統計あさか]
- 65歳以上の要介護(要支援)認定者は**継続増加**、20年間で5倍以上**急増** [高齢者福祉計画・介護保険事業計画]
- 老人福祉施設数は5倍程度**増加** (策定時**13施設**⇒改定時**37施設**⇒現在**66施設**) [朝霞市立地適正化計画]
- 民生費の歳出の割合は**継続増加** [担当課資料]



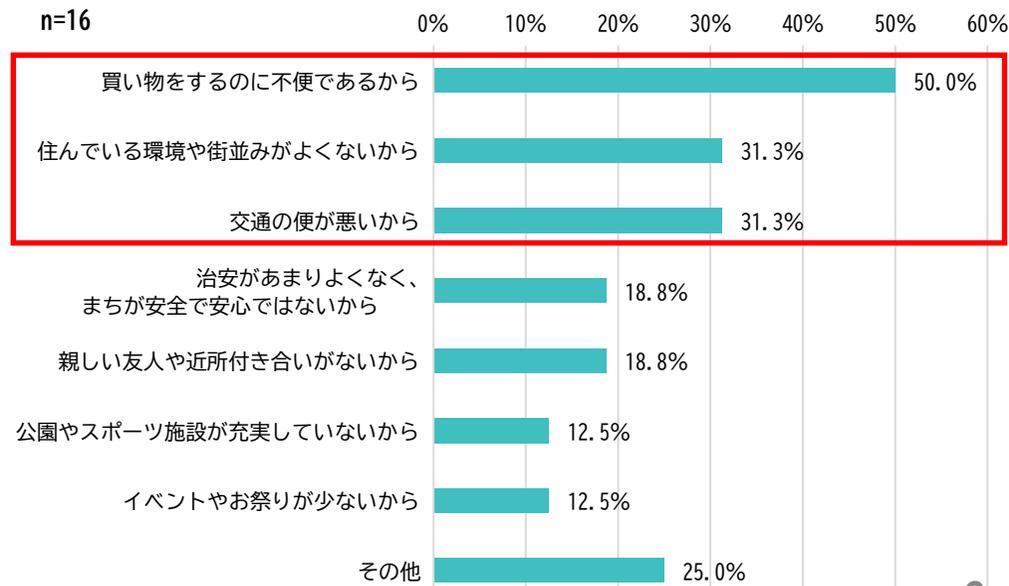
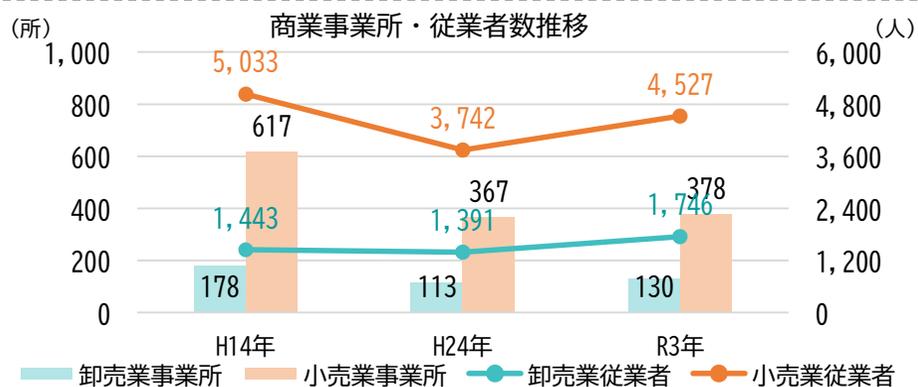
※平成16年度以降、平成23年度の値がピーク値である。



■現況整理：計画策定から20年間の変化

③商業・産業活力の低下により、まちの魅力が低下

- 市内購買率(家族で買い物を楽しむ)は小幅で**増加** (策定時**10.5%**⇒改定時**13.2%**⇒現在**14.7%**)
[埼玉県広域消費動向調査報告書]
- 商業は卸売業・小売業共に**減少**傾向
[商業統計調査、経済センサス]
- 工業は事業所・従業者数共に**減少**傾向
[工業統計調査、経済センサス]
- 青少年の朝霞市が嫌いな理由として、「買い物をするのに不便である」「住んでいるまちなみや環境がよくない」「交通の便が悪い」は多い
[青少年アンケート]
- 産業活性化の取組(魅力ある商業機能の形成、産業誘致の推進等)について「重要である」と回答する市民の割合が**増加**傾向
[市民意識調査]



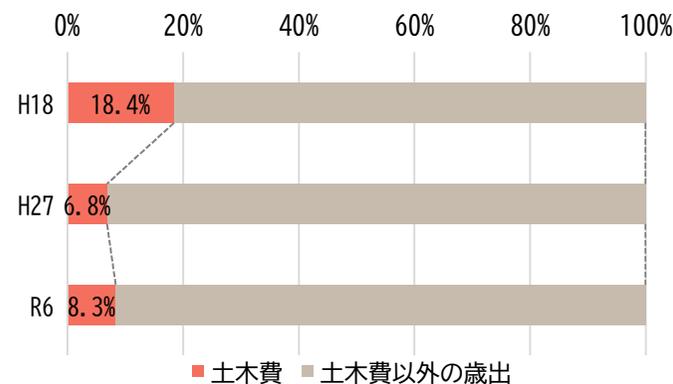
■現況整理：計画策定から20年間の変化

④市民の自然環境や農地の保全に対する意識が向上

- 公園面積は**継続増加**（策定時237,778㎡⇒改定時302,238㎡⇒現在310,000㎡） [担当課資料]
- 住宅用地への農地転用面積は改定時をピークに**減少**
（策定時25,856㎡⇒改定時37,763㎡⇒現在19,170㎡） [統計あさか]
- 自然環境について、「現在のまま保全する」と思う市民の割合は**継続増加**
（策定時16.8%⇒改定時29.4%⇒現在30.1%） [市民意識調査]

⑤より安全で安心なまちに向けた市民ニーズが増加

- 刑法犯罪認知件数は4割程度**減少**
（策定時2,566件⇒改定時1,288件⇒現在1,503件） [朝霞警察署]
- 交通事故発生件数は**継続減少**
（策定時662件⇒改定時429件⇒現在283件） [統計あさか]
- 土木費の歳出の割合は**減少傾向** [担当課資料]
- 防災・消防に関する取組について「重要である」と回答する市民の割合が**増加傾向** [市民意識調査]



⑥NPOなどの市民活動は活発である一方、地縁活動は縮小傾向に

- 市内NPO法人は6倍以上**増加**（策定時7団体⇒改定時36団体⇒現在45団体） [埼玉県NPO情報ステーション]
- 自治会加入率は**継続減少**（策定時54.1%⇒改定時47.1%⇒現在39.5%）

■現況整理：計画策定後事業進捗に関する評価

計画策定後の事業進捗表は「参考資料3」を参照

- 平成17年(2005年)の現行計画策定から現在までの概ね20年間で、現行計画に位置づけられている各事業の進捗状況の整理を別紙に整理しました。
- 事業の進捗状況に加え、事業実施による効果をわかりやすく表現するため、定量的な指標を用いて整理しています。

【現況整理】

都市計画マスタープランに係る
アンケート調査の実施結果

■市民アンケート調査の概要

項目	説明
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に寄り添った都市マスとするため、市民の日常生活における行動などを丁寧に把握することを目的とした。 ※まちづくりの課題やこれまでのまちづくり施策に対する評価等は、総合計画策定時の市民意識調査で把握される予定であり、総合計画のアンケートと重複しないよう留意した。
実施内容	<p>【実施時期】R5年3月～4月末</p> <p>【配布部数】18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)</p> <p>※年代や地域等から調査対象者をバランスよく抽出(過去に他の計画策定において実施した調査の対象者は除いた)</p>
工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分を考慮して3,000人に配布。紙での回答だけでなくwebからも回答できるようにした。 ・上記に加え、多くの方にご回答いただくため、広報及びホームページで周知したうえ、どなたでもwebから回答できるようにした。

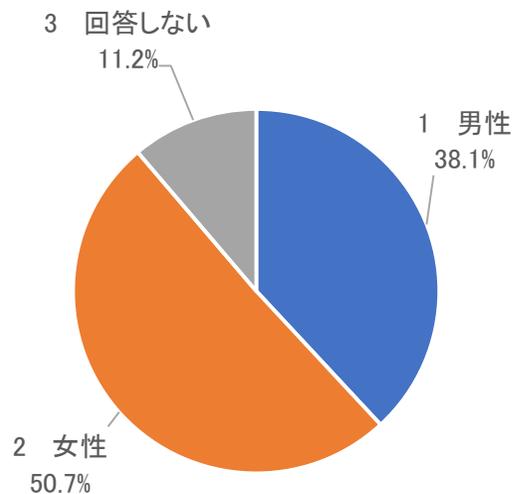
郵送回答	Web回答	合計
617 件	488 件	1,105 件 (回収率:36.8%)

■市民アンケート調査結果の概要

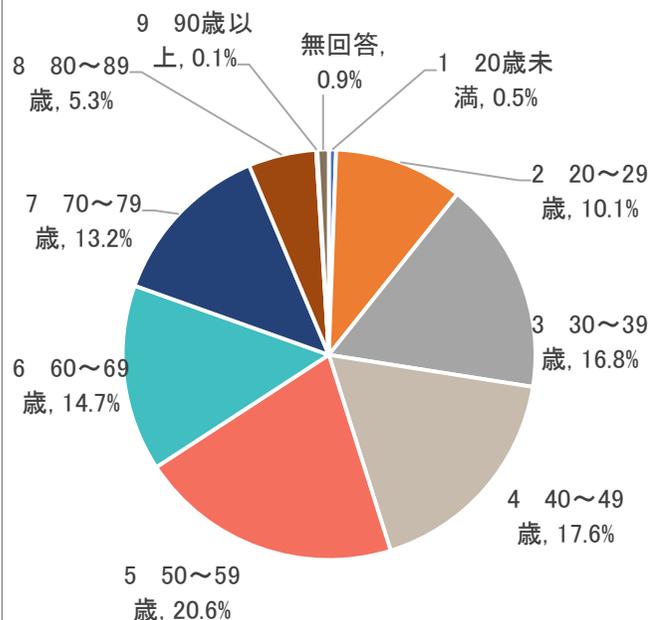
(1)回答者の属性

- 回答者の属性を見ると「女性」からの回答が多い傾向にある
- 回答者の年代では、「50代」が1番多く占めており、次いで「40代」「30代」との順になっており、現役世代からの回答を多く得ることができた。
- 回答者の居住地は概ね5地域の人口構成に応じた傾向となっている。

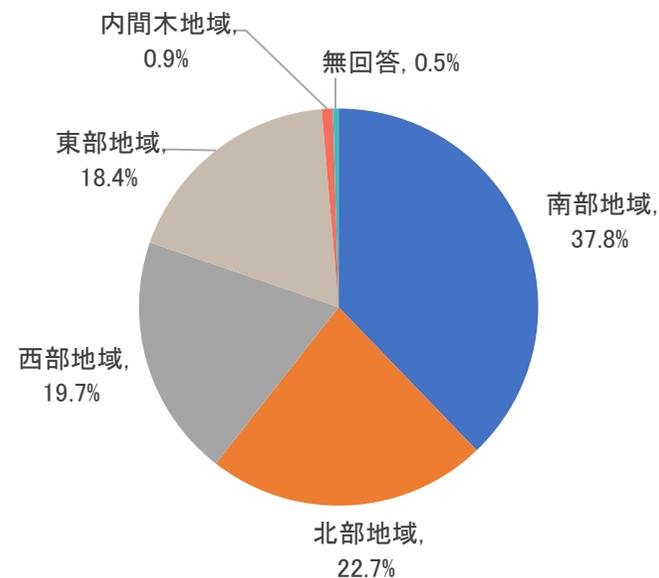
Q1-1:回答者の性別



Q1-2:回答者の年齢



Q1-4:回答者の居住地



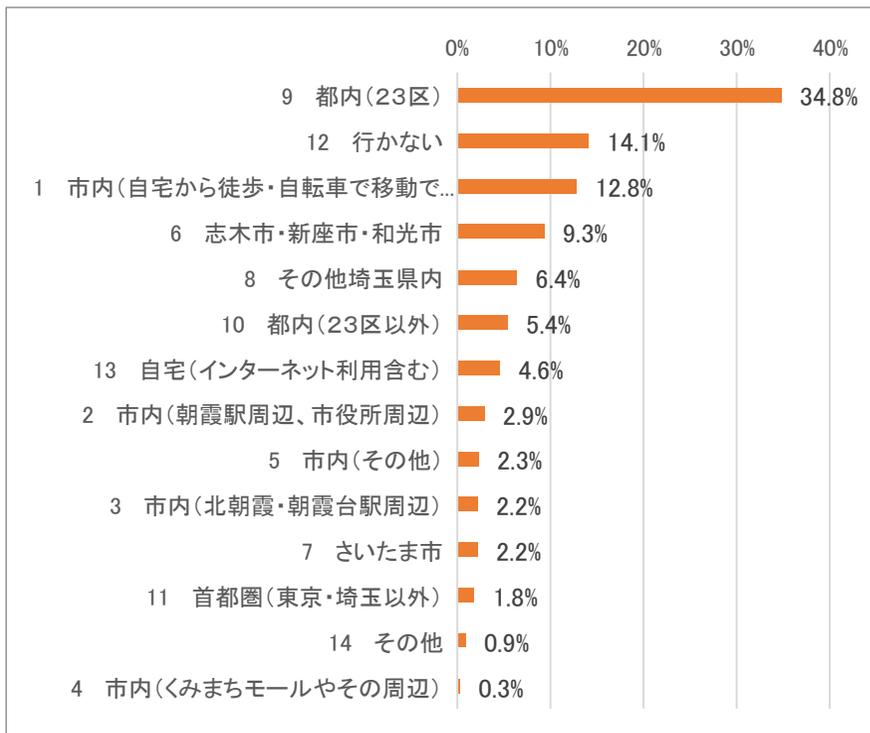
■市民アンケート調査結果の概要

(2)暮らし方の状況とニーズについて

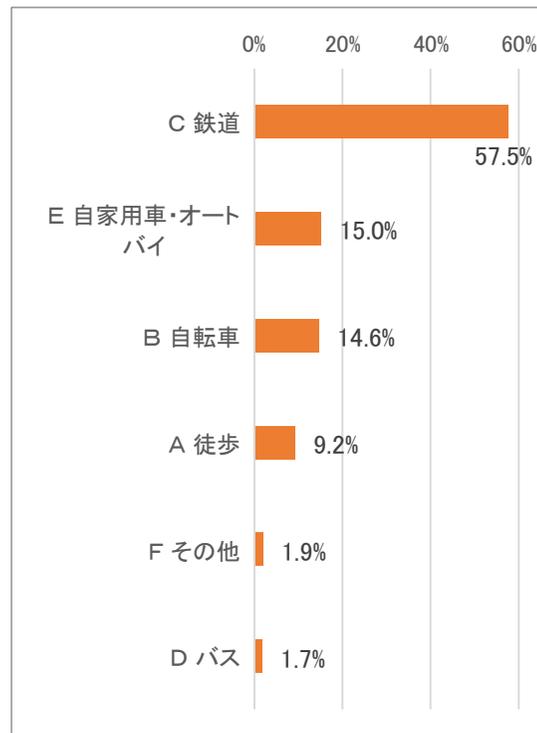
<日常生活のあるシーンにおける行き先等【平日:通勤・通学】>

- 通勤・通学先は「都内(23区)」が最も多く占めるが、「市内」(「行かない」も含める)が通勤・通学先と回答した方は全体の約4割を占め、「都内(23区)」よりも多く占めている。
- 通勤・通学の交通手段は「鉄道」が約6割と最も多く、次いで「自家用車・オートバイ(15%)」となっている。
- 通勤・通学の頻度は、「平日ほぼ毎日」が7割強を占めている。

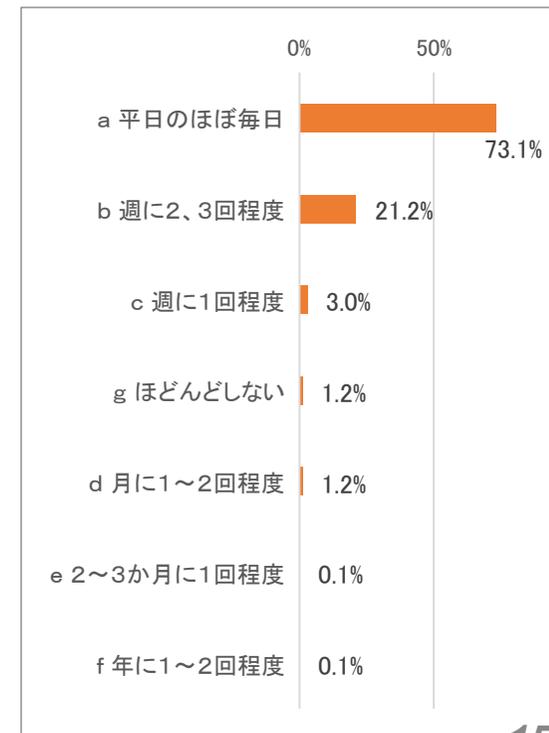
Q2-1-1:通勤・通学先



Q2-1-2:交通手段



Q2-1-3:頻度



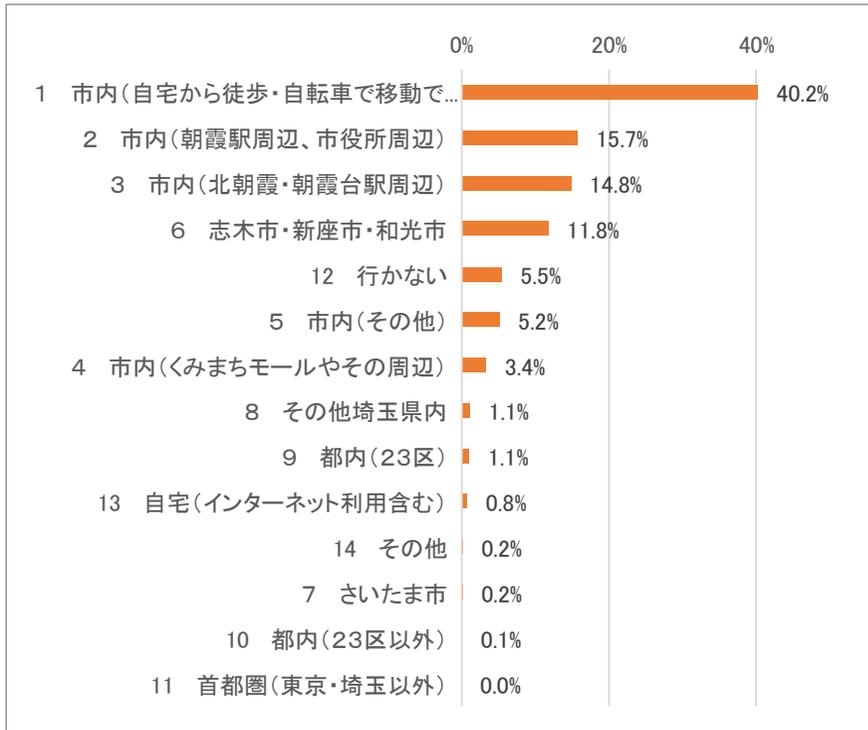
■市民アンケート調査結果の概要

(2)暮らし方の状況とニーズについて

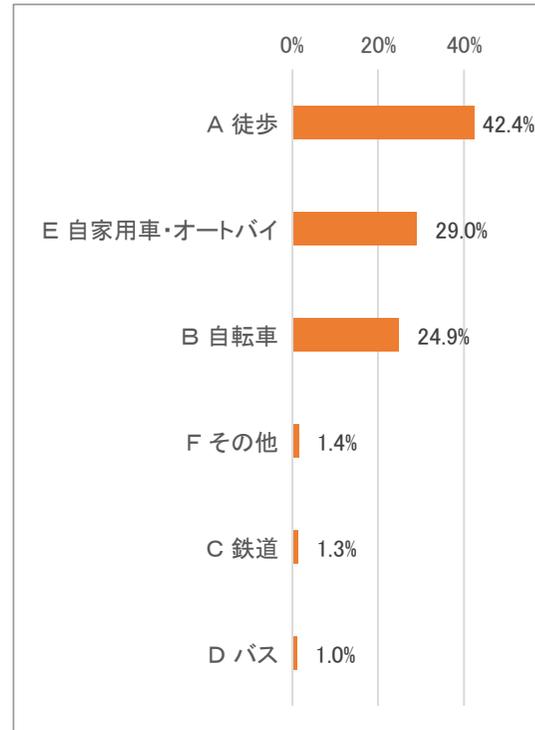
<日常生活のあるシーンにおける行き先等【平日:日用品の買物】>

- 平日の日用品の買物を「市内」で済ませている方は全体の約8割を占めており、特に「自宅周辺」や「駅周辺」との回答が多い。
- 交通手段は「徒歩」と「自転車」を加えると約7割を占め、自宅付近で済ませている方が多いと推察される。
- 頻度は「週に2、3回程度」が5割強を占めている。

Q2-2-1: 行き先



Q2-2-2: 交通手段



Q2-2-3: 頻度



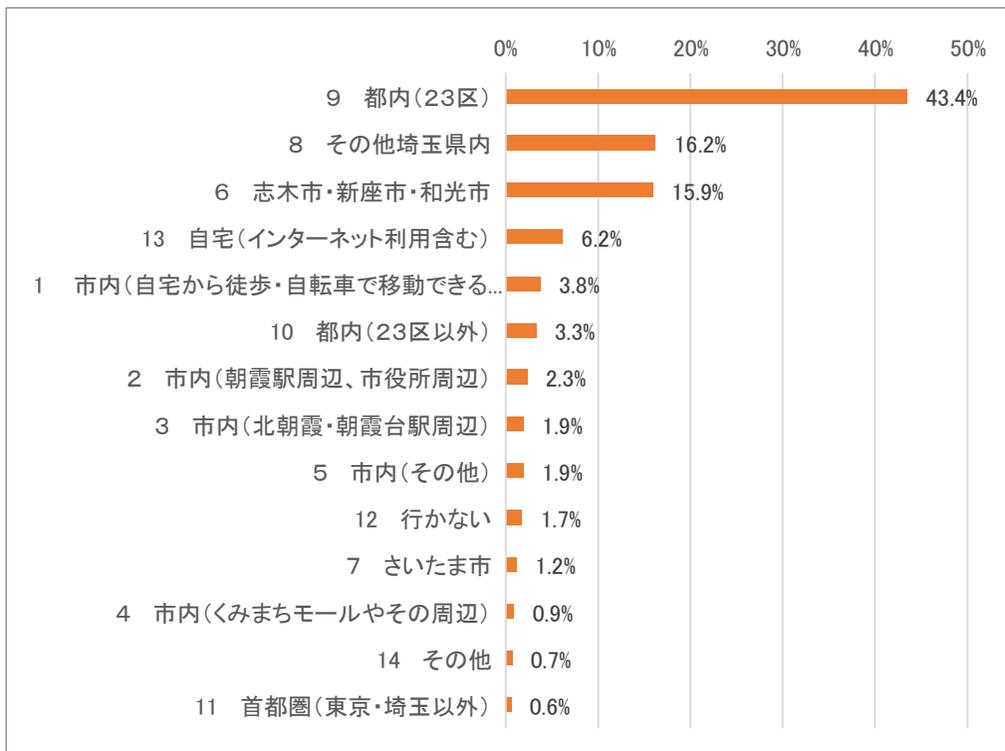
■市民アンケート調査結果の概要

(2)暮らし方の状況とニーズについて

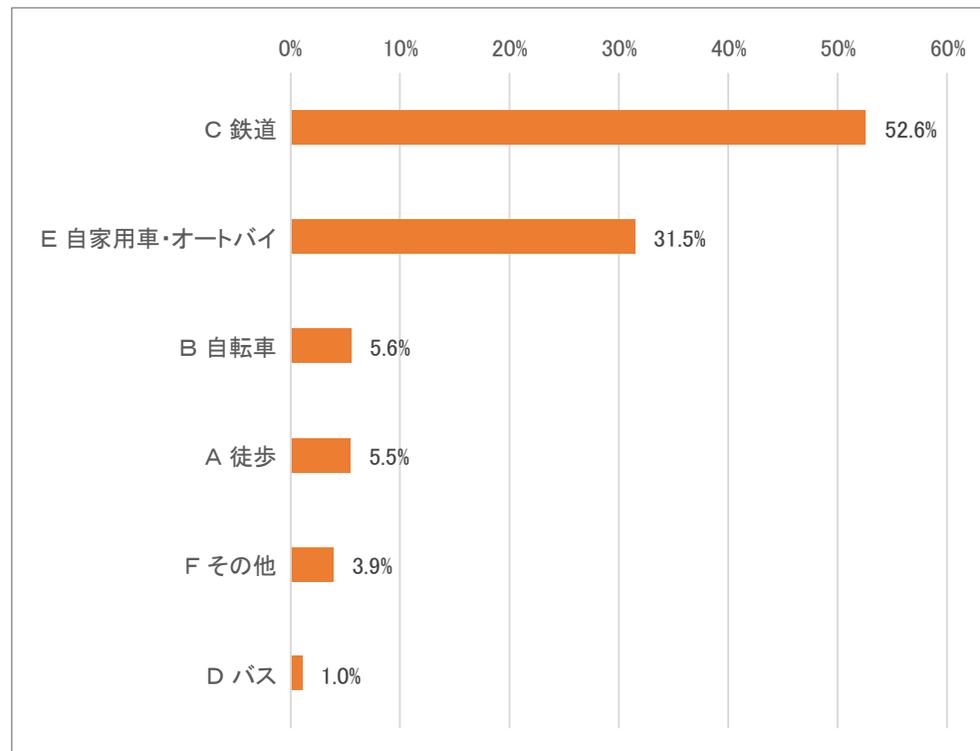
<日常生活のあるシーンにおける行き先等【休日:日用品以外の買物】>

- 休日の日用品以外の買物は「都内(23区)」が最も多く、次いで「その他埼玉県内」「志木市・新座市・和光市」の順となり、上位3つで約7.5割を占め、日用品以外の買物は市外で済ませていることがわかる。
- 交通手段は「鉄道」が5割強と最も多く、次いで「自家用車等」が3割強を占めている。

Q2-6-1: 行き先



Q2-6-2: 交通手段



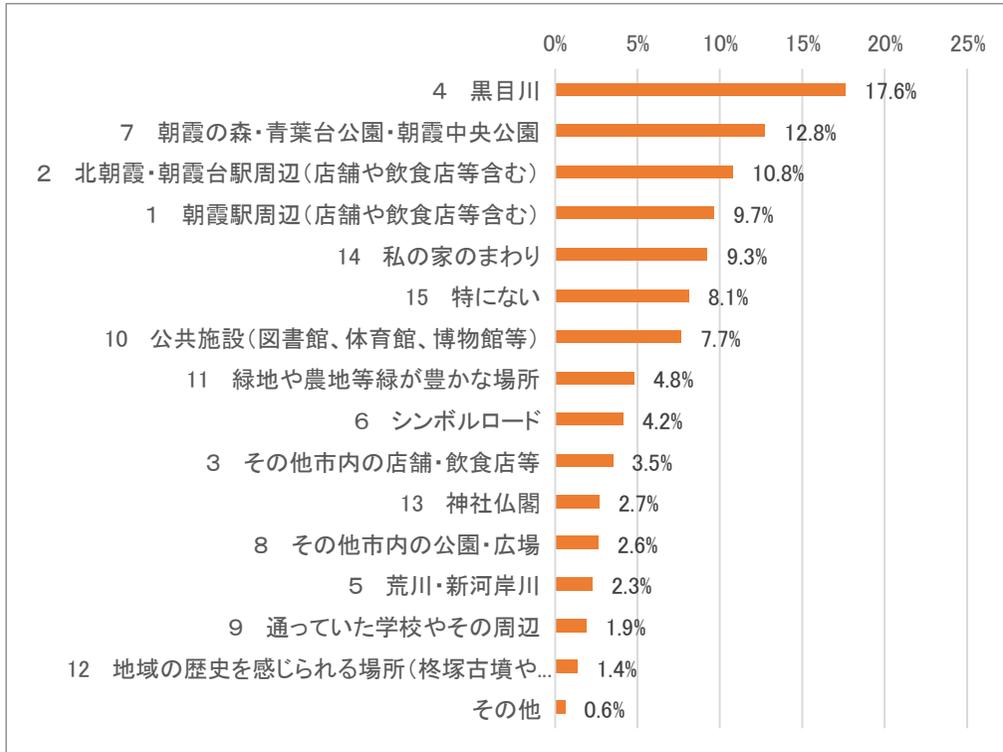
■市民アンケート調査結果の概要

(2)暮らし方の状況とニーズについて

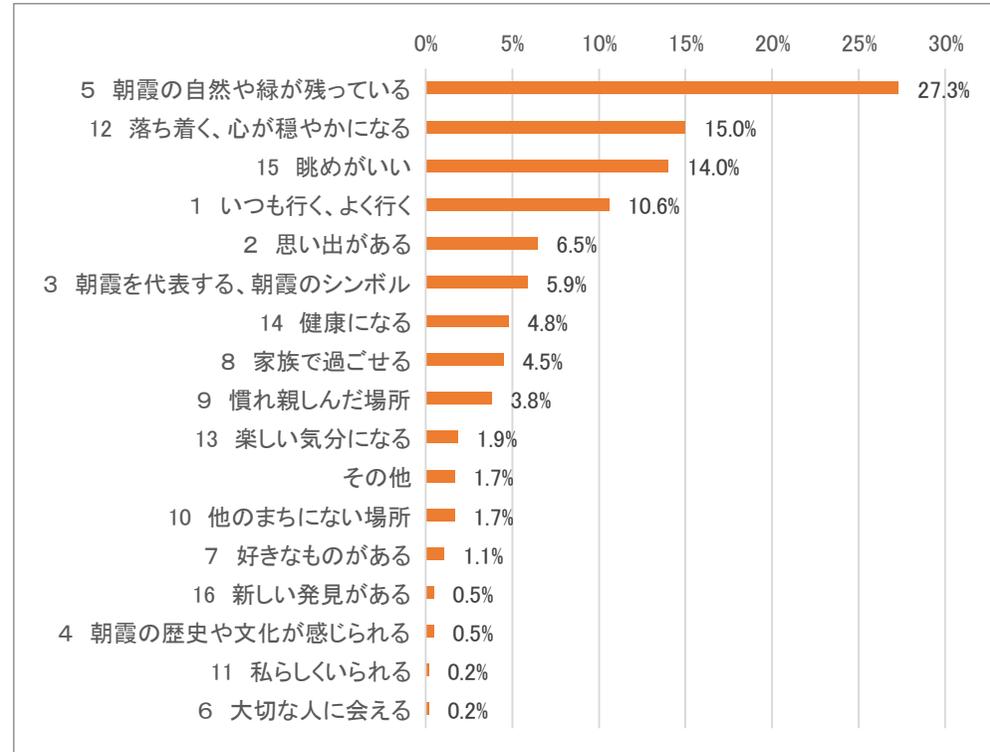
<朝霞市内で大切に思う場所とその理由>

- 市内で大切に思う場所の1番は「黒目川」、2番は「朝霞の森等」となり自然や公園等が選ばれ、3番・4番に駅周辺が選ばれている。
- 黒目川を選んだ理由として「自然や緑が残っている」や「落ち着く」が多く挙げられている。

Q3-1:大切に思う場所



Q3-2:黒目川を選んだ理由



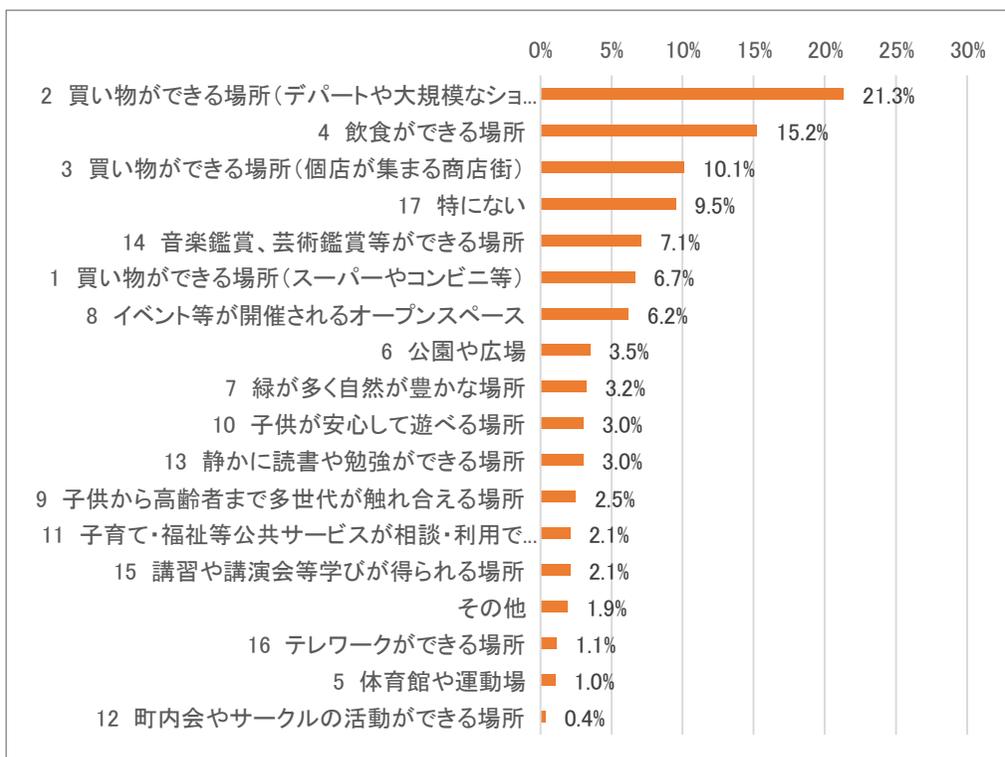
■市民アンケート調査結果の概要

(2)暮らし方の状況とニーズについて

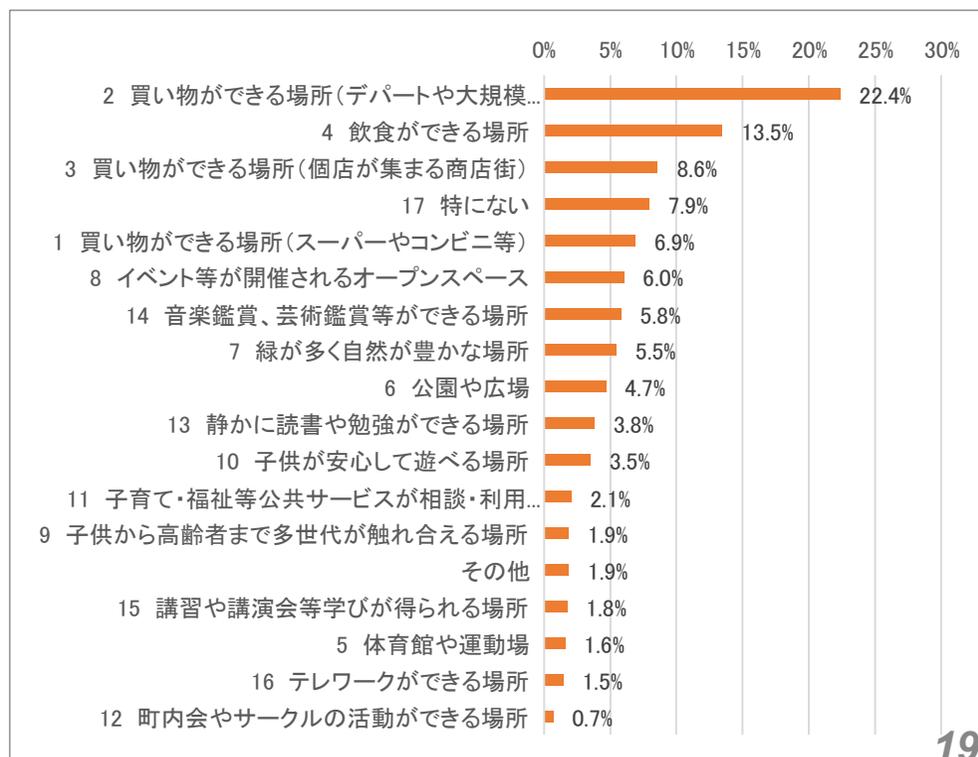
<駅周辺にもとめる場所>

- 朝霞駅および北朝霞駅・朝霞台駅周辺に求める場所として、「買い物ができる場所」や「飲食ができる場所」との回答が多く占めており、商店や飲食店の充実に対するニーズが高いことが推察される。
- 「買物」や「飲食」を除くと、多様な使い方ができる、子どもが安心して遊べるような「オープンスペース」の確保が求められていることが推察される。

Q4-1:朝霞駅周辺に求める場所



Q4-2:北朝霞駅・朝霞台駅周辺に求める場所



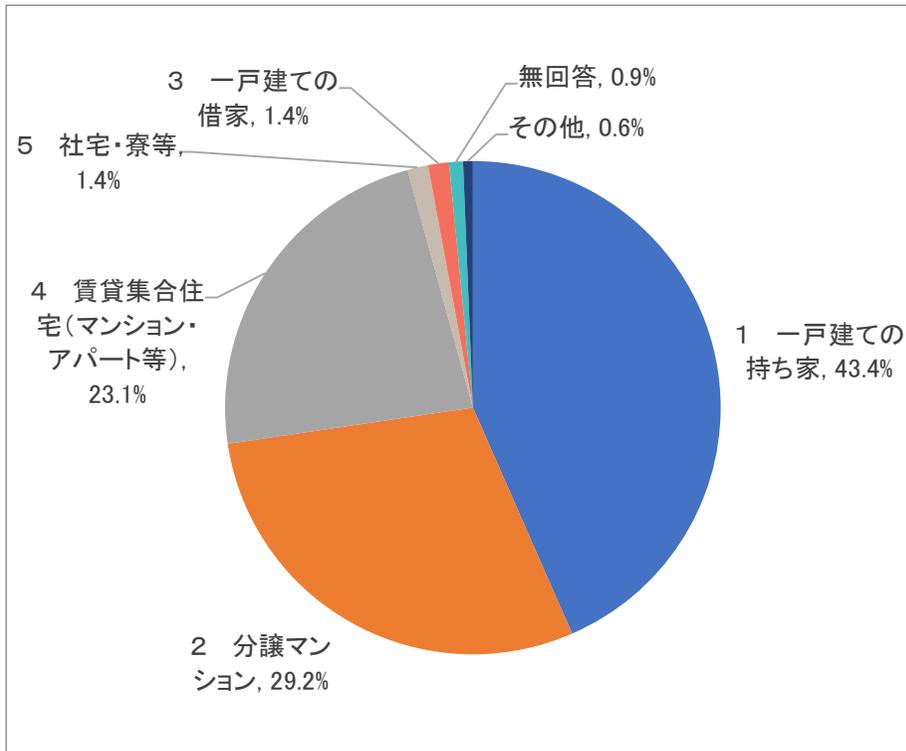
■市民アンケート調査結果の概要

(3)住まい方の状況とニーズについて

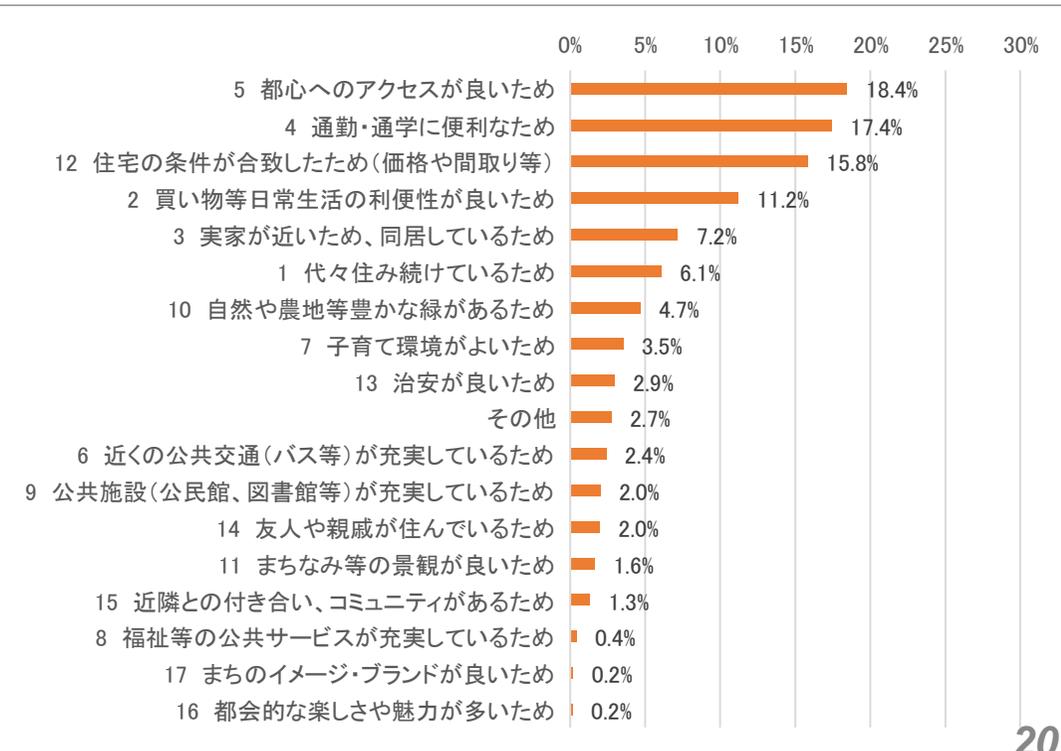
<現在の居住形態と住んでいる場所を選んだ理由>

- 現在の居住形態として、4割強が「一戸建て(持ち家)」、約3割が「分譲マンション」、残りが「賃貸住宅・社宅等」との構成となっている。
- 現在住んでいる場所を選んだ理由は、「都心へのアクセス」や「通勤・通学に便利」など目的地へのアクセス性が高く評価されている。次いで「住宅の条件が合致したため」「日常生活の利便性」が挙げられている。

Q5:現在の居住形態



Q6:現在住んでいる場所を選んだ理由



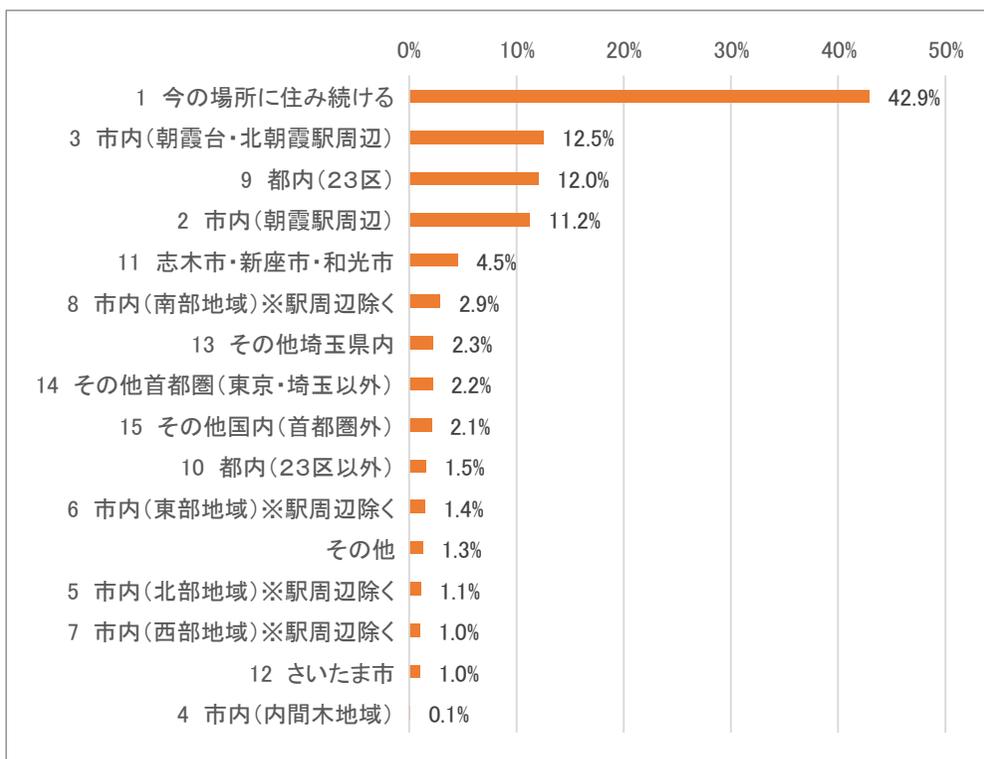
■市民アンケート調査結果の概要

(3)住まい方の状況とニーズについて

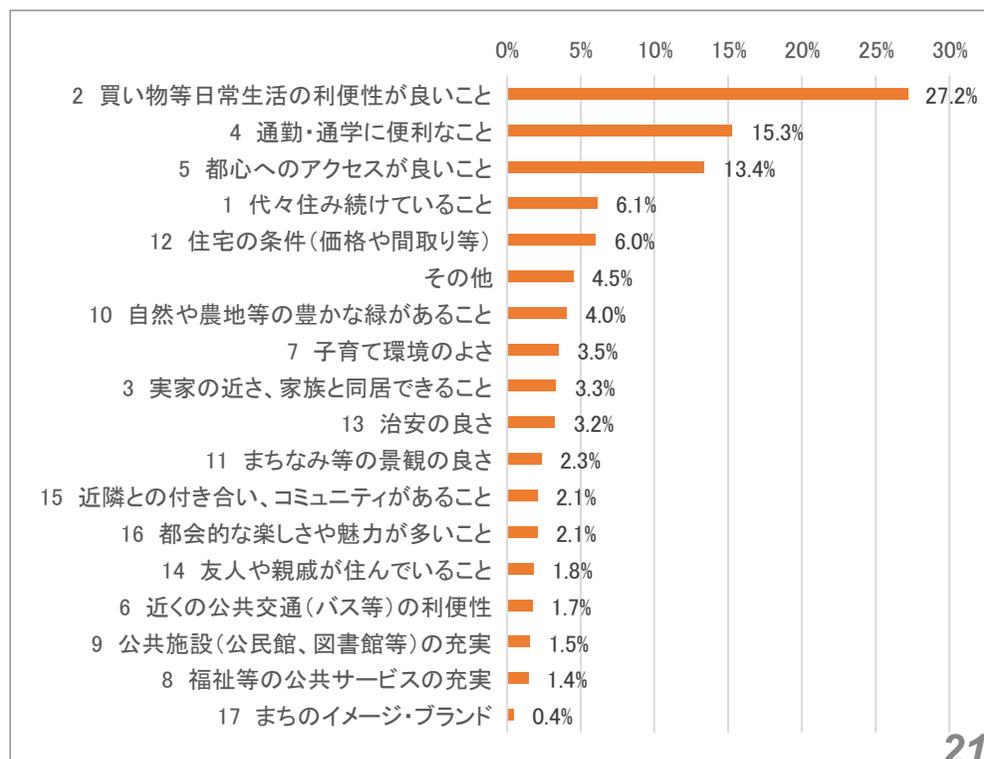
<今後もし希望する場所に引越ができるとした場合の住みたい場所と選ぶ際に重視した観点>

- 住みたい場所に対して、「今の場所に住み続ける」が最も多く、また「市内」との回答も多く、現在の住まいや市内に対する愛着や満足度が高いことが推察される。
- 住みたい場所を選ぶ際に重視した観点として、「日常生活の利便性」や「アクセス性」に関する回答が多くを占めており、住みたい場所として選択されるための重点ポイントとなる。

Q7-1:住みたい場所



Q7-3:住みたい場所を選ぶ際に重視した観点

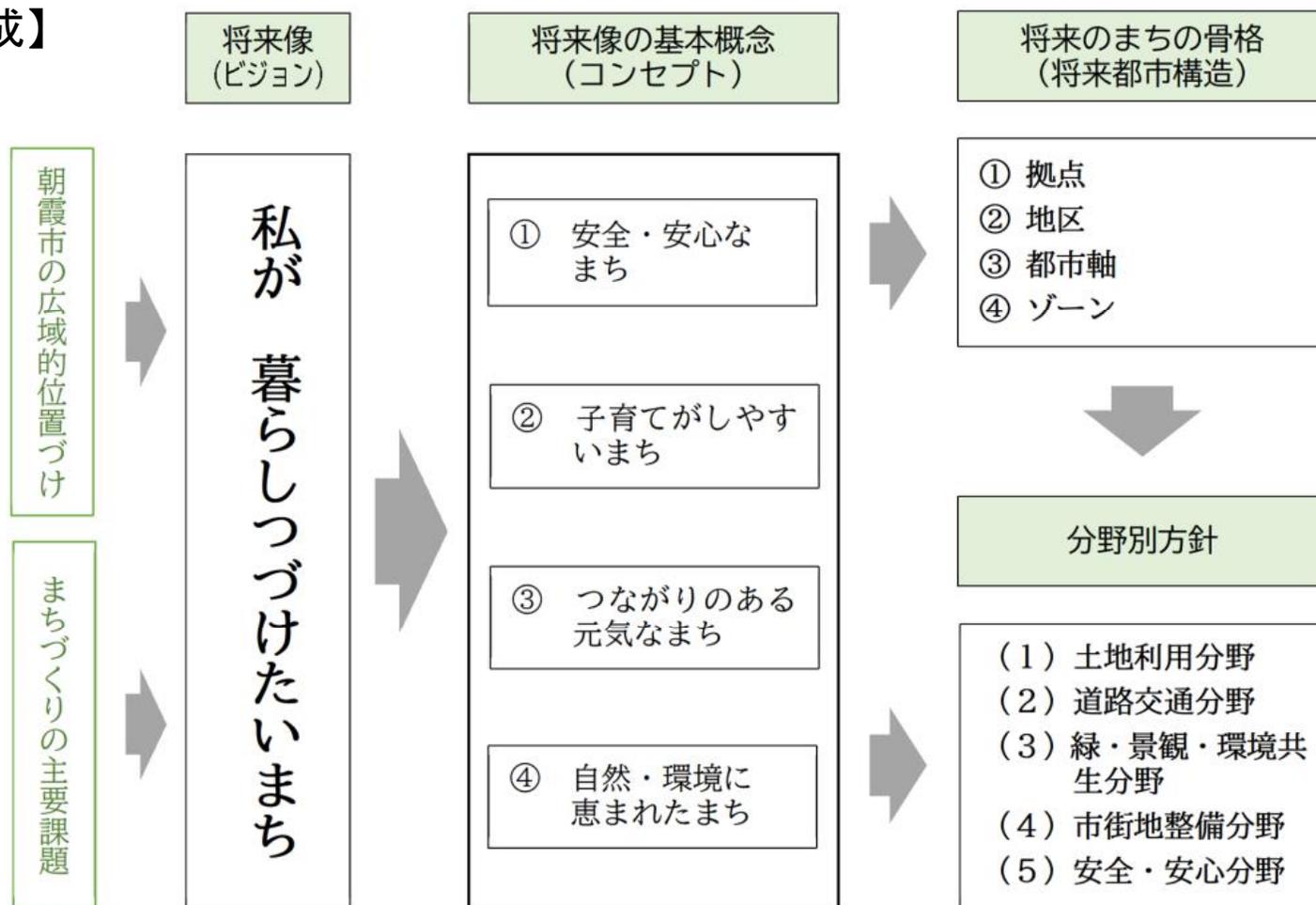


次期都市計画マスタープランの 基本的な構成とテーマの設定

■ 現行都市マスの構成

- 現行都市マスは、「都市づくりの目標」と「分野別方針」で構成された、一般的な構成
- また、広域的な位置づけや現況及び将来予測に基づく課題を整理し、その課題を解決するための方針を述べる、いわゆるフォアキャスト型の計画

【現行計画の構成】



■都市計画運用指針における都市マスの位置づけ

【全体構想に対する記述(第12版都市計画運用指針(令和6年3月／国土交通省))】

- 全体構想においては、用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を明らかにすることが望ましい。
- 各市町村の判断で、各種の社会的課題(環境負荷の軽減、都市の防災性の向上・復興まちづくりの事前の準備、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型都市構造の実現等)への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。

■想定される都市マスの構成パターンの比較検討

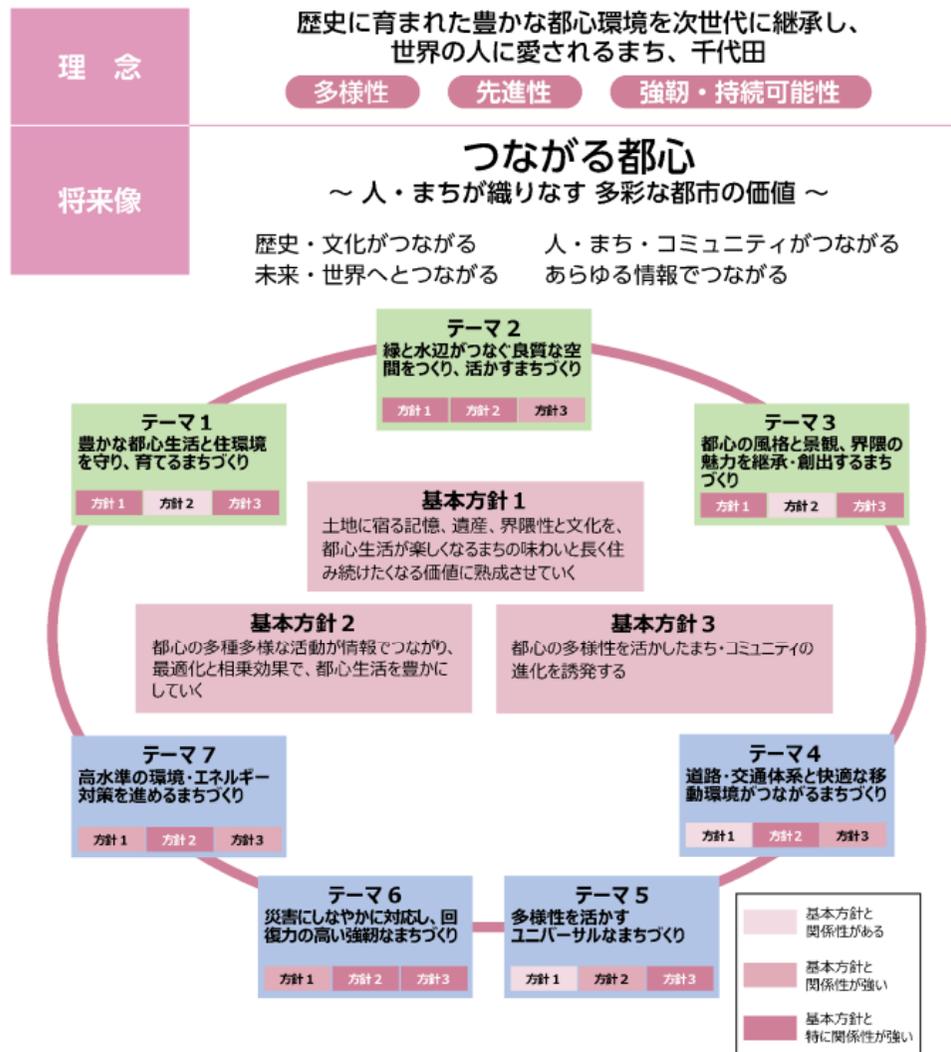
【他都市の都市マス事例を踏まえた、都市マスの構成パターン】

		① 分野別方針型(従来型)	② テーマ型
概要		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画運用指針に基づき、土地利用や都市交通、環境、防災などの部門別に方針を示すもの 現行都市マスのほか多くの都市で踏襲されている従来型の構成 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の分野で特に取り組むべき横断的・複合的なテーマを掲げ、その実現に向けた取組を示すもの
類似都市マス例		<ul style="list-style-type: none"> 朝霞市現行都市マス 相模原市(R2年3月) など 	<ul style="list-style-type: none"> 千代田区(R3年5月) 水戸市(H28年3月) など
アプローチ		<ul style="list-style-type: none"> フォアキャストアプローチが基本 	<ul style="list-style-type: none"> 将来像に応じてテーマを設定するためバックキャストアプローチ(理想の都市を掲げその実現策をします)が基本
評価	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○部門別に整理されているため各部署の役割が分かりやすい ○部門に分けられているため、対外的にも調整しやすく各種の他の計画とも整合を図りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○市全体で都市計画として取り組むべき横断的なテーマや複合的な都市課題に対応しやすい ○朝霞市が注力するテーマ(メッセージ)が市民に伝わりやすい
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▲横断的に取り組むべき分野やテーマに対応しにくい ▲都市計画運用指針に基づく標準的な構成であるが、市民へのわかりやすさ、社会要請の変化への対応等の観点から改良の余地あり 	<ul style="list-style-type: none"> ▲分野別にやるべきことがわかりにくい(⇒分野や担当課別の逆引き索引を作成することで改善可能と考えられる) ▲取組内容が複数のテーマに該当するものがあり、書き分け等の調整が発生する

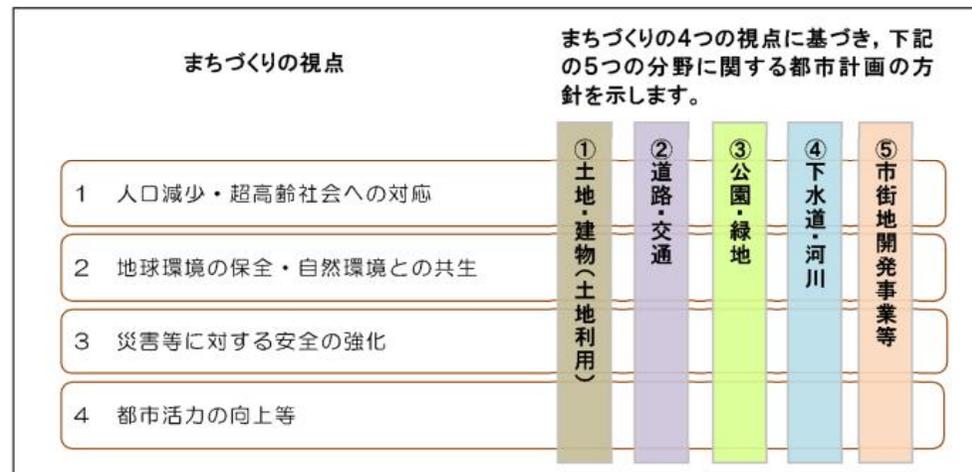
■想定される都市マスの構成パターンの比較検討

(参考)テーマ型都市マスの事例

【事例①】千代田区都市マス



【事例②】水戸市都市マス



■朝霞市の適切な都市マスの構成(事務局案)

- 構成パターンに比較検討を踏まえ、以下の理由から朝霞市の都市マスの構成として『テーマ型』の都市マス構成に転換していくことが可能と考える。

【「テーマ型」の都市マスを提案する理由】

<朝霞市都市マスに対する基本的な考え方>

- 総合計画に基づく将来像の実現を目指す都市マスでは、「なぜ、そのようなまちづくりが必要か」を市民や事業者等にわかりやすく説明できることが重要である。
- 従来型の分野別の方針を定める都市マスでは、「なにをやるのか」は明確だが、「なんのためにやるのか」は十分に説明できない。
- この問題に対して、都市マスというツールを柔軟かつ戦略的に活用し、市民意向や市の上位計画、現況調査等から求められるまちづくりの「テーマ」に着目した、「テーマ型の都市マス」づくりが適していると考ええる。

<テーマ型都市マスのメリット>

- 市民や事業者にとって「どのような都市を目指すのか」がわかりやすいため、多様な主体の参加を促しやすいこと
- まちづくり方針のターゲットが明確であること
- 重要な都市インフラや拠点整備の必要性や整備効果を、多面的な側面から説明できること

■「テーマ型都市マス」を採用した場合のテーマ設定の考え方(案)

<総合計画>

- 朝霞市の将来像
- 将来像の実現に向けた基本方針 等

<市民意向>

- 総合計画のアンケート
- 都市マスのアンケート
- まちづくりサロンでのワークショップ 等

<現状と課題>

- 現況整理、将来見通し
- 社会動向の変化
- 都市づくりにおける課題 等

<テーマ設定の視点>

- 市民等が将来の暮らし方・過ごし方をイメージできるか
- 市内に住んでいる方、通勤・通学してくる方、来訪者を網羅できているか
- 市内に住んでいるすべての世代を網羅できているか

<テーマ設定のイメージ>

子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

にぎわいと活力のあるまちづくり

安全で快適な移動環境のあるまちづくり

水と緑を活かした持続可能なまちづくり

災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靱なまちづくり

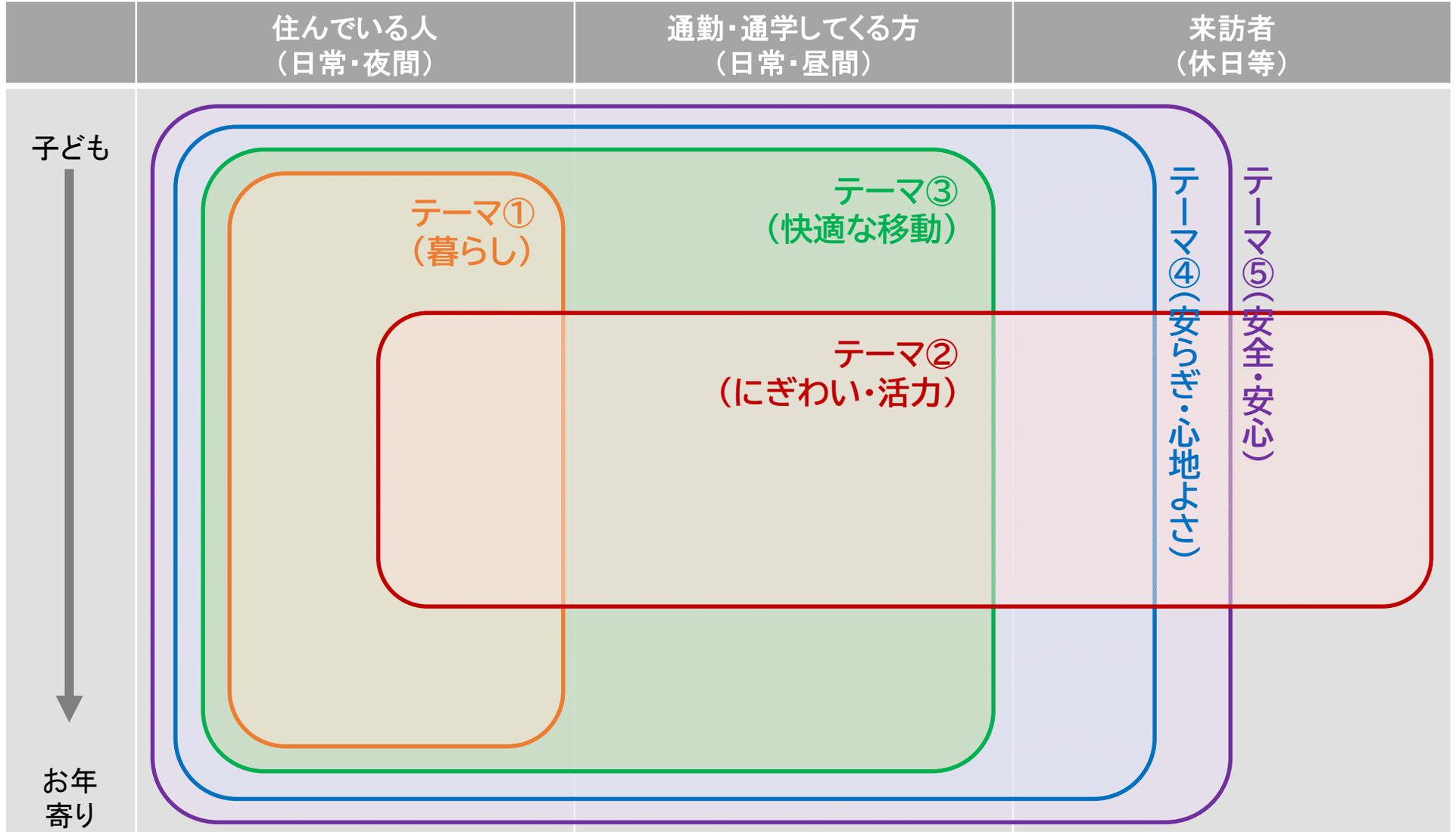
■テーマ設定のイメージ

【「テーマ型」都市マスを採用した場合のテーマ設定のイメージ(事務局案)】

テーマ	主なターゲット	具体的な取組
【テーマ①:暮らし】 子どもから高齢者まで誰もが いきいきと暮らせるまちづくり	・住んでいる人	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが安全に遊べる公園等の確保 ● 子育てを支援する場(預かり、交流)の確保 ● コワーキングや自宅で働くなど、住みながら市内で働ける環境の確保 など
【テーマ②:にぎわい・活力】 にぎわいと活力のある まちづくり	・通勤・通学して くる方 ・来訪者	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業・業務機能の充実(商店街の活性化) ● 新たな産業(工場や物流)の誘致 ● 自分磨きや新たな交流が生まれる場所の確保 など
【テーマ③:快適な移動】 安全で快適な移動環境のある まちづくり	・住んでいる人 ・通勤・通学して くる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通やシェアサイクル等のモビリティの確保による移動利便性の向上 ● 通学路の交通安全対策 ● 都市施設のユニバーサルデザイン化 など
【テーマ④:安らぎ・心地よさ】 水と緑を活かした、 持続可能なまちづくり	・全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や都市農地の保全・活用(カーボンニュートラル) ● 歴史・文化資源の保全・活用 ● 良好な景観形成 など
【テーマ⑤:安全・安心】 災害にしなやかに対応し、 回復力の高い強靱なまちづくり	・全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川氾濫や土砂災害、火災等の非常時に対する対策の強化 ● 復旧等に向けた体制強化(広域幹線道路ネットワークの形成など) など

■テーマの検討

【朝霞市都市マスにおけるまちづくりのテーマ(事務局案)が主にカバーする領域】



■テーマの検討

(参考)テーマ①(暮らし)の取組とターゲットとの関係性

	住んでいる人 (日常・夜間)	通勤・通学してくる方 (日常・昼間)	来訪者 (休日等)
子ども ↓ お年寄り	<p>テーマ①(暮らし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが安全に遊べる公園等の確保 コワーキングや自宅で働くなど、住みながら市内で働ける環境の確保 学校や仕事帰りに滞在できる空間の確保 子育てを支援する場(預かり、交流)の確保 ライフスタイルに応じた良好な居住環境の確保 高齢者が気軽に集まれる憩いの場の確保 医療・福祉施設等の都市機能の確保 		

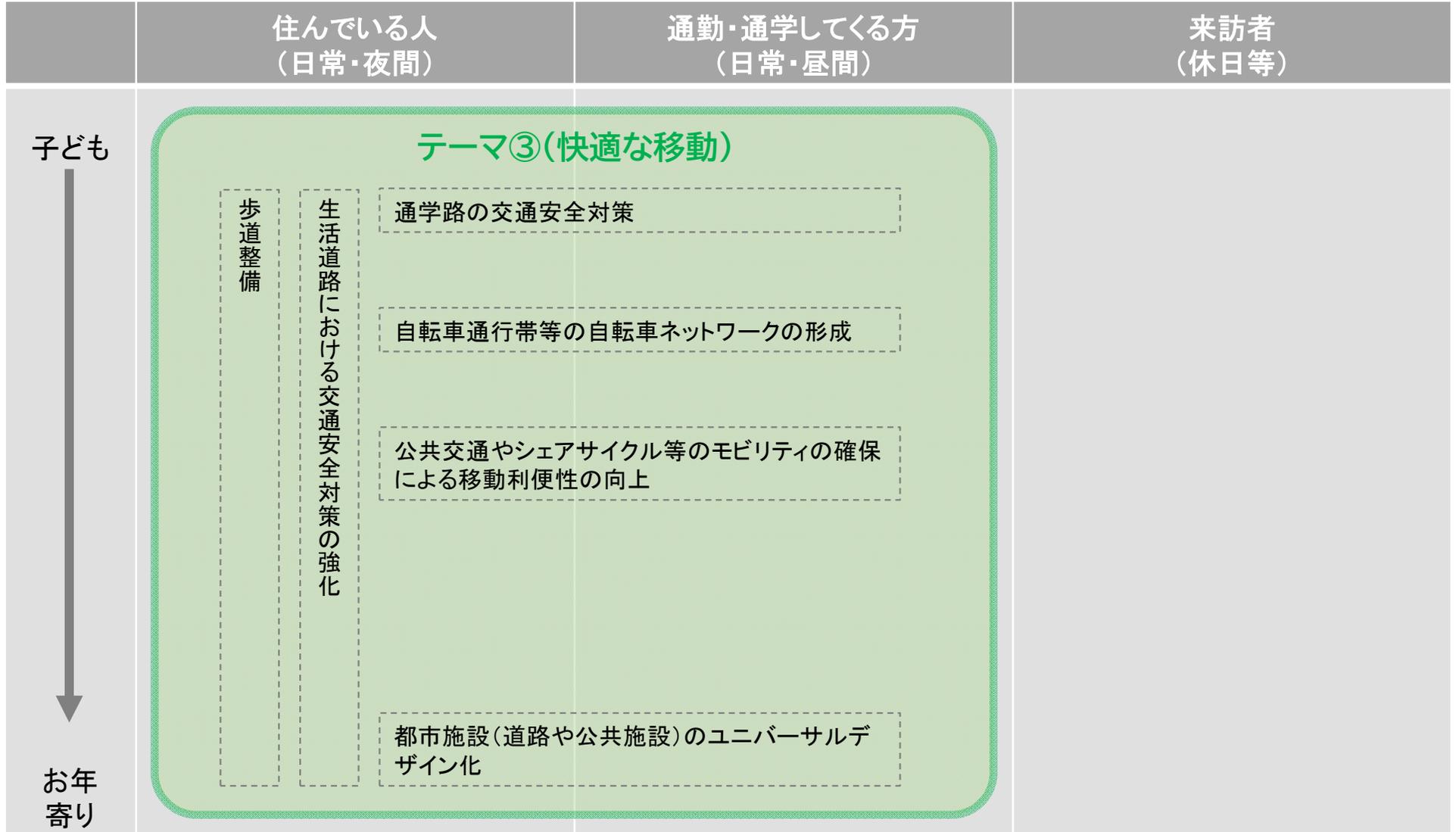
■テーマの検討

(参考)テーマ②(にぎわい・活力)の取組とターゲットとの関係性

	住んでいる人 (日常・夜間)	通勤・通学してくる方 (日常・昼間)	来訪者 (休日等)
子ども ↓ お年寄り	<p style="text-align: center;">テーマ②(にぎわい・活力)</p> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"><div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 30%;">商業・業務機能 の充実(商店街 の活性化)</div><div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 30%;">新たな産業 (工場、物流 の誘致)</div><div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 30%;">幹線道路ネットワーク の強化</div></div><div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;">公共空間等を活用したイベントの実施</div><div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;">自分磨きや新たな交流が生まれる場所の確保</div></div>		

■テーマの検討

(参考)テーマ③(快適な移動)の取組とターゲットとの関係性



■テーマの検討

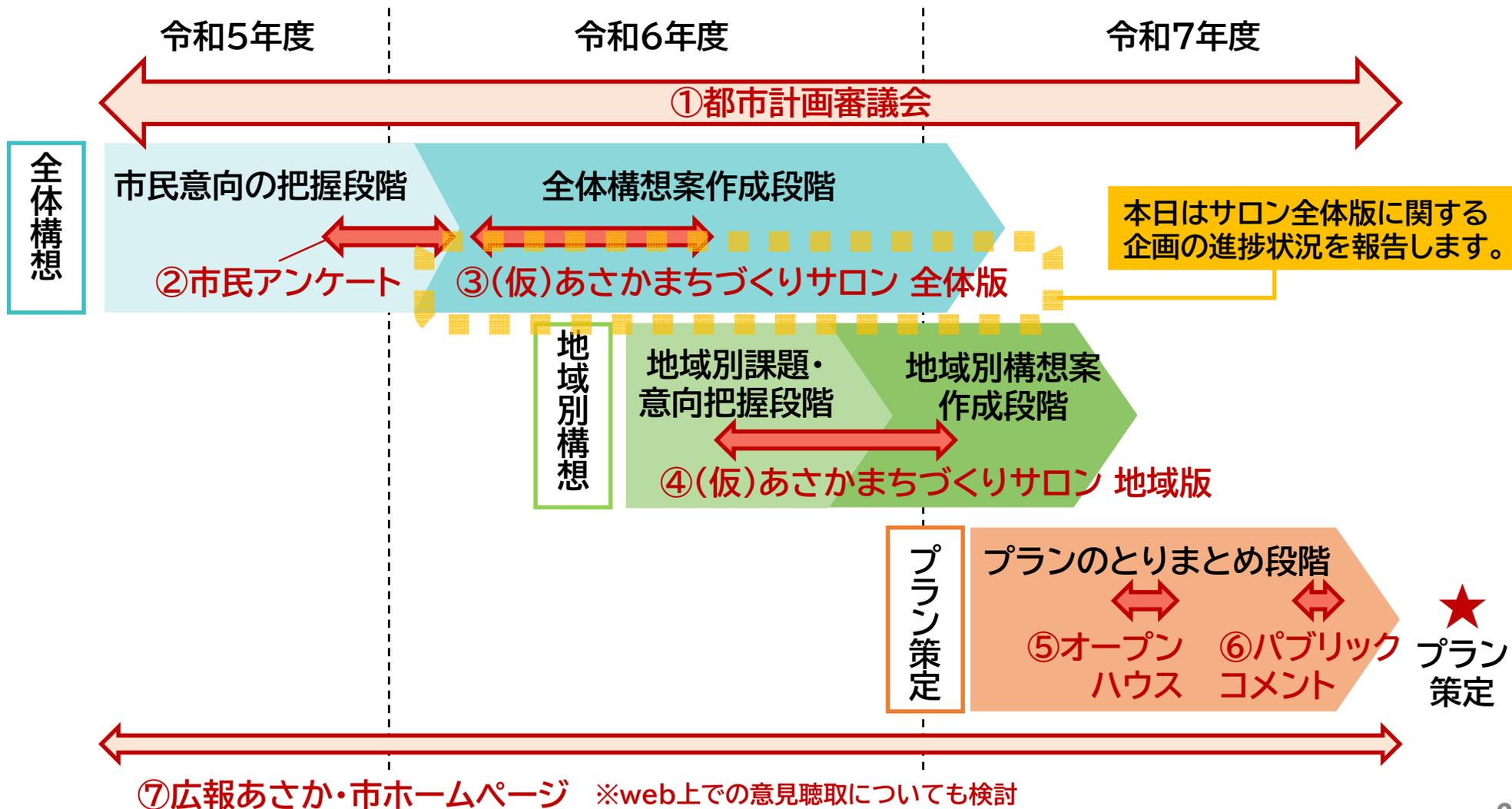
(参考)まちづくりのテーマとこれまでの分野別方針との関係性

テーマ	土地利用	道路交通	緑・景観 ・環境共生	市街地整備	安全・安心
①子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らせるまちづくり	○	○	○	○	○
②にぎわいと活力のあるまちづくり	○	○		○	
③安全で快適な移動環境のあるまちづくり		○			○
④水と緑を活かした、持続可能なまちづくり	○		○		
⑤災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靱なまちづくり	○	○		○	○

全体構想策定に伴う合意形成プロセス
「まちづくりサロン(全体版)」
の実施について

合意形成の全体プロセスと手法の全体像 (前回委員会資料再掲)

朝霞市都市計画マスタープランでは、以下のように策定の段階に応じた手法を組み合わせることで合意形成を図っていきます。



■あさかまちづくりサロン 全体版の概要

※前回委員会資料の時点更新版

項目	説明
目的	・全体構想検討の初期段階において、1回ごとに完結する内容のワークショップを複数回実施し、朝霞市のまちづくりの方向性や将来像の検討に反映するとともに、都市マスへの関心を高めることを目的とする。
実施内容	【実施時期】R6年度前半 【実施回数】4回程度 【内容】回ごとにテーマを設け、テーマに応じて参加者(ターゲット)を設定(テーマとターゲットは後述)
総合計画との連携	・総合計画で実施するワークショップや分野別市民懇談会、青少年意見聴取と連携して企画内容を調整する。

【参考】 総合計画で実施する合意形成との連携・調整

都市マスと同時並行で策定を進めている総合計画側では以下のようなワークショップ等の合意形成を行っており、情報共有しながら都市マス側の合意形成を企画立案しています。

(1) 市民ワークショップ～あさかの未来を話そう～

項目	内容
開催日時	令和6年1月20日(土) 13:30～17:00
参加者	朝霞市在住・在学・在勤等、市に関心のある方28人 朝霞市職員16人(テーブルの進行役として参加)
議論内容	グループワーク①: 今の朝霞市のよいと思うところ・改善が必要と思うところ グループワーク②: 未来の朝霞市はどんなまち?



(2) 分野別市民懇談会(都市建設部会)

項目	内容
開催日時	令和6年2月17日(土) 12:30～14:00
参加者	朝霞市在住・在学・在勤等、市に関心のある方14人
議論内容	「未来を拓くまちづくり ～次世代につなぐインフラ整備～」をテーマとして、テーブルを「道路・交通」「緑・公園・景観」「開発・住宅」「公共空間利活用」「上下水道」に分けて以下のワークを行った。 グループワーク①: 良いところ・課題になっていること グループワーク②: 20年後のあるべき姿・今後20年間でやりたいこと



■あさかまちづくりサロン(全体版)の企画内容

あさかまちづくりサロン(全体版)は、幅広い話題とターゲットを設定する観点から、以下のように「暮らし」「駅周辺」「若者(高校生)」をテーマとします。

テーマ	暮らし	駅周辺		若者(高校生)
実施時期と会場	令和6年6月22日 (土) 10:00~12:00 市役所会議室	北朝霞・朝霞台周辺 令和6年7月11日 (木) 18:00~20:00 産業文化センター	朝霞駅周辺 令和6年7月18日 (木) 18:00~20:00 市役所会議室	朝霞高校 令和6年7月4日(木) 朝霞西高校 令和6年7月17日(水)
参加者(ターゲット)と募集方法	広報、募集チラシの掲示配布、都計審臨時委員を通じた案内等	募集チラシの掲示配布、都計審臨時委員を通じた案内、両駅のエリアプラットフォーム参加者への案内(SNSを通じて実施)		市内高校へ直接案内 (一般公募は行わない)
企画概要	自分とは違う立場 (ロールプレイング) で朝霞のまちを考え、 将来も朝霞に住み、働 き、通うためにどんな まちを目指すべきかを 議論	市内の両駅に対して、将来の駅周辺に望むこと や、望ましい駅周辺にしていくために市民がど う関われるか等を議論		自分達が大人になった 10年後、どんなまち になっていてほしいか、 自分になにができるか 等を議論(都市マスの目 標年次は20年後だが、リ アリティある議論をして いただくため想定年次は 10年後とする)
都市マスへの反映見直し	サロンでいただいた意見は、まちづくりの目標(将来像、基本方針)やテーマ別の方針のうち関連する部分に反映していく			

【参考】あさかまちづくりサロン 「暮らし」サロンの募集チラシ

表面

朝霞市都市計画マスタープランの策定に向けた

あさかまちづくりサロン

朝霞市では、令和8年度から始まる新たな都市計画マスタープランの策定を進めています。市民の皆さんの多様なご意見を踏まえた計画とするため、あさかの将来のまちづくりについて和やかな雰囲気の中でみんなで話し合うワークショップ「あさかまちづくりサロン」を開催しますので、ぜひご参加ください。

あさかの将来と一緒に考えてみませんか？



今回のテーマは

“暮らし”

場所 市役所 5階 大会議室

【暮らしサロンのテーマ】

将来も朝霞に住み、働き続けるために

【概要】

朝霞をもっと好きになる、住み続ける、働き続けるためにどんなまちになってほしいかを話し合います。

【対象者】

朝霞に住んでいる人・朝霞で働いている人・朝霞の学校等に通っている人ならどなたでも。

学生さんや
お子様連れも大歓迎

日時 2024年6月22日(土)
10:00~12:00

【お申込・お問い合わせ】

下記の内容を電話、FAXまたはメールにてお伝えください。

お名前・年齢・住所・電話番号

主催：朝霞市
TEL：048-463-2518
FAX：048-463-9490
mail：mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

事前
申込

締め切り
6月17日(月)

現行の都市計画マスタープラン、現在作業中の都市マスタープランの検討過程はホームページをご覧ください。

現行の都市計画マスタープラン
(平成30年6月修正)



朝霞市都市計画マスタープラン
の検討過程



開催予定のサロン

- 駅周辺サロン（北朝霞・朝霞駅周辺）7月11日（木）夜の時間帯を予定
- 駅周辺サロン（朝霞駅周辺）7月18日（木）夜の時間帯を予定

※ほかに、5つの地域ごとに行う“地域サロン”、朝霞の高校生を対象にした“高校サロン”を予定しています。

※詳細は後日市のHPやチラシにてお伝えします。



裏面

都市計画マスタープランとは

市民の皆さんの暮らしや事業者の方々の活動を支える良好な都市環境を実現するためには、まちづくりのビジョンを定め、そのビジョンに沿って道路・公園・下水道といった身近な公共施設の整備・改修や、工業・商業・住宅等の土地の使い方や建物の建て方を定めることが必要です。

このようなルールや計画を定めたものが「都市計画」であり、市民の意見を踏まえたまちづくりの基本的なビジョンを定めたものが「都市計画マスタープラン」です。

都市計画マスタープランでは、概ね20年後の望ましい都市を考え、市域全体の目指す将来像と都市整備の方針を示した「全体構想」と、地域別の整備方針を示した「地域別構想」で構成されています。

朝霞市の都市計画マスタープランは、平成17年3月に当初計画を策定し、その後社会・経済状況や市民ニーズの変化などをふまえ平成28年11月に見直しを行ってきましたが、令和7年に目標年次を迎えるため、令和8年度からの次期計画の策定に向けた作業を現在進めています。

駅前空間が賑わいの拠点になったら良さそう！

■マスタープラン



緑を減らしたくない

まち中にどんな空間があつたらいいのかな

■将来のまちの風景

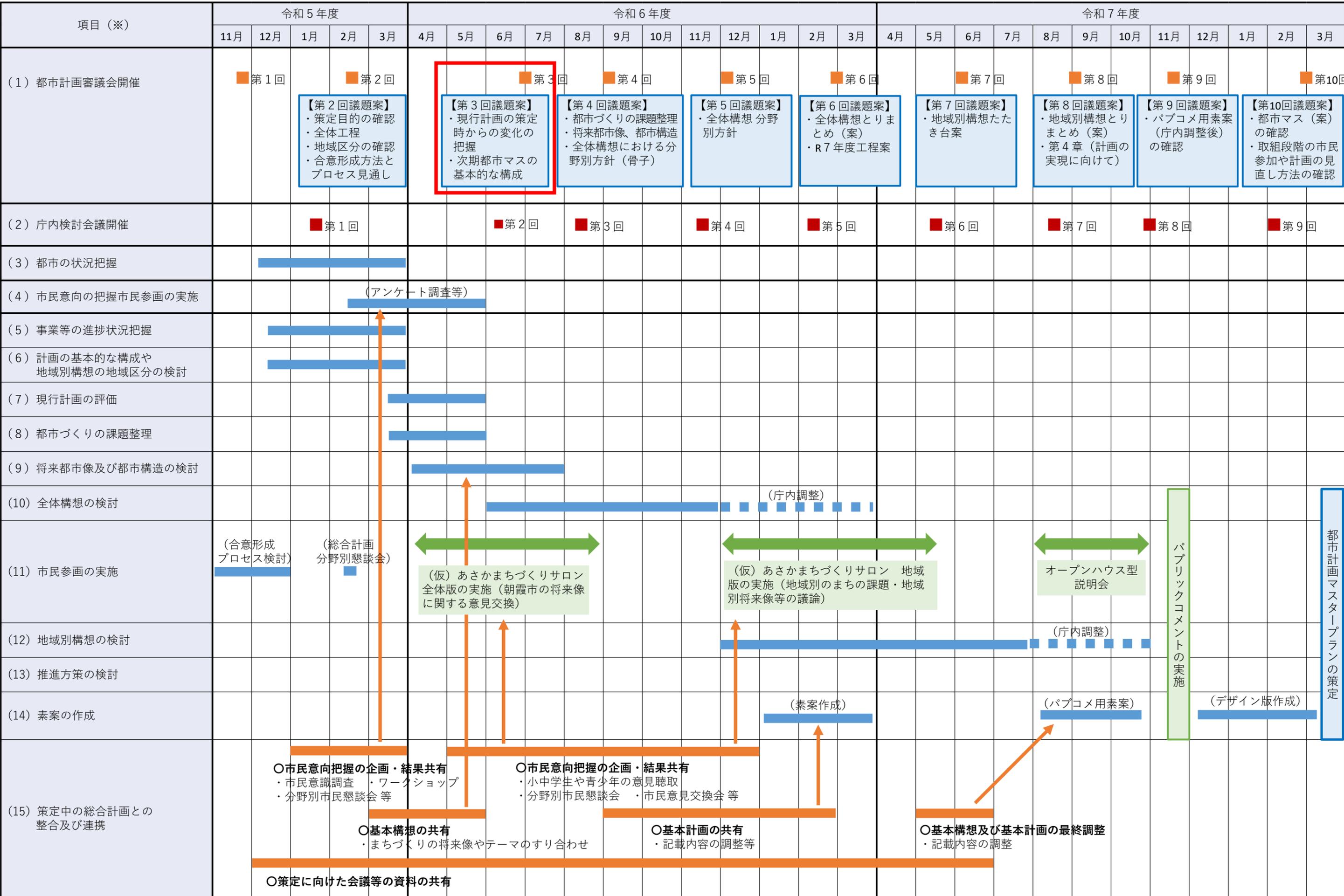


(2040年、道路の景色が変わる)



■ 朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール

参考資料 1



■20年間にけるまちの変化

平成17年(2005年)朝霞市都市計画マスタープランが策定されてから、現在に至るまで約20年間にけるまちの変化を、各統計データ、市民意識調査、事業・施策の視点から整理をした。

(1) 主なまちの変化

項目	策定当時 平成17年 (2005年)	改訂時 平成27年 (2015年)	現在 令和6年 (2024年)	増減状況 (約20年間)	出典
1. 住みよさ総合 ランキング* ¹ [位]	637	276	343	↑294	東洋経済「都市データバック」 平成15年～令和5年
2. 総人口[人]	119,712	129,691	141,083	+17.9%	国勢調査 平成12年～令和2年
2-1. 年齢別3区分(0～14 歳)[人]	18,061	18,112	19,106	+5.8%	国勢調査 平成12年～令和2年
2-2. 年齢別3区分(15～64 歳)[人]	88,663	88,207	93,817	+5.8%	国勢調査 平成12年～令和2年
2-3. 年齢別3区分(65歳以上) [人]	12,540	21,332	27,533	+119.6%	国勢調査 平成12年～令和2年
2-4. 総世帯数[世帯]	50,220	56,790	62,663	+24.8%	国勢調査 平成12年～令和2年
3. 保育園数[施設] (受入人数[人])	13 (1,127)	27 (2,099)	45 (3,279)	+32 (+2,152)	統計あさか(保育課) 平成16年～令和5年
4. 分譲マンション棟数[棟]	180	206	254	+74	朝霞開発建築課 平成16年～令和4年
5. 公園面積* ² [㎡]	237,778	302,238	310,000	+72,222	朝霞市みどり公園課HP 平成16年～令和6年
6. 医療施設数 (診療所)[施設]	30	64	85	+55	統計あさか(朝霞保健所) 平成16年～令和5年
7. 要介護(要支援)認定数 (65歳以上)[人]	842	2,722	4,563	+3,721	高齢者福祉計画・介護保険 事業計画 平成13年～令和2年
8. 老人福祉施設* ³ [施設]	13	37	66	+53	埼玉県介護事業所・生活関 連情報検索システム
9. 障害福祉施設* ⁴ [施設]	8	15	29	+21	朝霞市障害福祉課 平成16年～令和5年
10. 市内NPO法人数 [団体]	7	36	45	+38	埼玉県NPO情報ステーション 平成16年～令和6年

項目	策定当時 平成17年 (2005年)	改訂時 平成27年 (2015年)	現在 令和6年 (2024年)	増減状況 (約20年間)	出典
11. 市内購買率 (家族で買い物を楽しむ)	10.5%	13.2%	14.7%	+4.2%	埼玉県広域消費動向調査報告書 平成12年～27年度
12. 財政(一般会計当初予算)民生費の割合(歳出)	31.4%	48.%	52.5%	+21.1%	朝霞市財政課 平成18年度～令和6年度
13. 農地転用 (住宅用地面積)[㎡]	25,856	36,763	19,170	▲6,686	統計あさか(農業委員会) 平成14年～令和4年
14. 待機児童数[人]	116* ⁵	38	18	▲98	朝霞市保育課 平成16年～令和5年
15. 刑法犯罪認知件数[件]	2,566	1,288	1,503	▲1,063	朝霞警察署 平成15年～令和5年
16. 交通事故発生件数[件]	662	429	283	▲379	統計あさか(まちづくり推進課) 平成14年～令和4年
17. 商業					
17-1. 事業所数 (卸売業)[所]	178	113	130	▲48	経済センサス 平成14年～令和3年
17-2. 従業者数 (卸売業)[人]	1,443	1,391	1,503	+303	経済センサス 平成14年～令和3年
17-3. 事業所数 (小売業)[所]	617	367	378	▲239	経済センサス 平成14年～令和3年
17-4. 従業者数 (小売業)[人]	5,033	3,742	4,527	▲506	経済センサス 平成14年～令和3年
18. 工業					
18-1. 事業所数[所]	249	183	176	▲73	工業統計調査、経済センサス 平成14年～令和3年
18-2. 従業者数[人]	5,621	4,241	4,405	▲1,207	工業統計調査、経済センサス 平成14年～令和3年
19. 自治会加入率	54.1%	47.1%	39.5%	▲14.6%	令和5年度施策評価及び事務事業評価
20. 財政(一般会計当初予算)土木費の割合(歳出)	18.4%	6.8%	8.3%	▲10.1%	朝霞市財政課 平成18年度～令和6年度

※1：総合ランキング：「安心度」「利便性」「快適度」「富裕度」「住居水準充実度」の5つの観点(16指標)から算定

※2：公園は、都市公園(街区公園、近隣公園、地区公園、歴史公園、都市緑地)とし、児童遊園地は含まない

※3：老人福祉施設：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター(老人福祉法より)

※4：障害福祉施設：生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、障害者支援施設(就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る)、地域活動支援センター(障害者総合支援法より)

※5：この待機児童数は平成16年度以降のピーク値である平成23年度の値

(2) 主な市民意識の変化

項目	策定当時 平成17年 (2005年)	改訂時 平成27年 (2015年)	現在 令和6年 (2024年)	増減状況 (約20年間)	出典
1. 朝霞市の「住み良さ」 について【一般】 「ずっと住み続けた い、当分は住み続けた い」 ()内:ずっと住み続 けたいか	76.3% (27.3%)	84.8% (41.5%)	81.7% (39.4%)	+5.4% (+12.1%)	平成16年～令和5年
2. 住まい周辺で良いと感 じる点【一般】 2-1.「公共交通手段が発 達しており利便性 が高い」	36.3%	54.3%	-	-	平成14年～令和5年 ※令和5年に実施した市 民意識調査では当該項 目なし
2-2.「医療福祉施設が近 くにある」	13.2%	21.0%	-	-	
3. 自然環境の今後 【一般】 「現在のまま保全す る」	16.8%	29.4%	29.9%	+13.1%	平成14年～令和5年
4. 防災・消防に対する意 識【一般】 4-1.「満足度」 ()内:満足している		45.7% (10.2%)	54.1% (17.3%)		平成14年～令和5年
4-2.「重要度」 ()内:重要である		84.2% (66.2%)	91.7% (71.7%)		
5. 産業活性化に対する意 識【一般】 5-1.「満足度」 ()内:満足している		31.3% (6.6%)	32.5% (5.9%)		平成14年～令和5年
5-2.「重要度」 ()内:重要である		61.3% (24.6%)	76.0% (38.9%)		
4. 朝霞市は好きか 【青少年】 「好き、まあ好き」 ()内:好き	58.3% (20.3%)	81.9% (38.5%)	77.5% (44.8%)	+19.2% (+24.5%)	平成21年～令和5年

項目	策定当時 平成17年 (2005年)	改訂時 平成27年 (2015年)	現在 令和6年 (2024年)	増減状況 (約20年間)	出典
5. 朝霞市が好きな理由 【青少年】					平成21年～令和5年
5-1. 「交通の便がよい」	17.4%	41.3%	53.7%	+36.3%	
5-2. 「住んでいる環境や まちなみがよい」	13.0%	29.5%	38.1%	+25.1%	
5-3. 「まちが安心・安全 である」	5.1%	24.5%	32.1%	+27.0%	
6. 住まい周辺での整備改 善が必要【一般】 「歩道がない(狭い)」	45.1%	52.9%	-	-	平成14年～令和5年 ※令和5年に実施した市 民意識調査では当該項 目なし
7. 朝霞市が嫌いな理由 【青少年】					平成21年～令和5年
7-1. 「住んでいるまちな みや環境がよくな い」	7.7%	21.4%	31.3%	+23.6%	
7-2. 「買い物をするのに 不便である」	53.8%	57.1%	50.0%	▲3.8%	

市民意識調査の主な変化（市民意識調査及び青少年アンケート）

市の全体的な計画（総合計画）と本計画が連携し、令和5年（2023年）11月に市民の皆さんのまちづくりへの考え方・ご意見などについて伺い、計画づくりに生かすための基礎的なデータとして、アンケート調査を行った。

市民意識調査

- ・対象者：市内在住の18歳以上の男女 3,000人
- ・調査項目：「住みよさ」、「地域との関わり」、「市政」、「市の全般的な取組」、「これからのまちづくり」
- ・有効回収数：976票（紙回答：743票、Web回答：233票）
- ・有効回収率：32.5%（紙回答：24.8%、Web回答：7.8%）

青少年アンケート

- ・対象者：市内在住の12歳以上18歳未満の男女 1,000人
- ・調査項目：「日頃感じていること」、「これからのまちづくり」、「地域との関わり」、「市の取組」
- ・有効回収数：281票（紙回答：178票、Web回答：103票）
- ・有効回収率：28.1%（紙回答：17.8%、Web回答：10.3%）

(3) 主な事業・施策の変化

※別紙参照

(4) 20 年間におけるまちの変化【まとめ】

これまでに整理してきた「主なまちの変化」、「主な市民意識の変化」そして「主な事業・施策の変化」を踏まえ、20 年間における朝霞のまちの変化を以下にまとめた。

①住宅地として選ばれ、住み続けたいと思う市民ニーズが増加

- ・ 住みよさランキングは 300 位程度上昇、改定時より 70 位程度下落
- ・ 人口、世帯数は共に継続増加、65 歳以上人口は 2 倍以上増加
- ・ 分譲マンションは 74 棟と 4 割程度増加、都市型住宅が進展
- ・ 医療施設（一般診療所）は 3 倍程度増加、身近に医療サービスを受ける機会は増加
- ・ 朝霞市に「住み続けたい」と思う市民の割合は増加、改定時より 3%程度減少
- ・ 朝霞市について「好き、まあ好き」と思う青少年の割合は増加、改定時より 5%程度減少
- ・ 青少年の朝霞市が好きな理由として、「交通の便がよい」、「住んでいる環境やまちなみがよい」、「まちが安心・安全である」が多く挙げられ、いずれも継続増加

②子育て環境は充実である一方、高齢者福祉の需要が急増

- ・ 保育園は 3 倍増加とともに、受入人数も大幅に増加
- ・ 待機児童数は 20 年間におけるピーチ値の 2 割程度に激減
- ・ 65 歳以上の要介護（要支援）認定者は継続増加、20 年間で 5 倍以上と激増
- ・ 老人福祉施設は 5 倍程度増加
- ・ 障害福祉施設は 3 倍以上増加
- ・ 民生費の歳出は継続増加

③商業・産業活力の低下により、まちの魅力が低下

- ・ 市内購買率（家族で買い物を楽しむ）は小幅で継続増加
- ・ 商業は卸売業、小売業共に事業所は減少、従業者数は卸売業が増加、小売業が減少
- ・ 工業は事業所と従業者数は共に減少
- ・ 青少年の朝霞市が嫌いな理由として、「買い物をするのに不便である」、「住んでいるまちなみや環境がよくない」は多い
- ・ 産業活性化（魅力ある商業機能の形成、産業誘致の推進等）の取組について「重要である」と回答する市民の割合が増加傾向

④市民の自然環境や農地の保全に対する意識が向上

- ・ 公園面積は継続増加
- ・ 住宅用地への農地転用面積は改定時をピークに減少
- ・ 自然環境について、「現在のまま保全する」と思う市民の割合は継続増加

⑤より安全で安心なまちに向けた市民ニーズが増加

- ・ 刑法犯罪認知件数は 4 割程度減少、改定時よりは 4 分の 1 程度増加
- ・ 交通事故発生件数は継続減少、策定時の半分に以下に減少
- ・ 土木費の歳出は減少傾向、改定時より 1.5 倍程度増加
- ・ 防災・消防に関する取組について「重要である」と回答する市民の割合が増加傾向

⑥NPO などの市民活動は活発である一方、地縁活動は縮小傾向に

- ・ 市内 NPO 法人は 6 倍以上増加
- ・ 自治会加入率は継続減少、直近は 4 割以下

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	i. 市街地の適正な利用	①住宅系利用	i. 低層住宅地	宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川沿いや農地等と一体となった自然環境と調和する低層住宅地として、低密度主体の土地利用により住環境を維持します。	B 用途地域	—	—	宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川や農地などの自然環境と調和する低層の戸建て住宅地として、良好な住環境を維持する。	B 都市計画総務事務事業（用途地域）	宮戸、岡、根岸台の低層住宅（4号建築物）の確認申請件数 （平成17年度：－、平成28年度：653件、令和5年度：784件）
					—	—	—	B 建築行政事業		
2			ii. 中高層住宅地	低層住宅地以外の住宅地については、中高層住宅地における良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態（規模）や用途に配慮した適切な誘導を図ります。	A 建築物の高さ制限導入	—	—	中高層住宅地については、良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態（規模）や用途に配慮した適切な誘導を図る。	B 【再掲】都市計画総務事務事業（用途地区・高度地区）	中高層用途（第一種低層住居専用地域以外）の面積 （平成17年度：880ha、平成28年度：932.4ha、令和5年度：940.7ha） 指導要綱（H17～20）及び開発条例（H21～R5）に基づく協議書の締結案件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件）
					B 高度地区	—	—	B 【再掲】建築行政事業		
3			iii. 幹線道路沿道地区	国道・県道等の比較的広幅員を有する幹線道路沿道においては、周辺環境との調和や、沿道にあたる建築物の外観、看板・照明などのデザインの協調・ルール化等による沿道景観形成の向上に配慮しながら、自動車利用および地域生活の利便性向上に資する商業機能を許容し、日常生活を支える諸サービス機能を身近に備え地域の利便性を向上する住環境を持つ市街地形成を進めます。	B 【再掲】用途地域	—	—	国道・県道などの比較的広幅員を有する幹線道路の沿道においては、周辺環境との調和や、朝霞市景観計画などに基づく沿道の建築物の形態・意匠・色彩や屋外広告物などのデザインの規制・誘導などによる沿道景観の向上に配慮しながら、自動車利用及び地域の利便性向上などに資する商業業務機能の立地を許容し、日常生活を支える様々なサービス機能を身近に備え、市全体もしくは地域の活性化や利便性を向上させる市街地形成に努める。	B 【再掲】都市計画総務事務事業（用途地域）	志木和光線の整備率（％） （平成17年度：－、平成28年度：56.1、令和5年度：56.1） シンボルロードを景観重点地区に指定した時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年3月）
					B 志木和光線整備事業	—	—	B 志木和光線整備事業		
					A 景観まちづくり推進事業	—	—	B 景観まちづくり推進事業		
					—	—	—	B 【再掲】建築行政事業		
4			iv. 旧暫定逆線引き地区	旧暫定逆線引き地区については、その運用が廃止されたため指定されている各区域については当面、現在の環境を維持しつつ関係地権者等と協議のもとに望ましい土地利用の方向について検討します。	A 暫定逆線引き土地利用検討事業	—	—	旧暫定逆線引き地区については、地区計画に基づき、生産緑地地区などの都市農地を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図る。	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	旧暫定逆線引き地区に係る地区計画の制定の時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成23年1月、令和5年度：－） 生産緑地の面積 （平成17年度：46.03ha、平成28年度：66.08ha、令和5年度：64.53ha） 旧暫定逆線引き地区に係る地区計画内の区画道路の路線数 （平成17年度：－、平成28年度：20、令和5年度：20）
					B 地区計画	—	—	B 生産緑地管理事業		
5				黒目川、新河岸川等の河川周辺については、親水空間の整備や自然環境を活かし、人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての整備を検討します。	A わくわく田島緑地駐車場整備事業	—	—	「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき区画道路の整備を推進するなど、関係地権者などとの協力のもとでまちづくりを進める。	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	
					B 黒目川桜並木管理事業	—	—	B 黒目川桜並木管理事業		
6		②商業業務系利用	i. 朝霞駅周辺	朝霞駅周辺の道路や駅前広場など都市基盤整備の推進と、商店街の活性化に向け、不足業種の充実・空洞化対策や、商業業務機能の充実を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進します。また、駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や個性的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性に配慮した環境づくりに努めます。	A 朝霞駅南口周辺地区整備事業	—	—	朝霞駅周辺の道路など都市基盤整備の推進に加え、商店街の活性化に向け、魅力ある店舗の誘致などによる商業業務機能の充実やおもてなしが感じられる取組などによる空洞化対策を図るとともに、駅周辺の利便性を生かした医療・福祉などの各種生活サービスや行政サービスなどの都市機能の集約を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進する。	B 【再掲】都市計画総務事務事業	官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台駅周辺地区） 朝霞駅周辺エリアビジョンの各施策の進捗状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：8施策中6施策実施中） 朝霞駅周辺の商店会の加入店舗数 （平成17年度：730店舗、平成28年度：390店舗、令和5年度：339店舗） 朝霞駅南口交通安全対策協議会による検討の累計回数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1回） 放置自転車の収容台数 （平成17年度：5,091台、平成28年度：514台、令和5年度：76台）
					A 朝霞駅北口周辺地区整備事業	—	—	B 商店会支援事業		
7				—	—	—	—	駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や魅力的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性を配慮した環境づくりに努める。	B 【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—	—	B 交通安全施設事業		
8				より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業核の形成を図ることにより、本市全体の商業力向上を図ります。	B 朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	—	—	より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業の拠点の形成を図ることにより、本市全体の商業力向上を図る。	D 朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	
					—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業		
9			ii. 北朝霞・朝霞台駅周辺	北朝霞地区地区計画による商業業務系施設の誘導を今後も維持するとともに、周辺の住環境との調和にも配慮していきます。	A 朝霞台駅南口駅前広場の整備改修事業	—	—	北朝霞地区地区計画による商業業務系施設の誘導を今後も維持するとともに、壁面後退区域の有効活用を行う。	B 【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	
					—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業		
10				—	—	—	多くの人が訪れたいと感じる賑わいの景観や魅力ある商業空間の形成を図るとともに、周辺の住環境との調和にも配慮する。	B 【再掲】都市計画総務事務事業	北朝霞地区地区計画の申請の累計件数 （平成17年度：156件、平成28年度：202件、令和5年度：261件） 北朝霞・朝霞台駅周辺地区エリアビジョン（未来ビジョン）の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 経済センサスにおける小売事業所数 （平成17年度：617店舗、平成28年度：367店舗、令和5年度：378店舗）	
					—	—	—	B 【再掲】景観まちづくり推進事業		
11				さらに駅利用者や周辺居住者など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ多様な人々の需要を満たす魅力的、かつ複合的な機能の充実を促進します。	A 北朝霞地区地区計画	—	—	駅利用者や周辺住民など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ、多様な人々の日常生活における需要を満たす魅力的かつ複合的な機能の充実を促進する。	B 【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業		
12				—	—	—	比較的に近い大学や自然と共存する公共施設等ゾーンとの連携の強化を図る。	B 【再掲】都市計画総務事務事業		
					—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業		
13			iii. 国道254号沿道	—	—	—	国道254号（川越街道）の沿道については、地域の経済を支えるまちづくりを進めるため、広域交通軸に面する立地特性を生かした商業業務系の土地利用の誘導を図る。	B 【再掲】都市計画総務事務事業	国道254号（川越街道）沿道をまちづくり重点地区に指定した時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成28年11月、令和5年度：－）	
					—	—	—	B 【再掲】志木和光線整備事業		
14			iv. その他の商業地	市内各地区の既存商店街については地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行に対応し安心して買物ができる空間の形成、地区内商業地の充実、利便性の向上を目指します。	B 商店会支援事業	—	—	市内各地区の既存商店街については、地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行などに対応するため、子どもや高齢者、障害のある人の生活圏を考慮し、誰もが徒歩圏内で安心して買物ができる空間の形成や利便性の向上を目指す。	B 【再掲】商店会支援事業	立地適正化計画の策定の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 朝霞市産業基本計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成31年3月）
					—	—	—	B 【再掲】都市計画総務事務事業		
15		③工業系利用		工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止します。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。	B 【再掲】用途地域	—	—	工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止する。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図る。	B 【再掲】都市計画事務事業（用途地域）	幸町三丁目地区地区計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年8月） 幸町三丁目地区（旧4小跡地）用途の変更時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年8月） 根岸台三地区地区計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年3月） 根岸台三丁目地区（積水跡地）用途の変更時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年3月） あずま南地区地区計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和4年9月） あずま南地区用途の変更時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和4年9月）
					—	—	—	B 【再掲】都市計画事務事業		
16				—	—	—	工業系用途地域において、工場跡地などにすでに中高層の住宅が立地している地域においては、工場などの操業環境の維持を図りながら、状況に応じて適切な土地利用の見直しなどについても検討を行う。	B 【再掲】都市計画事務事業		
					—	—	—	B 【再掲】都市計画事務事業		
17	ii. 市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）	④荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地や河川周辺		荒川河川敷および朝霞パブリックゴルフ場一帯には、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーション（休養・娯楽）の場としての活用を図ります。	B スポーツ施設管理運営事業	—	—	朝霞パブリックゴルフ場を含む荒川河川敷一帯は、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図る。	B 公園管理事業（スポーツ施設管理運営事業）	荒川近郊緑地保全地域の面積 （平成17年度：－、平成28年度：98ha、令和5年度：98ha） 河川沿いの景観重点地区の延長（m） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：約650m）
					—	—	—	B 【再掲】緑地管理事業		
18				—	—	—	黒目川、新河岸川などの河川周辺については、斜面林や農地なども含め水と緑の景観の保全に努めるとともに、人々が自然とのふれあいや余暇を楽しめるような親水空間、緑地としての活用を図る。	B 緑化推進事業		
					—	—	—	B 【再掲】黒目川桜並木管理事業		

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
19	ii. 市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）（前頁から続き）	⑤周辺自然環境などと調和する施設地区	i. 公共公益施設系	主に黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむ（健康増進センター）、はあとびあ（総合福祉センター）などの施設の立地を活かし、今後も公共的な施設利用を維持するとともに、周辺の住宅地や鉄道駅からのアクセス（接続）性の向上および各施設周辺に残存する農地・自然環境との調和を図ります。	B 緑化推進事業	黒目川周辺は、健康増進センター（わくわくどーむ）や総合福祉センター（はあとびあ）などの公共施設や東洋大学が立地するほか、日常的な憩いや余暇活動、健康づくりなどができる環境特性をふまえ、拠点的な病院の立地の推進など医療・福祉・教育施設が集約的に立地する土地利用を進める。	B 【再掲】都市計画総務事務事業	朝霞台中央病院の移転の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年1月） 東洋大学朝霞キャンパスの再整備完成時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 市内循環バスわくわく号（稲岸台線）の累計本数 （平成17年度：23本、平成28年度：24本、令和5年度：24本） グリーントレイルマップの策定期期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月）		
				—	—	B 【再掲】景観まちづくり推進事業	B 【再掲】緑化推進事業			
20				—	—	鉄道駅や周辺市街地からのアクセスの向上及び周辺に残存する農地や自然環境との調和を図る。	B 市内循環バス運営事業	B 【再掲】緑化推進事業		
21			ii. 産業関連施設系	主に上内間木における工場や倉庫等の立地が進む地区については、隣接する既存集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）等の周辺環境への配慮や環境悪化の防止とともに、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。	B 朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	国道254号バイパス周辺や上内間木などの工場や倉庫などの立地が多い地区については、隣接する既存集落地などの周辺環境への配慮や環境悪化の防止に努め、調和のとれた土地利用の誘導を図る。	B 【再掲】開発許可等指導事業 （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	B 【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	市街化調整区域における開発許可の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：85件、令和5年度：112件）	
				—	—	B 【再掲】開発許可等指導事業 （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	B 【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業			
22		⑥計画的利用を促進すべき地区	i. 基地跡地	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換したこととともない、全市的な利用の観点から多面的な利用可能性の検討を行います。検討にあたっては、議会や市内の各種団体の代表などによる検討委員会を設置し、市民参画を図りながら具体的な議論を進めていきます。	B 基地跡地利用促進事業	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換し、その後本市で進められた基地跡地利用に関する検討の経緯をふまえながら、平成27(2015)年12月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づき、土地利用の誘導を図る。	B 基地跡地利用促進事業	朝霞市基地跡地利用計画の策定期期、変更時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成20年5月（見直し：平成27年12月）、令和5年度：－） 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の策定期期 （平成17年度：平成22年3月、平成28年度：平成30年4月（改訂）、令和5年度：） 基地跡地地区地区計画の策定期期 （平成17年度：－、平成28年度：平成21年2月、令和5年度：－） 基地跡地暫定広場「あさかの森」の開設時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成24年11月、令和5年度：－） シンボルロードの開通時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年2月）		
					B 基地跡地暫定利用事業		B 基地跡地暫定利用事業			
					B （仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業		B 基地跡地公園・シンボルロード整備事業 （（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業）			
23		⑥計画的利用を促進すべき地区（前頁から続き）	ii. その他の大規模跡地	—	—	工場や学校などの廃止や移転によって生じた大規模な跡地についても、市全体もしくは地域の活性化などに寄与する活用を検討し、適正な土地利用の誘導を図る。	B 【再掲】都市計画総務事務事業		内間木公園拡張整備基本構想の策定の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 国道254号バイパス沿道の土地利用について（案）の策定期期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月）	
24				—	—	新たに開通した国道254号バイパスについては、自然環境に配慮し調和を図りながら、地域の活性化に資する施設の立地を行うことができるように、地区計画制度などを活用した規制・誘導を行う。	B 【再掲】都市計画総務事務事業	B 【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業		
25		⑦集落地・農地など	—	集落や農地等が残存している地区においては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）としての環境の維持・向上を図ります。また、貴重な自然的資源として農地の維持・保全を図ります。	B 開発許可制度	集落や農地など残存している内間木地域などにおいては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地としての環境の維持・向上を図る。	B 【再掲】開発許可等指導事業 （開発許可制度） （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	B 景観まちづくり推進事業【再掲】	農地転用許可の累計件数 （平成17年度：26件、平成28年度：11件、令和5年度：11件） 市内の市民農園数 （平成17年度：8箇所、平成28年度：8箇所、令和5年度：13箇所） 市街化調整区域内の市民農園の累計面積 （平成17年度：6,002㎡、平成28年度：6,902㎡、令和5年度：6,902㎡）	
					B 【再掲】朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例		B 景観まちづくり推進事業【再掲】			
					A 【再掲】景観まちづくり推進事業		—			
26				—	—	農地についても、生産の場としてだけでなく、景観や防災など多様な機能を有し、都市にうるおいや安らぎを与える貴重な自然的資源として維持・保全を図る。	B 【再掲】景観まちづくり推進事業			
27				—	—	農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約化するとともに、農地を保全するなど、農地の有効利用を促進する。	B 市民農園事業			

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）	
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等		
1	i. やさしさに配慮した道づくり	① 全ての人にやさしい交通環境の整備	—	すべての人が円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性に配慮した駅舎や公共交通車両等の施設整備を促進します。	B	交通安全施設事業	全ての人が円滑に移動できるよう、公共交通を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した公共交通車両などの整備・改善を促進する。	B	【再掲】交通安全施設事業	公共交通計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年2月） 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会への要望活動状況 ※対象年度に実施した回数 （平成17年度：各1回、平成28年度：各1回、令和5年度：各1回） 市内循環バスのバスロケーションの導入時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年7月） 東弁財地区へのゾーン30プラスの設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） 三原、幸町、緑ヶ丘地区へのゾーン30の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：幸町一丁目（平成24年度）・三原一丁目（平成25年度）・弁財（北・南）区域（平成28年度）、令和5年度：－） 無電柱化計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年3月） 地域公共交通協議会の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和元年7月） 橋梁整備・維持管理施工件数（対象年度1年間の結果） （平成17年度：2件、平成28年度：2件、令和5年度：3件）	
2		主要道路における歩道整備や交差点改良を推進するとともに、交通規制やハンブ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更等について検討し、関係機関へ働きかけていきます。		B	道路舗装事業	自動車の速度の抑制や通過交通の侵入を抑制するために、ハンブ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更や、無電柱化などについて検討し、関係機関へ働きかけていく。	B	【再掲】交通施策推進事業	B		道路改良事業
3		—		—	—	—	橋梁については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に1度の橋梁点検を実施し、適切な維持管理に努める。	B	橋梁改修事業		B
4		② 環境・景観に配慮した交通環境の整備	—	道路は都市内における貴重な公共的な空間であり、豊かな歩道や植樹帯は公園・緑地とあまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路および沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、植樹帯、ポケットパークの整備に努めます。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	公共的な空間である道路は、街路樹や公園・緑地とあまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路及び沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパークなどの整備に努める。	B	事業用地維持管理事業	街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本） ポケットパークの数 （平成17年度：2箇所、平成28年度：6箇所、令和5年度：8箇所） まちなかのベンチの設置数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：46基）	
		—		B	花と緑のまちづくり事業	B		【再掲】景観まちづくり推進事業			
		—		—	—	B		花と緑のまちづくり事業			
		—		—	—	B		【再掲】道路改良事業			
		—		—	—	B		道路施設維持管理事業			
5		③ 歩行者空間の整備	—	あらゆる歩行者が安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指します。また、河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設等へ歩行者および自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図ります。	B	歩道整備事業	高齢者や障害のある人など誰もが安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指し、幅員予定路線の歩道整備に積極的に取り組む。	B	歩道整備事業	【再掲】グリーンレイルマップの策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 歩道整備延長 （平成17年度：－、平成28年度：76,610m、令和5年度：79,862m） 道路基本整備計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和元年5月） シェアサイクルのポート設置累計数 （平成17年度：0基、平成28年度：0基、令和5年度：990基） 矢羽根の整備済延長 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：2,189m）	
		—		—	—	B	【再掲】道路改良事業				
		—		—	—	B	道路用地取得事業				
		—		—	—	B	【再掲】交通安全施設事業				
		—		—	—	B	公園管理事業				
		—		—	—	B	【再掲】交通安全施設事業				
		—		—	—	B	【再掲】歩道整備事業				
6		—	—	—	B	【再掲】道路施設維持管理事業					
7		—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業					
		—	—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業			
		—	—	—	—	—	B	【再掲】道路施設維持管理事業			
8	ii. まちの骨格となる道路づくり	④ 幹線道路網の整備	i. 広域幹線道路	関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセス（接続）性と、県内主要都市間および市内各地域間の相互の交通を集約し処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていきます。	B	緑ヶ丘通線整備事業	関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセスと、県内主要都市間及び市内各地域間の相互の交通を円滑に処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていく。	A	緑ヶ丘通線整備事業	国道254号（川越街道）沿道をまちづくり重点地区に指定した時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成28年11月、令和5年度：－）	
		—	—	—	B	志木和光線整備事業	—	B	【再掲】志木和光線整備事業		
9		—	ii. 都市内幹線道路	都市内幹線道路は、市内各地域間および主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう適切に配置し、整備を進めます。	B	岡通線整備事業	都市内幹線道路は、市内各地域間及び主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう、適切に配置・整備について検討を進める。	B	岡通線整備事業	【再掲】東弁財地区へのゾーン30プラスの設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） 【再掲】三原、幸町、緑ヶ丘地区へのゾーン30の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：幸町一丁目（平成24年度）・三原一丁目（平成25年度）・弁財（北・南）区域（平成28年度）、令和5年度：－） 【再掲】歩道整備延長 （平成17年度：－、平成28年度：76,610m、令和5年度：79,862m） 【再掲】志木和光線の整備率（％） （平成17年度：－、平成28年度：56.1、令和5年度：56.1） 長期未整備都市計画道路の見直し累計回数 （平成17年度：1件、平成28年度：2件、令和5年度：3件） 岡通線の整備状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1,645m（県施行390m含む）） 駅東通線の整備状況 （平成17年度：－m、平成28年度：41m、令和5年度：41m） 駅西口富士見通線の整備状況（完成時期・延長距離） （平成17年度：－、平成28年度：平成25年6月・178m、令和5年度：－） 緑ヶ丘通線の整備状況（完成時期・延長距離） （平成17年度：平成27年10月・3,430m、平成28年度：－、令和5年度：－） 観音通線の整備状況（完成時期・延長距離） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年2月・900m） 市道8号線の再整備延長（ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：680m）	
		—	—	—	B	駅西口富士見通線整備事業		—	A		駅西口富士見通線整備事業
		—	—	—	B	【再掲】志木和光線整備事業		—	B		【再掲】志木和光線整備事業
		—	—	—	B	【再掲】緑ヶ丘通線整備事業		—	A		緑ヶ丘通線整備事業
		—	—	—	B	観音通線整備事業		—	A		観音通線整備事業
		—	—	—	B	長期未整備都市計画道路見直し事業		—	B		【再掲】都市計画総務事務事業（長期未整備都市計画道路見直し事業）
10		—	—	市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業		
		—	—	—	—	—	—	B	交通安全啓発推進事業		
		—	—	—	—	—	歩車道の分離や自転車通行帯の整備などを図り、歩行者や自転車の安全性を確保する。	B	【再掲】交通施策推進事業		
11		—	—	—	—	—	—	B	【再掲】交通安全施設事業		
		—	—	—	—	—	—	B	【再掲】道路改良事業		
		—	—	—	—	—	—	B	【再掲】歩道整備事業		
12		—	—	—	—	—	都市計画道路は、重要度の高い路線は整備を推進するとともに、長期未整備都市計画道路は、社会情勢の変化や制度改正などをふまえて、路線ごとにその必要性や構造の適正さについて検証を行い、廃止を含めた見直しの検討を行う。	B	【再掲】都市計画総務事務事業（長期未整備都市計画道路見直し事業）		
		—	—	—	—	—	—	B	道路台帳整備事業		
13		—	—	—	—	—	東京オリンピック・パラリンピック大会の会場と最寄り駅との最短で結ぶ都市計画道路観音通線（市道7号線）の整備に加え、経路となる市道8号線（公園通り）などの道路について、ユニバーサルデザインの考え方に基づく対応などを進める。	B	基地跡地公園・シンボルロード整備事業		
		—	—	—	—	—	—	B	【再掲】道路舗装事業		

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
14	iii. 良好な交通環境づくり	⑤安全・快適な道路の整備	i. 身近な生活道路の整備	良好な地区の交通環境を形成するとともに、地域の防災・日照・通風等の環境を確保するよう市街地の整備状況や自動車交通とのバランスを考慮し、地区の特性に応じた適切な交通安全施設等の整備を進めます。	B	道路改良事業	住宅地内など身近な生活道路における良好な交通環境を形成するとともに、市街地の整備状況や交通量とのバランスを考慮し、住宅地の特性に応じた適切な生活道路の整備を進める。	B	【再掲】道路改良事業	市民ボランティア団体の累計数 （平成17年度：5団体、平成28年度：20団体、令和5年度：24団体） 私道整備助成金の開始時期 （平成17年度：平成14年11月、平成28年度：－、令和5年度：－） 私道整備助成金の累計件数 （平成17年度：3件、平成28年度：25件、令和5年度：33件）
					B	道路施設修繕事業		B	道路施設修繕事業	
					B	道路施設維持管理事業		B	【再掲】道路施設維持管理事業	
B	道路台帳整備事業	B	【再掲】道路台帳整備事業							
B	道路照明灯整備事業	B	道路照明灯整備事業							
A	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	B	【再掲】都市計画総務事務事業 （長期未整備都市計画道路見直し事業）							
B	【再掲】長期未整備都市計画道路見直し事業	－	－							
15				快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して道路を美しく保つ等、道路の維持・管理意識の向上を促進します。	B	【再掲】道路施設修繕事業	快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業（事業者）・行政が協働して道路を美しく保つなど、道路の維持・管理意識の向上を図る。	B	【再掲】道路施設修繕事業	
					B	【再掲】道路施設維持管理事業		B	【再掲】道路施設維持管理事業	
16				地域住民の意向を踏まえた私道の活用調整や、道路里親制度等の活用を検討します。	B	私道整備助成事業	地域住民の意向をふまえた私道の整備助成を行う。	B	私道整備助成事業	
17			ii. 交通規制の改善	身近な生活道路は、交通安全施設整備の充実とともに、住宅地内への自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、児童、高齢者、障害者への対策を重点においた歩行者の安全対策を講じていきます。	B	道路安心・安全緊急改良事業	交通安全施設の整備の充実とともに、住宅地内など一定の区域内における速度抑制や幹線道路からの通過交通の抑制などを図るため、既に指定されている幸町2丁目や三原1丁目などのゾーン30や、一步通行、時間帯による車両規制などの交通規制の推進を図り、子ども、高齢者、障害のある人など誰もが安全に通行できるように歩行者の交通安全対策を実施する。特に、通学路や交通事故の危険性の高い交差点などを優先して交通安全対策を実施する。	B	【再掲】交通安全啓発推進事業	
					－	－		B	【再掲】交通安全施設事業	
					－	－		A	道路安心・安全緊急改良事業	
18				一方通行や時間帯による車両規制などの具体的な方策検討にあたっては、地域住民等の意向を踏まえて進めていきます。	B	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	具体的な交通安全対策の検討にあたっては、地域住民などの意向をふまえて進める。	B	【再掲】交通施策推進事業	
					－	－		D	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	
					－	－		B	【再掲】道路施設維持管理事業	
19				－	－	－	自転車や歩行者の交通ルールの啓発などにより、交通マナーの向上と事故防止を図る。	B	【再掲】道路施設修繕事業	
					－	－		B	【再掲】交通安全啓発推進事業	
20	⑥公共交通網などの充実・整備		－	公共交通サービスの利用圏外となっている地区の解消や、高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、市内循環バス（わくわく号）の運行ルート見直しや拡充を検討するとともに、路線マップや時刻表の配布など、利用促進のための情報提供に努めます。	B	市内循環バス運営事業	高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、コミュニティバスの運行ルートの見直しや拡充を進め、公共交通サービスの利用が不便な公共交通空白地区の解消や、利便性の向上を図るとともに、路線マップや時刻表の配布、運行情報の発信など、利用促進のための情報発信に努める。	C	【再掲】市内循環バス運営事業	
					－	－		B	【再掲】交通施策推進事業	
					B	【再掲】市内循環バス運営事業		B	【再掲】交通施策推進事業	
21				隣接都市との連携等による運行サービスの充実についても検討していきます。	B	【再掲】市内循環バス運営事業	隣接都市との連携などによる運行サービスの充実についても検討する。	B	【再掲】交通施策推進事業	
					－	－		B	【再掲】市内循環バス運営事業	
22				民間バス等の公共交通機関の利用を促進するため、事業者に対し輸送力の増強や路線の維持強化を働きかけていきます。	B	【再掲】市内循環バス運営事業	鉄道、路線バスなどの事業者に対し、駅施設の充実や運行維持や路線充実などを働きかけ、公共交通機関の利便性の向上に努める。	B	【再掲】交通施策推進事業	
					－	－		B	【再掲】市内循環バス運営事業	
23	⑦新たな公共交通システムの導入検討	i. 交通結節点の整備		鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス（接続）道路等の整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降場、周辺道路）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化、（例えば車椅子・ベビーカー利用者等誰もが移動しやすいバス・タクシー乗降場の整備や視覚障害者、子ども、高齢者等誰もが理解しやすいサイン（案内標示板等）の整備等。）を図ります。	B	【再掲】駅東通線整備事業	鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス道路などの整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降所、周辺道路）を総合的に充実させるとともに誰もが快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図る。	B	【再掲】駅東通線整備事業	
					A	朝霞駅北口周辺地区整備事業		B	【再掲】交通安全施設事業	
					A	朝霞駅南口周辺地区整備事業		B	駅前広場改修事業	
					－	－		B	駅前広場施設改修事業	
					－	－		B	駅前広場管理事業	
24			ii. 駐車場	朝霞駅南口および北口の駅前広場における自転車駐車場の整備や、公共・民間の役割分担による駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者等との連携を考慮し、市民が利用しやすい自転車・自動車の駐車場の整備や利用の促進を図ります。	A	【再掲】朝霞駅北口周辺地区整備事業	朝霞駅南口及び東口の駅前における行政・企業（事業者）の役割分担による自転車・自動車の駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者などとの連携を考慮し、市民が利用しやすい駐車場の整備や利用の促進を図る。特に、自転車駐車場については、駅周辺の歩行空間の活用も検討する。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
					A	【再掲】朝霞駅南口周辺地区整備事業		B	自転車駐車場管理運営事業	
					－	－		B	【再掲】自転車駐車場改修事業	
25			－	環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを旨とし、本市の総合的な交通環境の改善を図るとともに、自転車や公共交通機関利用への転換促進、低公害車の普及促進など、新たな公共交通システム導入等の検討を進めます。	B	環境基本計画	環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを旨とし、本市の総合的な交通環境の改善を図るため、自転車や公共交通機関利用への転換促進、新たな公共交通システム導入などの検討を進める。	B	環境基本計画策定事業 （環境基本計画）	
					－	－		B	地球温暖化対策推進事業	
					－	－		B	【再掲】交通施策推進事業	
					－	－		C	【再掲】市内循環バス運営事業	

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	I. まちの骨格となる緑づくり	①武蔵野市の原風景を継承する緑の保全	—	武蔵野台地の崖線に残存する斜面林等は、武蔵野の風景を残す貴重な緑であり、生態系や景観、また、防災面でも重要な要素であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定拡充や朝霞市みどりの基金制度の活用により、緑地の保全および緑化の推進に努めます。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	武蔵野台地の崖線に残存する斜面林などは、武蔵野の原風景を残す貴重な緑であり、生態系や生物多様性、景観、また防災面でも重要であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定の拡充や朝霞みどりのまちづくり基金制度の活用などにより緑化の保全、緑化の推進及び市民ボランティアと協力した緑化の管理に努める。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】シェアサイクルのポート設置累計数 （平成17年度：0基、平成28年度：0基、令和5年度：990基） 緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%）
				—	—	—	B	【再掲】緑化推進事業	屋敷林・社寺林などまとまりのある樹林についても、地域の特徴のある景観を形成する資源として位置づけ、その保全・創出を図る。	
2	II. うるおいのある生活環境づくり	②市民生活のうるおいとしての農地の保全	—	屋敷林・社寺林や企業所有地など、地域の特徴ある景観形成に資するまとまりのある樹林についても資源として位置づけ、本市の個性ある景観の保全・創出を図ります。	B	【再掲】緑化推進事業	屋敷林・社寺林などまとまりのある樹林についても、地域の特徴のある景観を形成する資源として位置づけ、その保全・創出を図る。	B	【再掲】緑化推進事業	【再掲】農地転用許可の累計件数 （平成17年度：26件、平成28年度：11件、令和5年度：11件） 【再掲】生産緑地の面積 （平成17年度：46.03ha、平成28年度：66.08ha、令和5年度：64.53ha） 生産緑地の数 （平成17年度：187箇所、平成28年度：218箇所、令和5年度：215箇所） ふれあいの農業体験実施回数（対象年度1年間） （平成17年度：3回、平成28年度：5回、令和5年度：5回） 特別緑地保全地区の数 （平成17年度：2箇所、平成28年度：5箇所、令和5年度：5箇所）
市街化調整区域内の農地については、農業振興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進します。				B	生産緑地管理事業	市街化調整区域内の農地については、農業復興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進する。	B	【再掲】生産緑地管理事業		
市街化区域内の生産緑地については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地としての保全を優先します。				B	【再掲】生産緑地管理事業	市街化区域内の生産緑地地区については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地として保全する。特に生産緑地地区が多い旧暫定逆引き地区などについては、地域特性を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図る。	B	【再掲】生産緑地管理事業		
遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあいや農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、借地利用の可能性についての検討や市民農園などによる農地の有効活用を進めます。				B	市民農園事業	遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあいや農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、農地の有効活用を進めるため、借地利用の可能性などについて検討する。	B	市民農園事業		
—				—	—	—	—	—		
6	II. うるおいのある生活環境づくり	③計画的な緑づくり	i. 身近な公園等の維持・充実	公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民のレクリエーション（憩いの場）空間の確保、美しい都市景観の形成など多面的な機能を持ち、良好な都市環境を保持し、円滑な都市活動を支え、都市生活の安全性・防災性・利便性・快適性を確保するうえで基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画・配置し、整備を推進します。	B	みどりの基本計画策定事業	公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民の憩いの場や多世代交流の場、美しい都市景観の形成など多面的な機能を有しており、良好な都市生活の基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して、位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画的に配置し、整備を推進し、適切に管理を行う。	A	みどりの基本計画策定事業	都市公園の数 （平成17年度：30箇所、平成28年度：39箇所、令和5年度：44箇所） 一人当たりの公園面積 （平成17年度：2.1㎡/人、平成28年度：2.2㎡/人、令和5年度：2.12㎡/人） 児童遊園地の数 （平成17年度：78箇所、平成28年度：80箇所、令和5年度：83箇所）
				—	C	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業	C	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業	
				—	B	街区公園整備事業	街区公園整備事業	A	街区公園整備事業	
				—	B	公園管理事業	公園管理事業	B	【再掲】公園管理事業	
				—	B	公園施設改修事業	公園施設改修事業	B	公園施設改修事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	
				—	—	—	—	B	（仮称）宮戸二丁目公園整備事業	
7	II. うるおいのある生活環境づくり	④水と緑のネットワークの充実	—	身近に安全な子どもの遊び場を確保するため、既に管理が行われている児童遊園地などの充実を図ります。	B	児童遊園管理事業	児童遊園地など身近で安全な子どもの遊び場の確保を図る。	B	児童遊園管理事業	シンボルロード整備時期 （平成17年度：－、平成28年度：令和2年2月、令和5年度：－）
				—	B	児童遊園改修事業	児童遊園改修事業	B	児童遊園改修事業	
8	II. うるおいのある生活環境づくり	④水と緑のネットワークの充実	ii. 市のシンボルとなる公園・緑地の整備	朝霞駅から国道254号（川越街道）周辺の地区については、キャンプ朝霞跡地、教育・文化施設、市役所等の公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的大規模の公園が多く分布することから、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑の核として位置づけます。	B	【再掲】緑化推進事業	朝霞駅から国道254号周辺の地区については、基地跡地、教育・文化施設、市役所などの公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的大規模な公園が集まっているため、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑に開かれた新たな拠点として位置づけ、整備を図る。	B	【再掲】緑化推進事業	シンボルロード整備時期 （平成17年度：－、平成28年度：令和2年2月、令和5年度：－）
				—	C	（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業	（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業	A	【再掲】基地跡地公園・シンボルロード整備事業 （（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業）	
9	II. うるおいのある生活環境づくり	④水と緑のネットワークの充実	—	市内中央部を流れる黒目川の堤防上については、県の河川改修（総合治水対策事業）にあわせ、並木や現地の植生にあった樹木のある遊歩道としての整備の推進とともに、周辺の農地残存地等の活用による植栽等の一体的な整備について、関係機関や市民との協議を進めます。	B	黒目川まるごと再生プロジェクト	市内中央部を流れる黒目川沿いに整備された桜や地域の植生をふまえた並木のある遊歩道などの適正な維持管理に努める。	A	黒目川まるごと再生プロジェクト	【再掲】一人当たりの公園面積 （平成17年度：2.1㎡/人、平成28年度：2.2㎡/人、令和5年度：2.12㎡/人） 河川沿いの市民ボランティア団体累計数 （平成17年度：0団体、平成28年度：2団体、令和5年度：3団体） 河川沿いのベンチ設置の累計数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：33基） 【再掲】街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本）
河川を軸にし、周辺の緑や公園との連携する歩行路（遊歩道）の整備を検討します。				B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	河川を軸にし、周辺の緑や公園を連携する遊歩道の整備を検討する。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業		
既存の公共施設や交通拠点を結ぶ主要な道路については、街路樹や植樹帯の設置など緑化を進め、市内の一体的な水と緑のネットワークの強化を図ります。				B	花の植栽事業	主要な道路への街路樹の植栽など緑化を進め、水と緑のネットワークの強化を図る。	B	【再掲】花の植栽事業		
本市と近隣市との連携を図り、公園や河川等の一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワーク形成を図ります。				B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	公園や河川については、近隣市の連携による一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワークの形成を図る。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業		
13	II. うるおいのある生活環境づくり	⑤水と緑のうるおいのある市街地の形成	—	朝霞市緑の基本計画で示されている緑化の推進に努めます。	B	みどりの基本計画策定事業	朝霞市みどりの基本計画に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努める。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	マンション及び宅地における緑地確保の割合の推移 （平成17年度：－、平成28年度：10%、令和5年度：10%） 建築協定の締結の累計件数 （平成17年度：0件、平成28年度：1件、令和5年度：1件） 景観協定の締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1件） 開発条例協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件） 市内の湧き水の数 （平成17年度：26箇所、平成28年度：26箇所、令和5年度：26箇所）
				—	—	—	B	【再掲】緑化推進事業		
				マンションをはじめ宅地の開発に際しては、朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱に基づき、その用途・規模などに応じて一定量の緑地確保を指導するなど、緑化の促進に努めます。	A	朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱	マンションをはじめ宅地の開発に際しては、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、その用途・規模などに応じて一定量の緑地確保を指導するとともに緑化の推進に努める。	B	【再掲】開発許可等指導事業 （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	
				—	B	朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	B	【再掲】緑化推進事業	
				地域住民の発意・合意形成のもと、更なる市街地の緑化促進に向けたルールづくりも有効であることから、その啓発を図ります。	B	【再掲】みどりのまちづくり基金積立事業	緑化協定など地域住民の発意・合意形成のもとで緑化を推進するルールづくりも有効であることから、制度の啓発を推進する。	B	【再掲】みどりのまちづくり基金積立事業	
				公共施設については敷地内の緑化を推進するとともに、民間企業の大規模施設や空地等においても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与します。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	公共施設については、敷地内の緑化を推進するとともに、企業（事業者）の大規模施設や空地などにおいても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与する。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業	
				—	—	—	—	B	【再掲】緑化推進事業	
				自然とふれあえる水辺環境の確保・充実のため、市内各所に点在する湧水については、その保全・活用を図ります。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	自然とふれあえる水辺空間の確保・充実のため、様々な水生生物などが生息する市内各所に点在する湧水の保全・活用を図る。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業	
18	II. うるおいのある生活環境づくり	⑤水と緑のうるおいのある市街地の形成	—	荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討します。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、水質の保全に努めながら、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討する。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業	環境美化事業
				—	—	—	—	—		

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）		
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等			
19	iii. まちの魅力を生み出す景観づくり	⑥まちのうるおいとなる景観形成	i. 主要な拠点・軸の形成	キャンパ朝霞跡地や朝霞調節池などについては、市民が身近に自然に触れ、親しむ場としての利活用を図ります。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	基地跡地は人々が集いやすく交流ができる場として、その他の水と緑の拠点や河川は水と緑が織りなすうるおいを感じる場として、それぞれ景観形成を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】朝霞駅周辺エリアビジョンの各施策の進捗状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：8施策中6施策実施中） 【再掲】北朝霞・朝霞台駅周辺地区エリアビジョン（未来ビジョン）の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 【再掲】無電柱化計画の策定状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年3月） 景観づくり重点地区の指定状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：2箇所）		
					—	—		B	【再掲】基地跡地暫定利用事業			
					—	—		B	【再掲】シンボルロード管理事業			
20				朝霞駅および北朝霞・朝霞台駅周辺については、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図り、朝霞駅南口および北口の駅前広場については、その整備とあわせ電線類の地中化を推進します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	朝霞駅及び北朝霞駅・朝霞台駅周辺については、本市の玄関口にふさわしいおもてなしが感じられるにぎわいの景観形成を図り、さらに県道朝霞藤線の一部（朝霞駅南口駅前通り）は無電柱化を検討する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業			
					B	北朝霞地区地区計画		B	【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）			
					A	朝霞駅南口周辺地区整備事業		—	—			
21				国道・県道、都市計画道路など主な幹線道路は、沿道の建築物のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりを進めます。	B	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	国道、県道、都市計画道路など主な幹線道路は、地域資源を生かしたまちなみの形成や街路樹による緑の景観形成など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりに努める。	D	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業			
					—	—		B	【再掲】シンボルロード管理事業			
22			ii. 土地区画整理事業地区などの良好な市街地	土地区画整理事業等の進捗にあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった良好な市街地景観の形成を図ります。また、シンボリックな道路や眺望の優れた道路等については、電線類の地中化についても検討します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	土地区画整理事業の進捗や地区計画に基づく新市街地整備などにあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった安全で快適な市街地景観の形成を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	区画整理の実施済面積 （平成17年度：約94ha、平成28年度：34.4ha、令和5年度：14.1ha） 公共施設に係る景観の届出件数 （平成17年度：－、平成28年度：3件、令和5年度：27件）		
23				iii. 先進的な景観づくりとしての公共施設	地域に身近な学校や公民館などの公共施設においては、周辺環境に馴染むような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備等による統一感や連続性の演出を図るなど、地域の景観形成のモデルともなるように努めます。	B	営繕行政事業	地域に身近な学校や公民館などの公共施設の整備にあたっては、周辺環境になじむような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備などによる統一感や連続性の確保を図るなど、地域の景観形成のモデルになるように努める。	B	営繕行政事業	【再掲】緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%）	
						—	—		B	【再掲】景観まちづくり推進事業		
24				⑦地域資源を生かした景観形成	i. 地域に身近な資源の活用	個性あるまちなみを創出するため、緑や坂道などを活かした景観形成を図ります。	B	文化財保護普及事業	地域の特性を生かしたまちなみを創出し、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指すため、緑や坂道などを活かした景観形成を図る。	B	文化財保護普及事業	【再掲】景観まちづくり推進事業
							—	—		B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
25					斜面林や湧水などの自然資源、川越街道膝折宿や社寺および民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を成す景観形成に重要な要素であることから、これらの資源の活用を検討します。	B	【再掲】文化財保護普及事業	黒目川などの河川や斜面林、湧水などの自然資源、川越街道膝折宿、社寺、民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を残しており、景観形成において重要な要素であることから、これらの活用を検討する。	B	【再掲】文化財保護普及事業	【再掲】緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%） 指定文化財の件数 （平成17年度：30件、平成28年度：34件、令和5年度：35件） 旧高橋家住宅の事業参加者数 （平成17年度：－、平成28年度：963人、令和5年度：495人） 旧高橋家住宅の入園者数 （平成17年度：－、平成28年度：14,161人、令和5年度：11,058人） シティ・セールスあさかの認定件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：7件）	
						—	—		B	【再掲】黒目川桜並木管理事業		
26					整備された柵塚古墳歴史広場とともに、旧高橋家住宅等の既に計画されている歴史資源の整備・活用を推進します。	B	旧高橋家住宅管理運営事業	整備された柵塚古墳歴史広場、旧高橋家住宅など歴史資源の活用を図る。	B	旧高橋家住宅管理運営事業		
						B	【再掲】文化財保護普及事業		B	【再掲】文化財保護普及事業		
27					残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物等については、所有者の意向等をふまえつつ、まちづくり資源としての保護・活用等を検討します。	B	指定文化財等保護管理事業	残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物等については、所有者の意向などをふまえつつ、景観形成におけるまちづくり資源として保護・活用等を検討する。	B	【再掲】指定文化財等保護管理事業		
						—	—		B	【再掲】指定文化財等保護管理事業		
28					—	—	—	「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定できるような地域資源を発掘するほか、新たな地域資源を創出し、シティ・セールスの一環として活用を図る。	B	シティ・プロモーション事業		
						—	—		B	【再掲】景観まちづくり推進事業		
29					ii. 市民参加による景観づくり	—	—	朝霞市景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導や、地域の特性を生かした協働による景観づくりを推進する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】建築協定の締結の累計件数 （平成17年度：0件、平成28年度：1件、令和5年度：1件） 【再掲】景観協定の締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1件） 景観の届け出累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：44件、令和5年度：1,198件）	
						—	—		B	【再掲】建築行政事業		
30					生活に最も身近な空間となる住宅地においては、生垣助成等の充実検討や、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、潤いと落ち着きのある良好な景観を誘導します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	生活に最も身近な空間となる住宅地においては、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、安全で快適な住み心地の良い景観づくりを誘導する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業		
						B	【再掲】緑化推進事業		B	【再掲】緑化推進事業		
31					商店街や工業地周辺においては、商店街内の道路や工業施設周辺の緑化支援などを充実し、緑と花による演出を図ります。	B	【再掲】花と緑のまちづくり事業	商店街や工業地周辺においても、道路や工業施設周辺の緑化支援を充実するなど、地域に関わる人々の協働による景観づくりを継続することで、誰もが差を感じられるまちを目指す。	B	【再掲】花と緑のまちづくり事業		
						—	—		B	【再掲】花と緑のまちづくり事業		
32	iv. 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	⑧環境に配慮した施設などの整備		地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅等の整備のあり方について検討します。	B	太陽光システム設置費補助事業	地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅などの整備のあり方や、環境負荷の少ない自然再生エネルギー利用などについて検討を進める。	B	太陽光システム設置費補助事業	長期優良住宅の認定累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：235件、令和5年度：553件） 低炭素建築物の認定建築の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：53件、令和5年度：130件） 建築物省エネ法の認定の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：0件、令和5年度：2件） 公共施設の事業活動で発生する温室効果ガスの集計結果 （平成17年度：12,791,449kg-CO2、平成28年度：16,139,137kg-CO2、令和5年度：集計中） 朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付の累計件数 （平成17年度：107件、平成28年度：848件、令和5年度：1,215件） 建築リサイクル法の届け出累計件数 （平成17年度：285件、平成28年度：1,283件、令和5年度：2,020件）		
					B	公害防止環境調査事業		B	公害防止環境調査事業			
33				—	—	—	環境にやさしいまちづくりに向けた活動を促進するための情報提供や支援の充実を進める。	B	再生可能エネルギー普及推進事業			
					—	—		B	【再掲】環境美化事業			
34				一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体等および再資源化など、建設工事に係るリサイクルを一層促進します。	B	環境美化事業	一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体及び再資源化など、建設工事に係るリサイクルなど環境に配慮した取り組みを一層促進する。	B	【再掲】環境美化事業			
					—	—		B	【再掲】環境美化事業			
35				地産地消の効果や、適切な森林の保全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化および県産木材の利用拡大を促進していることを踏まえ、本市においてもその促進を検討します。	B	建築協定啓発事業	地産地消の効果や、適切な森林の安全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化及び県産木材の利用拡大を促進していることから、本市においても検討を進める。	B	【再掲】建築行政事業（建築協定啓発事業）			
					—	—		B	【再掲】営繕行政事業			
36				⑨雨水流出抑制の推進	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置、地下水のかん養（水が自然にしみこむこと。）を図るための貯留施設や浸透施設等の普及など、まちづくりにおける一体的な促進を検討します。	B	周辺環境対策事業	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置や、地下水のかん養を図るための浸透施設などの普及など、まちづくりに関する一体的な対策を図る。	B	周辺環境対策事業	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件）	
						—	—		B	水路改修事業		
37				—	—	—	500mを超える開発事業に対して、雨水の浸透または貯留施設の設置を指導し、また住宅の新築や建て替えにおいても浸透ますの設置をお願いするなど、雨水の流出抑制に努める。	B	【再掲】開発許可等指導事業			
					—	—		B	【再掲】開発許可等指導事業			

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）	
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等		
1	i. 特性に応じた市街地づくり	①土地区画整理事業を実施している地区	—	現在実施している土地区画整理事業地区については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。	B	根岸台五丁目土地区画整理推進事業	現在実施している土地区画整理事業地区については、引き続き当該事業を推進し、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指す。	A	根岸台五丁目土地区画整理事業（組合施行）	完了した土地区画整理事業（換地処分） （平成17年度：北朝霞（昭和49年8月）・越戸（平成9年2月）・本町一丁目（平成11年8月）・広沢（平成18年3月）、平成28年度：向山（平成20年7月）、令和5年度：岡一丁目（平成30年3月）・根岸台五丁目（平成31年3月）・宮戸二丁目（令和2年7月）） あずま南土地区画整理事業の事業認可時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和4年9月）	
					A	向山土地区画整理推進事業		A	岡一丁目土地区画整理事業（個人施行）		
					A	広沢土地区画整理事業		A	宮戸二丁目土地区画整理事業（組合施行）		
					—	—		B	あずま南地区土地区画整理推進事業		
2	②土地区画整理事業の完了地区	—	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、基盤整備による土地利用の質の向上を維持し、より高めていくため、建て詰まり（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在の程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出します。	B	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤整備が行われた地区については、建て詰まり（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在の程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出する。	A	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業実施済み件数 （平成17年度：3件、平成28年度：5件、令和5年度：8件）		
				—	—		B	【再掲】都市計画総務事務事業			
				—	—		B	【再掲】建築行政事業			
3	③基盤整備の検討地区	—	狭あい道路（幅員4m未満）が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られ、木造住宅などが密集する地区については、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。	B	都市計画許可事業	狭あい道路が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られる地区や、木造住宅、老朽住宅などが密集する朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などについては、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要がある。	B	【再掲】開発許可等指導事業（都市計画許可事業）	立地適正化計画の策定期間（住宅密集市街地の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 耐震補助金交付累計件数 （平成17年度：57件、平成28年度：364件、令和5年度：420件） 積水リードタウンの開発時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年2月、平成31年4月、令和元年10月）		
				—	—		B	安全なまちづくり推進検討事業			
				B	【再掲】安全なまちづくり推進事業		B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業			
				—	—		B	建築物耐震化促進事業			
				B	【再掲】事業用地維持管理事業		B	【再掲】事業用地維持管理事業			
4	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	敷地・建物の共同化や既存住宅の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上を進めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	敷地・建物の共同化や既存建築物の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上を進めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業			
				—	—		B	建築物耐震化促進事業			
5	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業	根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業			
				—	—		B	【再掲】あずま南地区土地区画整理推進事業			
6	④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	—	—	—	住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画や建築協定などの活用を促進することで、住環境の向上や商業空間におけるぎわいの創出を図るとともに、地域特性に応じたまちづくりを進める。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	地区計画の地区数 （平成17年度：1箇所、平成28年度：7箇所、令和5年度：12箇所） 空家等対策計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） マンション管理適正化推進計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月）		
				—	—		B	空き家対策事業			
8	ii. 上水道の整備・充実	⑤安全・安心な水の供給	—	既存水源の有効活用、浄水施設・配水管路等の適切な維持・管理とともに、災害時対応をふまえた配水管の耐震性向上を図ります。災害時に備え、浄水場など施設の耐震性向上や、市内にある東京都朝霞浄水場との連携についても検討を進めます。災害時の飲料水等確保の観点から、井戸や地下水を使用している事業者・所有者等に対する協力が得られるための協定等の整備を進めます。	B	浄水場維持管理事業	水道施設の耐震化や老朽施設の更新を推進し、安全・安心な水の安定供給に努める。災害時の給水を確保するため、応急給水所の整備とともに、埼玉県や市内にある東京都朝霞浄水場との連携を図る。	B	水道施設耐震化・老朽管更新事業（水道施設耐震化事業） （水道管水圧不足改善事業） （老朽管更新事業） （私道給水管布設替整備補助事業） （私道老朽管布設替整備費補助事業）	上水道施設耐震化率 （平成17年度：－、平成28年度：42.3%、令和5年度：56.3%） 上水道老朽管の整備延長 （平成17年度：2,090.8m、平成28年度：5,354.04m、令和5年度：5,008.2m）	
					B	導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業		B	導水管・配水管・給水管維持管理事業（導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業）		
					B	水道施設耐震化事業		B	水道事業健全運営事業		
					B	私道給水管布設替整備費補助事業		B	水道料金収納検討事業		
					B	私道老朽管布設替整備費補助事業		B	応急給水施設資機材拡充事業		
					B	老朽管更新事業		B	漏水調査事業		
					B	水道管水圧不足改善事業		B	【再掲】水道事業健全運営事業		水道事業基本計画の策定期間 （平成17年度：－、平成28年度：平成24年3月、令和5年度：－）
					—	—		B	貯蔵品及び水道メーター定期交換維持管理事業		
9	⑥水道事業の健全運営	—	—	—	—	給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を縮減し、水道事業の健全な運営に努める。	B	浄水場施設等更新事業			
				—	—		B	給水審査事務事業			
				—	—		B	汚水整備事業			
				—	—		B	下水道維持管理事業			
10	iii. 公共下水道の整備	⑦汚水排水施設の整備	—	下水道は、汚水の排除や公共用水域の水質保全、衛生的な環境の維持、健全な水循環の確保など多くの役割を担っています。今後も、市街化の動向および都市基盤の整備状況との整合を十分に図るとともに、河川改修と整合を図りながら、下水道の未整備地域および浸水被害の多発している地区における排水施設等の整備を図ります。	B	汚水管建設事業	旧暫定逆線引き地区の汚水管整備を行うなど、市街化の動向及び都市基盤の整備状況との整合を図りながら公共下水道の整備を進めるほか、汚水管、仲町ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	下水管建設事業	仲町ポンプ場の耐震化の状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：仲町中継ポンプ場耐震補強工事（令和2年）） 私道給水管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：7件、平成28年度：9件、令和5年度：4件） 私道老朽管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：1件）	
					B	下水道維持管理事業		B	下水道維持管理事業		
11	⑦汚水排水施設の整備	—	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、下水道の普及に対する取り組みを進めます。	B	私道排水設備工事助成事業	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、公共下水道の普及に対する取組を進める。	B	【再掲】汚水整備事業（私道排水設備工事助成事業）			
				B	合併処理浄化槽設置促進事業		B	環境情報収集及び公害監視事業（合併処理浄化槽設置促進事業）			
12	⑧雨水浸水対策の推進	—	—	—	—	近年多発するゲリラ豪雨などによる浸水対策として、雨水幹線の整備や雨水流出抑制を推進する。	B	【再掲】雨水整備事業	【再掲】私道給水管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：7件、平成28年度：9件、令和5年度：4件） 【再掲】私道老朽管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：1件）		
				—	—		B	【再掲】水路改修事業			
13	⑧雨水浸水対策の推進	—	—	—	—	雨水管、排水機場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	排水機場維持管理事業	排水機場維持管理状況 （平成17年度：3箇所、平成28年度：3箇所、令和5年度：3箇所）		
				—	—		B	下水道運営事業			
				—	—		B	【再掲】下水道維持管理事業			

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度(当初計画の中間見直し時点)			令和6年度までの事業(計画改定時点)			進捗状況(20年の変化) (平成17年度、平成28年度、令和5年度)	
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等		
1	i. 災害や犯罪に強いまちづくり	①災害(地震・火災・水害)に強いまちづくり	i. 市街地における防災性の向上	木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、未接道な(建築基準法上の道路に接していない)住宅地、狭あい道路(幅員4m未満)や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース(空地)が確保されていないことから、ミニ区画整理事業(比較的小規模な地区における土地区画整理事業)や地区計画等により建築物の不燃化、耐震化、共同化等を促進するとともに、あわせて道路、公園等の都市基盤の整備を地区特性に応じて推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図ります。幹線道路、公園・緑地、河川、鉄道は、延焼遮断(市街地を区切り火災の延焼拡大を防止する。)帯としての機能を有するため、これらのネットワーク形成の整備・充実について検討します。	B	建築物耐震化促進事業	朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などの木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、道路に接していない住宅地、狭あい道路や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース(空地)が確保されていないことから、比較的小規模な地区における土地区画整理事業、防火地域・準防火地域の指定、地区計画制度などにより、建築物の不燃化、耐震化、共同化などを促進するとともに、地区の特性に応じて道路、公園などの都市基盤の整備を推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図る。	B	【再掲】建築物耐震化促進事業	立地適正化計画の策定時期(防災指針の掲載) (平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月)	
				B	建築行政事業災害活動事業	B		災害活動事業 (建築行政事業災害活動事業)			
				B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	B		【再掲】安全なまちづくり推進検討事業			
				B	【再掲】緑化推進事業	B		【再掲】緑化推進事業			
2			ii. 商業業務地における不燃化の促進	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	【再掲】立地適正化計画の策定時期(防災指針の掲載) (平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月)	
3			iii. 水害に強いまちづくり	家屋浸水や道路冠水等の解消を図るため、雨水・排水施設、水路等の計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。	B	水路改修事業	集中豪雨などによる家屋浸水や道路冠水の軽減を図るため、雨水排水施設、水路などの計画的な整備を進め、雨水処理機能を高める。	B	【再掲】水路改修事業	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数 (平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件) 排水機場の整備状況 (平成17年度：3箇所、平成28年度：3箇所、令和5年度：3箇所) 排水機場の排水の累計力量 (平成17年度：5.8m ³ /秒、平成28年度：5.8m ³ /秒、令和5年度：5.8m ³ /秒)	
				B	雨水幹線等整備事業	B		【再掲】雨水整備事業 (雨水幹線等整備事業) (緊急雨水対策事業)			
				B	緊急雨水対策事業	B		【再掲】排水機場維持管理事業			
				B	排水機場維持管理事業	B		【再掲】雨水整備事業 (雨水幹線等整備事業)			
4				道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発に際しては調整池などの雨水流出抑制施設の設置を誘導するとともに、住宅地における緑化や雨水浸透ますの設置等の促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図ります。	—	—	道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発に際しては調整池などの雨水流出抑制施設の設置を誘導するとともに、住宅地や事業所における緑化や雨水浸透ますの設置などの促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図る。	B	【再掲】建築行政事業		
				—	—	B	【再掲】水路改修事業				
				—	—	B	【再掲】水路管理事業				
				—	—	B	【再掲】水路管理事業				
5				存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能等を勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除の機能向上を図ります。	B	【再掲】水路管理事業	存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能等を勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除機能の向上を図る。	B	【再掲】水路管理事業		
6			iv. ライフライン施設の安全性の向上	都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給が出来るよう安全性・信頼性の向上を促進します。	B	【再掲】水道施設耐震化事業	都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給ができるよう安全性・信頼性の向上を促進する。	B	【再掲】水道施設耐震化・老朽管更新事業 (水道施設耐震化事業)	公共施設等マネジメント実施計画の策定時期 (平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年2月) 学校長寿命化基本方針の策定時期 (平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年3月)	
				B	【再掲】導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業	B		【再掲】導水管・配水管・給水管維持管理事業 (導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業) (私道老朽管布設整備費補助事業)			
				B	【再掲】私道老朽管布設整備費補助事業	B		下水道維持管理事業			
				—	—	B		【再掲】雨水整備事業			
				—	—	B		【再掲】汚水整備事業			
				—	—	B		ポンプ場耐震化事業			
				—	—	B		【再掲】防災対策事業			
				—	—	B		【再掲】営繕行政事業			
7				—	—	—	既存の公共施設については、維持費とともに環境への配慮も含め、できるだけ長期にわたって活用できるように計画的に適切な維持・管理を推進する。	B	【再掲】営繕行政事業		
				—	—	B	【再掲】営繕行政事業				
8				—	—	—	統廃合などにより使われなくなった施設については、地域の実情にあわせて新たな活用方策を検討し、地域の活性化などに努める。	B	【再掲】営繕行政事業		
				—	—	B	【再掲】営繕行政事業				
9			v. 自主防災組織等の整備(中間見直しで項目削除)	地域における防災活動の推進を図るため、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進します。また市民一人ひとりの参加意識の向上が重要であることから、自主防災活動の重要性や役割を啓発するとともに、災害時の受け入れ態勢の整備などボランティア活動の環境整備、ボランティアの育成、普及を図ります。	B	防災啓発事業	—	—	—		
10	②避難場所・避難道路の確保		i. 避難場所等の確保	朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園等については、防災備蓄倉庫等の整備や耐震診断等の調査実施と、その結果に基づく改修を進め、施設の耐震対策を計画的に推進します。	B	災害予防対策・活動事業	朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園などについては、耐震診断などの調査を実施し、その結果に基づく耐震化対策やバリアフリー化を進め、誰もが安全に避難できる場所としての機能確保を計画的に推進する。	B	地域防災推進事業 (災害予防対策・活動事業)	地域防災計画の策定時期 (平成17年度：平成13年12月、平成28年度：平成28年3月、令和5年度：令和5年3月) 朝霞市指定避難場所の耐震化累計箇所 (平成17年度：－、平成28年度：39箇所、令和5年度：39箇所) 自主防災組織数 (平成17年度：19組織、平成28年度：45組織、令和5年度：49組織)	
				B	防災対策事業	B		防災対策事業			
				B	災害活動事業	B		災害活動事業			
				A	危険地域調査事業	B		落橋防止対策事業			
				B	落橋防止対策事業	—		—			
				—	—	—		—			
11				市民センターなど、新たな避難場所の指定についても検討を進めるとともに、帰宅困難者のための一時避難空間の確保、公園・緑地などについては自主防災活動の拠点(地域コミュニティ強化拠点)・避難地など多様な機能をもつオープンスペース(空地)としての整備を促進します。また、今後、市街地の広がりや災害危険性の変化などに伴い、随時、適切な避難場所の確保に努めます。	A	小学校耐震化事業	帰宅困難者のための一時滞在施設の確保、公園、緑地などについては、自主防災活動の拠点(地域コミュニティ強化拠点)など多様な機能をもつオープンスペース(空地)としての整備を推進する。	A	小学校耐震化事業		
				A	中学校耐震化事業	A		中学校耐震化事業			
12				キャンプ朝霞跡地については、避難地としての空地の確保など防災にも配慮した多面的活用の検討に努めます。	B	防災対策事業	基地跡地については、災害時の防災拠点として、避難地としての空地の確保などにより、防災にも配慮した多面的活用を検討する。	B	【再掲】基地跡地暫定利用事業		
13			ii. 避難道路の確保	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所へ到達できる道路や、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が入り込めない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討します。今後の宅地開発に際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行います。災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地等の防災緑地の整備に努めます。	B	生産緑地管理事業	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所へ到達できる道路、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が入り込めない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討する。	B	【再掲】防災対策事業	【再掲】立地適正化計画の策定 (平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月) 【再掲】街路樹の本数 (平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本)	
14				—	—	今後の開発事業などに際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行う。	B	【再掲】建築行政事業			
15				—	—	災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地などの防災緑地の整備に努める。	B	【再掲】生産緑地管理事業			
16				—	—	高齢者・障害のある人など全ての人が入りにくく避難できるように、十分な幅員の確保や段差の解消などに配慮した安全な歩行者空間を確保する。	B	【再掲】歩道整備事業			
17	③市街地における防犯機能の向上			犯罪の起る環境(状況)に着目し、道路・公園等の公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。	B	防犯対策推進事業	犯罪の起る環境(状況)に着目し、道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進める。	B	防犯対策推進事業	道路照明灯の累計本数 (平成17年度：－、平成28年度：3,659本、令和5年度：4,611本(令和4年度未時点)) 防犯パトロールの実施回数 (平成17年度：399回、平成28年度：307回、令和5年度：243回)	
				—	—	B		【再掲】公園施設改修事業			
				—	—	B		【再掲】児童遊園改修事業			
				—	—	B		【再掲】道路照明灯整備事業			

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度(当初計画の中間見直し時点)			令和6年度までの事業(計画改定時点)			進捗状況(20年の変化) (平成17年度、平成28年度、令和5年度)		
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等			
18	i. 災害や犯罪に強いまちづくり (前頁から続き)	③市街地における防犯機能の向上 (前頁から続き)	—	道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、犯防の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。	B	【再掲】防犯対策推進事業	道路や公園などの整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物や植栽の配置を考慮し、犯防の視点を計画段階から取り入れた整備を進める。	B	【再掲】防犯対策推進事業	前頁と同じ		
				—	—	—	B	【再掲】公園施設改修事業				
				—	—	—	B	【再掲】児童遊園改修事業				
19	ii. 全ての人にやさしいまちづくり	④利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備	—	防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、防犯パトロール隊等の組織の育成や、建物やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努めます。	B	【再掲】防犯対策推進事業	防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、自主防犯パトロール隊などの組織の育成や、建物の配置やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努める。	B	【再掲】防犯対策推進事業	市内循環バスの利用者数 (平成17年度：258,583人、平成28年度：400,135人、令和5年度：386,520人) 【再掲】官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 (平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台周辺地区)		
—				—	—	B	【再掲】空き家対策事業					
20				—	—	—	B	【再掲】センター児童館整備事業				
21	ii. 全ての人にやさしいまちづくり	④利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備	—	居住・就業機能のみならず、商業・行政・医療・福祉・教育・娯楽等の多様な機能集積に資する土地利用を計画的に配置・誘導し、また、鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進や利便性の向上を図り、過度に自動車に依存することなく日常生活活動が比較的狭いより身近なところで可能となる小規模でも充実した市街地の形成を目指します。	B	センター児童館整備事業	商業・行政・医療・福祉・教育・文化などの日常生活に資する多様な都市機能を計画的に集積し、また、これらの拠点へのアクセスとして、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進や利便性向上を図ることで、角に自動車に依存することなく、子ども、高齢者、障がいのある人など誰もが身近な地域で日常生活に必要な買物やサービスを安心して受けられるように、小規模でも充実した市街地の形成を目指す。	A	センター児童館整備事業	市内循環バスの利用者数 (平成17年度：258,583人、平成28年度：400,135人、令和5年度：386,520人) 【再掲】官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 (平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台周辺地区)		
—				—	—	B	【再掲】交通施策推進事業					
22				—	—	—	A	第四小学校改築事業	都市機能が集約した拠点やその周辺において開催されるイベントなどへの様々な世代・立場の市民の参加を促進することで、多様な主体が協働して全ての人にやさしいまちづくりを図る。		B	【再掲】都市計画総務事務事業
23	⑤身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	—	高齢者・障害者に限定せず、すべての人が円滑に移動できるよう、利便性および安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消等に配慮した安全な歩行者空間の確保に努めます。	B	高齢者バス・鉄道共通カード事業	高齢者・障害のある人に限定せず、全ての人が円滑に移動できるよう、利便性及び安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消、点字ブロックの配置などに配慮した安全な歩行者空間の確保に努める。	B	高齢者バス・鉄道共通カード事業	朝霞市道の延長 (平成17年度：239,440m、平成28年度：248,365m、令和5年度：253,994m) 朝霞市障害者プランの見直し累計回数 (平成17年度：1回、平成28年度：10回、令和5年度：18回)		
—				—	—	B	【再掲】歩道整備事業					
24				—	—	—	B	スポーツ施設改修事業	埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院・福祉施設、商業施設、マンション・学校等、多くの人が利用する建築物のユニバーサル(誰もが快適に利用できる)デザイン化(例えば車椅子・ベビーカー利用者等でも移動できる空間の整備、玄関・廊下などの段差解消や、誘導用ブロックの設置等。)を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進します。		B	スポーツ施設改修事業
25	⑤身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進	i. 安心・快適に生活できる環境づくり	—	ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、すべての人が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進めます。	B	営繕行政事業	ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、すべての人が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進める。	B	【再掲】営繕行政事業	福祉のまちづくり条例が適合されている公共施設数 (平成17年度：—、平成28年度：28箇所、令和5年度：19箇所) 公共施設等マネジメント実施計画に沿った改修の累計回数 (平成17年度：—、平成28年度：—、令和5年度：10回)		
26				ii. 公共施設等の整備	—	—	—	B	【再掲】営繕行政事業			
27					—	—	—	B	【再掲】営繕行政事業			
28	—	—	—		—	朝霞和光資源循環組合負担事業						
29	⑥ライフステージにあわせた住環境形成	—	—	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう、必要な支援策を検討します。	B	市営住宅事業	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう必要な支援策を検討する。	B	住宅政策事業 (市営住宅事業)	市営住宅借上げ戸数 (平成17年度：50戸、平成28年度：50戸、令和5年度：50戸) 空き家相談対応案件数 (平成17年度：—、平成28年度：128件、令和5年度：357件) 高齢者住宅の戸数 (平成17年度：21戸、平成28年度：21戸、令和5年度：21戸)		
30				—	—	—	B	【再掲】空き家対策事業				
31				—	—	—	B	【再掲】空き家対策事業				
32				—	—	—	B	高齢者住宅支援事業	入居が敬遠されがちな高齢者などの居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進します。		B	高齢者住宅支援事業
33				—	—	—	B	【再掲】高齢者住宅支援事業	高齢者・障害のある人などの自立や介護に対応した住宅の普及を促進し、加齢などによって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるようユニバーサルデザイン(誰もが快適に利用できるデザイン)化などへの支援体制の充実を図ります。		B	【再掲】高齢者住宅支援事業
34				—	—	—	B	【再掲】市営住宅事業	公営住宅については、住宅に困窮する市民のほか、特に高齢者や低所得者に向け、市が借り上げた公営住宅の提供を行うとともに、適切な維持管理に努める。		B	【再掲】住宅政策事業 (市営住宅事業)
35	—	—	—	—	—	市が借り上げた公営住宅の借上げ期間が平成36年4月までとなっていることから、借上げ期間満了後の公営住宅のあり方について、検討を進める。	B	【再掲】住宅政策事業				

朝霞市都市計画マスタープランの次期計画策定に係る市民アンケート調査【単純集計】

■ 回答状況

回答方法	回答数	%
web	488	44.2%
郵送	617	55.8%
総計	1,105	100.0%

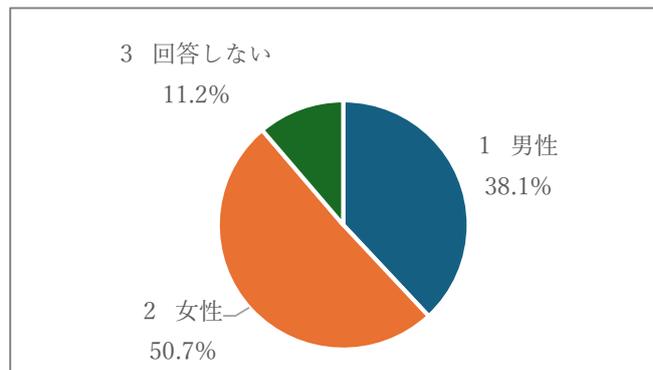
1. あなたご自身について

問 1

① 性別

・回答者の属性を見ると「女性」からの回答が多い傾向にある。

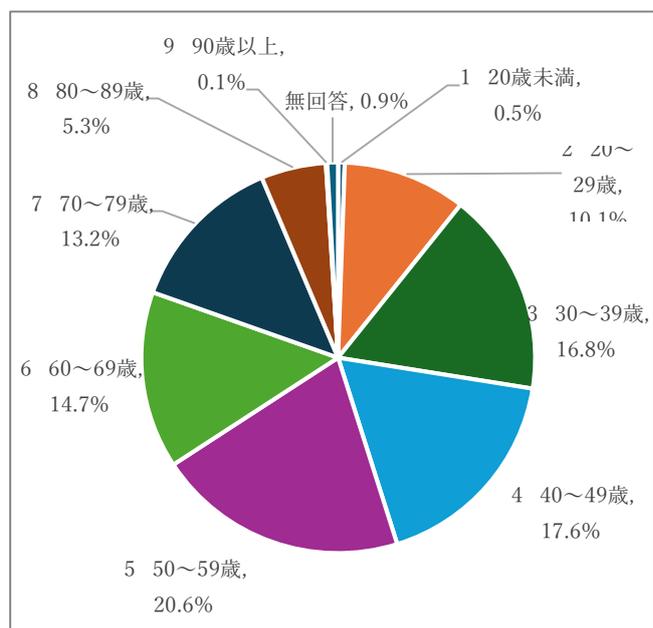
	回答数	%
1 男性	455	38.1%
2 女性	562	50.7%
3 回答しない	88	11.2%
総計	1,105	100.0%



② 年齢

・回答者の年代では、「50代」が1番多く占めており、次いで「40代」「30代」との順になっており、現役世代からの回答を多く得ることができた。

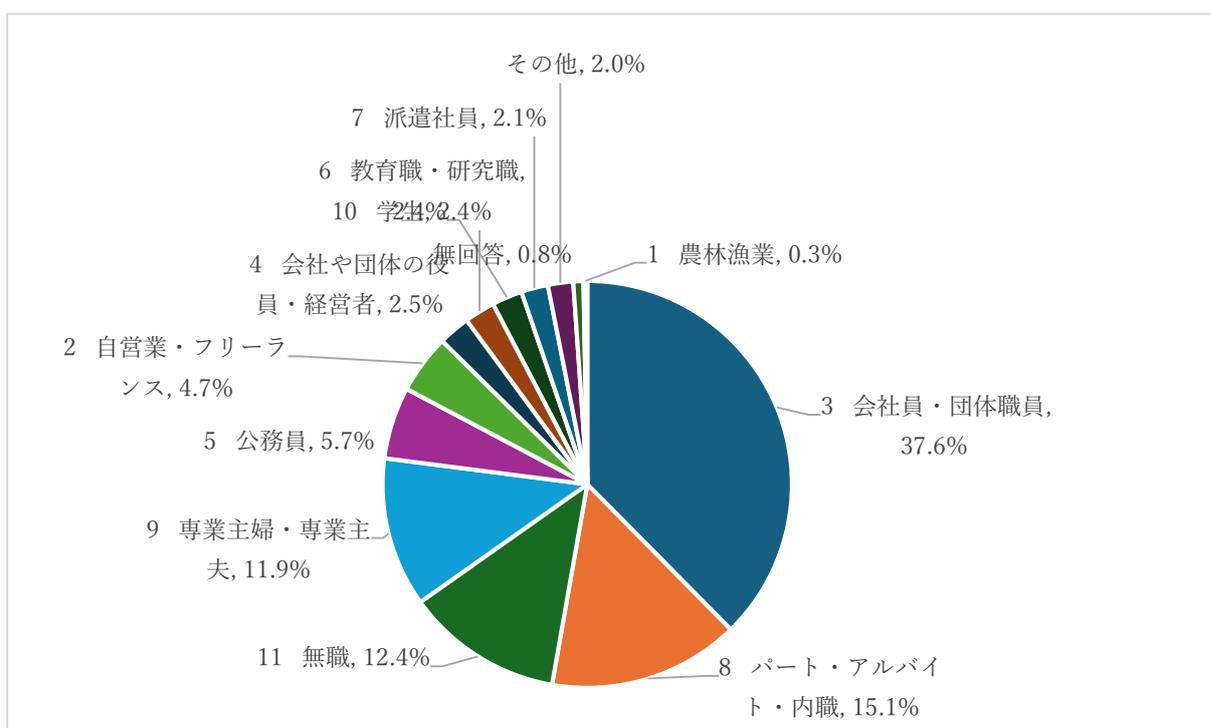
	回答数	%
1 20歳未満	6	0.5%
2 20～29歳	112	10.1%
3 30～39歳	186	16.8%
4 40～49歳	195	17.6%
5 50～59歳	228	20.6%
6 60～69歳	162	14.7%
7 70～79歳	146	13.2%
8 80～89歳	59	5.3%
9 90歳以上	1	0.1%
無回答	10	0.9%
総計	1,105	100.0%



③ 職業

・回答者の職業のうち上位2つ「会社員・団体職員」「パート・アルバイト・内職」で約5割を占めているが、「専業主婦・専業主夫」や「学生」など多様な方からの回答を得ることができた。

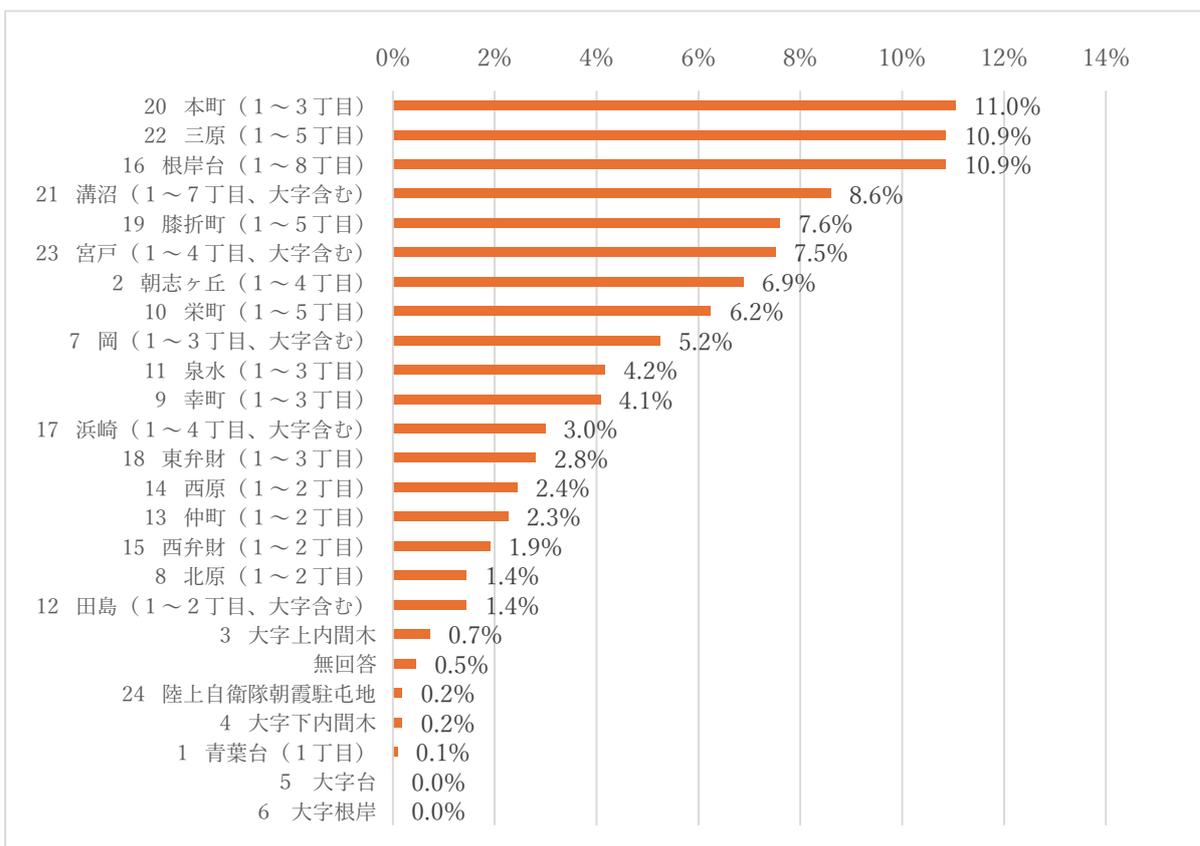
	回答数	%
3 会社員・団体職員	416	37.6%
8 パート・アルバイト・内職	167	15.1%
11 無職	137	12.4%
9 専業主婦・専業主夫	131	11.9%
5 公務員	63	5.7%
2 自営業・フリーランス	52	4.7%
4 会社や団体の役員・経営者	28	2.5%
10 学生	27	2.4%
6 教育職・研究職	27	2.4%
7 派遣社員	23	2.1%
その他	22	2.0%
無回答	9	0.8%
1 農林漁業	3	0.3%
総計	1,105	100.0%



④ 居住地

・回答者の居住地の上位は駅周辺の町名が占めているが、各居住地から回答を得ることができた。

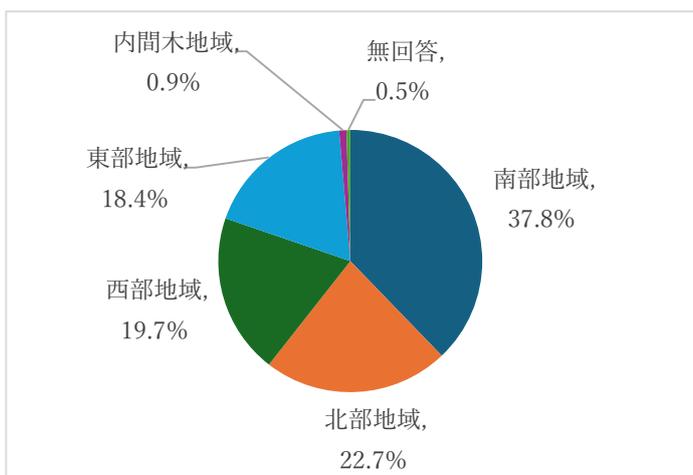
Q1④	回答数	%
20 本町（1～3丁目）	122	11.0%
22 三原（1～5丁目）	120	10.9%
16 根岸台（1～8丁目）	120	10.9%
21 溝沼（1～7丁目、大字含む）	95	8.6%
19 膝折町（1～5丁目）	84	7.6%
23 宮戸（1～4丁目、大字含む）	83	7.5%
2 朝志ヶ丘（1～4丁目）	76	6.9%
10 栄町（1～5丁目）	69	6.2%
7 岡（1～3丁目、大字含む）	58	5.2%
11 泉水（1～3丁目）	46	4.2%
9 幸町（1～3丁目）	45	4.1%
17 浜崎（1～4丁目、大字含む）	33	3.0%
18 東弁財（1～3丁目）	31	2.8%
14 西原（1～2丁目）	27	2.4%
13 仲町（1～2丁目）	25	2.3%
15 西弁財（1～2丁目）	21	1.9%
8 北原（1～2丁目）	16	1.4%
12 田島（1～2丁目、大字含む）	16	1.4%
3 大字上内間木	8	0.7%
無回答	5	0.5%
24 陸上自衛隊朝霞駐屯地	2	0.2%
4 大字下内間木	2	0.2%
1 青葉台（1丁目）	1	0.1%
5 大字台	0	0.0%
6 大字根岸	0	0.0%
総計	1,105	100.0%



(参考) 5 地域区分による回答者の居住地の分布

・回答者の居住地は概ね 5 地域の人口構成と同様な傾向を示している。

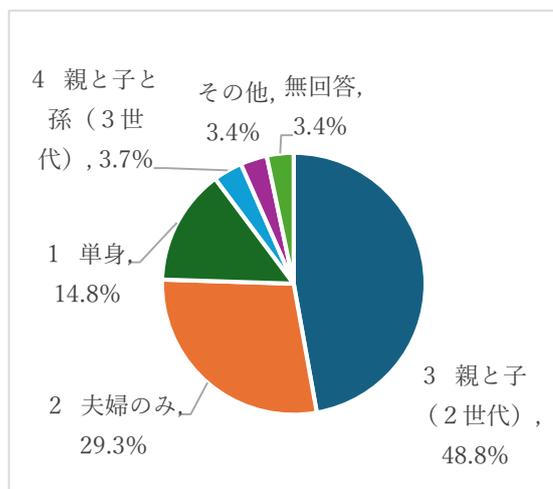
	回答数	%
南部地域	418	37.8%
北部地域	251	22.7%
西部地域	218	19.7%
東部地域	203	18.4%
内間木地域	10	0.9%
無回答	5	0.5%
総計	1,105	100.0%



⑤ 同居している家族構成

・同居している家族構成は、「親と子 (2 世代)」が 5 割弱と最も多く、次いで「夫婦」が 3 割弱を占めており、家族と暮らしている人は全体の約 8 割を占めている。

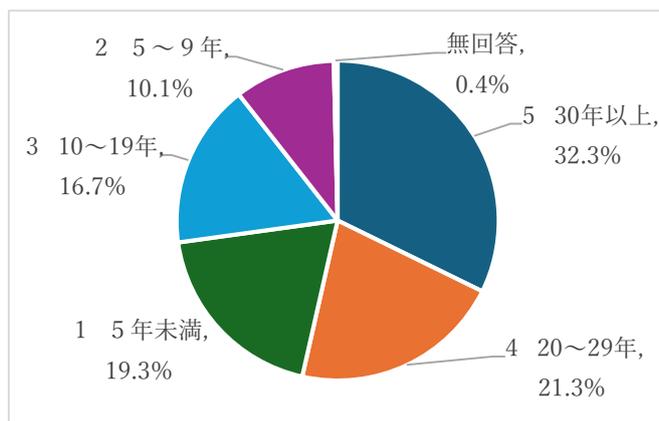
	回答数	%
3 親と子 (2 世代)	539	48.8%
2 夫婦のみ	324	29.3%
1 単身	163	14.8%
4 親と子と孫 (3 世代)	41	3.7%
その他	38	3.4%
無回答	0	3.4%
総計	1,105	100.0%



⑥ 朝霞市での居住年数

・朝霞市での居住年数は「30 年以上」「20~29 年」の順に多く、居住者の約 5 割が 20 年以上朝霞で暮らしていることがわかる。

	回答数	%
5 30 年以上	357	32.3%
4 20~29 年	235	21.3%
1 5 年未満	213	19.3%
3 10~19 年	184	16.7%
2 5~9 年	112	10.1%
無回答	4	0.4%



総計	1,105	100.0%
----	-------	--------

2. 暮らし方の状況とニーズについて

問2 日常生活のあるシーンにおける主な行き先

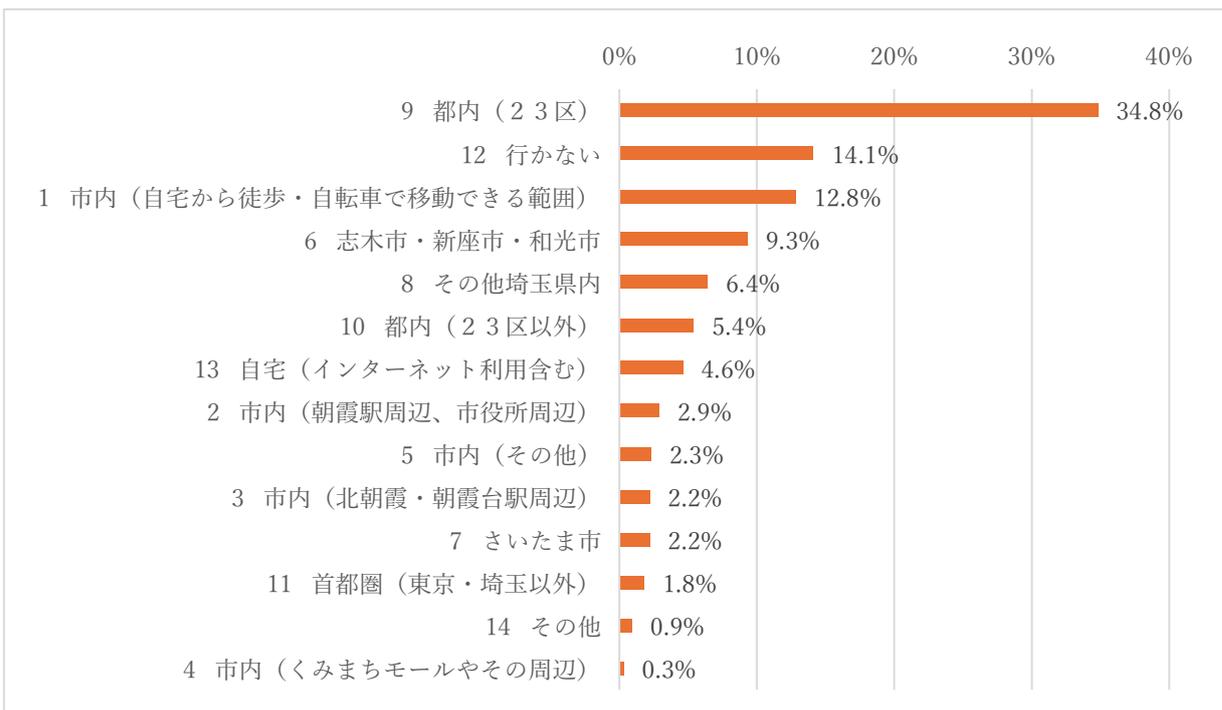
【平日】

○通勤・通学先

- ・通勤・通学先は「都内（23区）」が最も多く占めるが、「市内」（「行かない」も含める）が通勤・通学先と回答した方は全体の約4割を占め、「都内（23区）」よりも多く占めている。
- ・通勤・通学者の交通手段は「鉄道」が約6割と最も多く、次いで「自転車・オートバイ（15%）」となっている。
- ・通勤・通学の頻度は、「平日ほぼ毎日」が7割強を占めている。

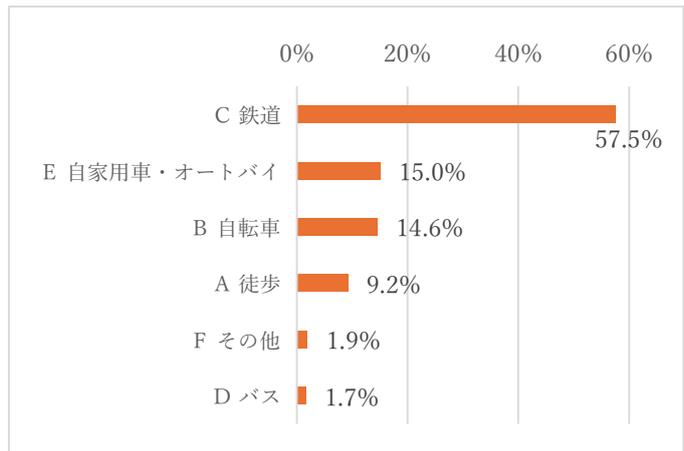
「主な行き先」

	回答数	%
9 都内（23区）	344	34.8%
12 行かない	139	14.1%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	126	12.8%
6 志木市・新座市・和光市	92	9.3%
8 その他埼玉県内	63	6.4%
10 都内（23区以外）	53	5.4%
13 自宅（インターネット利用含む）	45	4.6%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	29	2.9%
5 市内（その他）	23	2.3%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	22	2.2%
7 さいたま市	22	2.2%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	18	1.8%
14 その他	9	0.9%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	3	0.3%
総計	988	100.0%



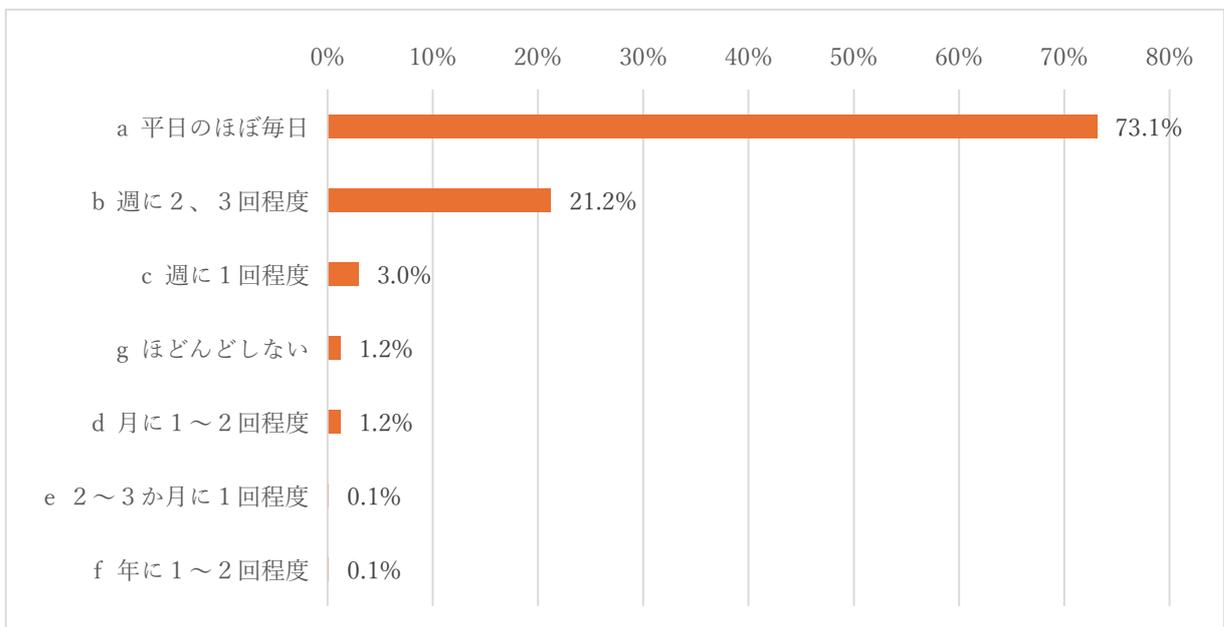
「交通手段」

	回答数	%
C 鉄道	474	57.5%
E 自家用車・オートバイ	124	15.0%
B 自転車	120	14.6%
A 徒歩	76	9.2%
F その他	16	1.9%
D バス	14	1.7%
総計	824	100.0%



「頻度」

Q2 ①-3	回答数	%
a 平日のほぼ毎日	592	73.1%
b 週に2、3回程度	172	21.2%
c 週に1回程度	24	3.0%
g ほとんどしない	10	1.2%
d 月に1～2回程度	10	1.2%
e 2～3か月に1回程度	1	0.1%
f 年に1～2回程度	1	0.1%
総計	810	100.0%

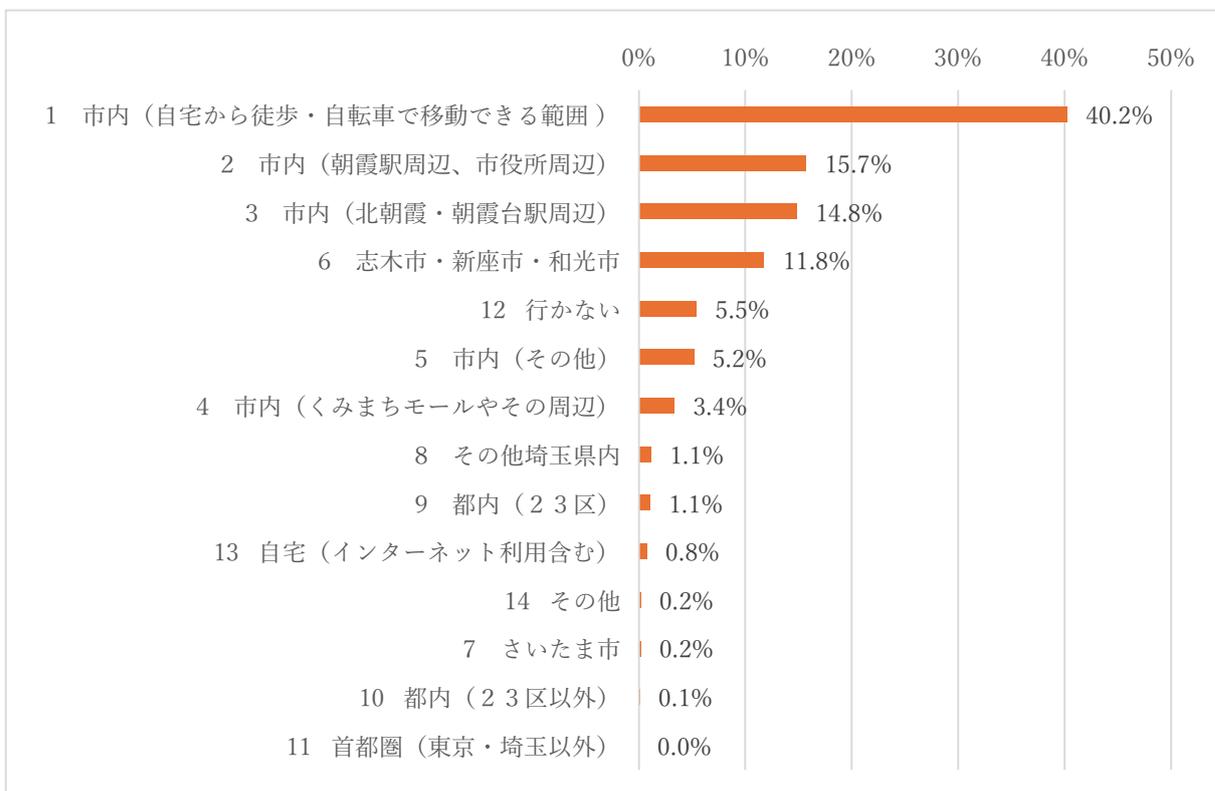


○食料品や日用品の買い物

- ・平日の日用品の買物を「市内」で済ませている方は全体の約8割を占めており、特に「自宅周辺」や「駅周辺」との回答が多い。
- ・交通手段は「徒歩」と「自転車」を加えると約7割を占め、自宅付近で済ませている方が多いと推察される。
- ・頻度は「週に2、3回程度」が5割強を占めている。

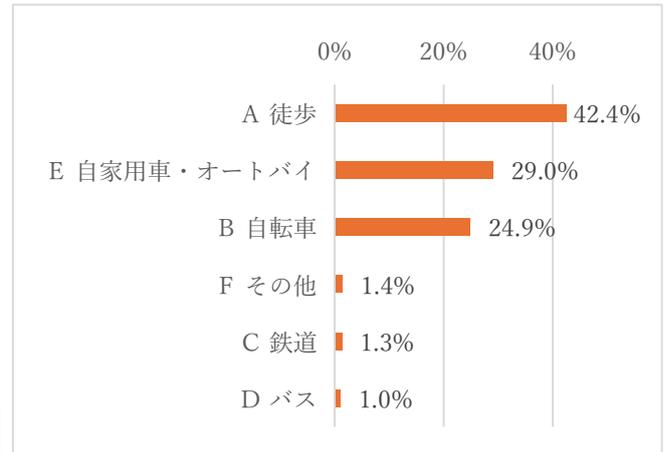
「主な行き先」

Q2 ②-1	回答数	%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	420	40.2%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	164	15.7%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	155	14.8%
6 志木市・新座市・和光市	123	11.8%
12 行かない	57	5.5%
5 市内（その他）	54	5.2%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	35	3.4%
8 その他埼玉県内	12	1.1%
9 都内（23区）	11	1.1%
13 自宅（インターネット利用含む）	8	0.8%
14 その他	2	0.2%
7 さいたま市	2	0.2%
10 都内（23区以外）	1	0.1%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	0	0.0%
総計	1,044	100.0%



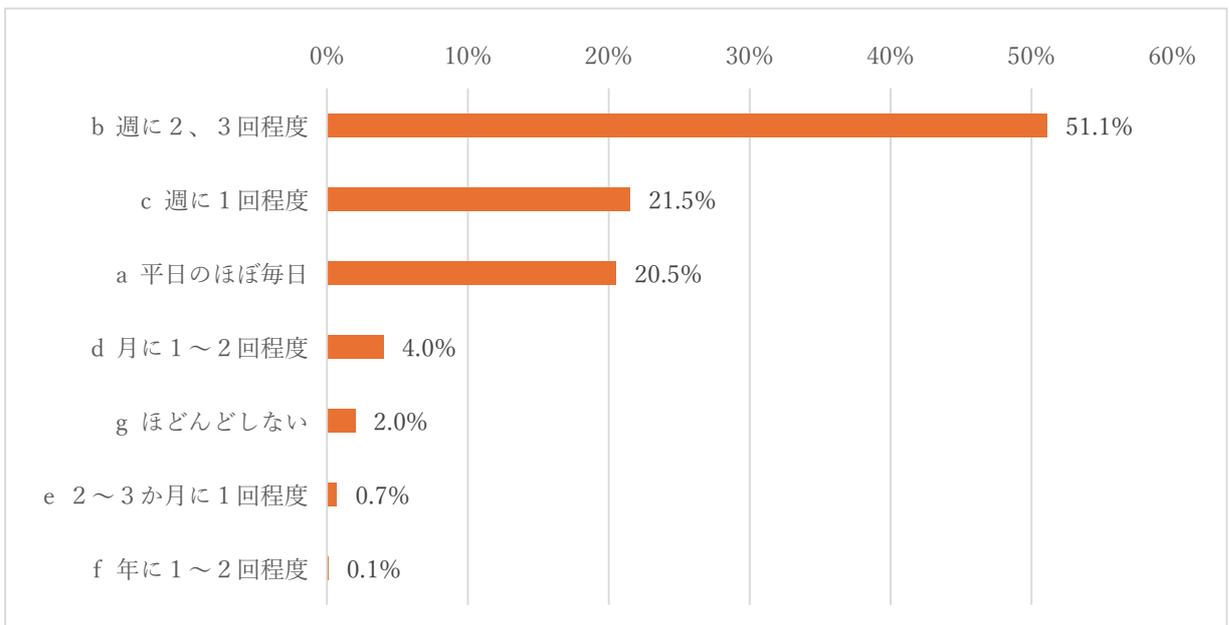
「交通手段」

	回答数	%
A 徒歩	425	42.4%
E 自家用車 ・オートバイ	291	29.0%
B 自転車	249	24.9%
F その他	14	1.4%
C 鉄道	13	1.3%
D バス	10	1.0%
総計	1,002	100.0%



「頻度」

	回答数	%
b 週に2、3回程度	508	51.1%
c 週に1回程度	214	21.5%
a 平日のほぼ毎日	204	20.5%
d 月に1～2回程度	40	4.0%
g ほとんどしない	20	2.0%
e 2～3か月に1回程度	7	0.7%
f 年に1～2回程度	1	0.1%
総計	994	100.0%

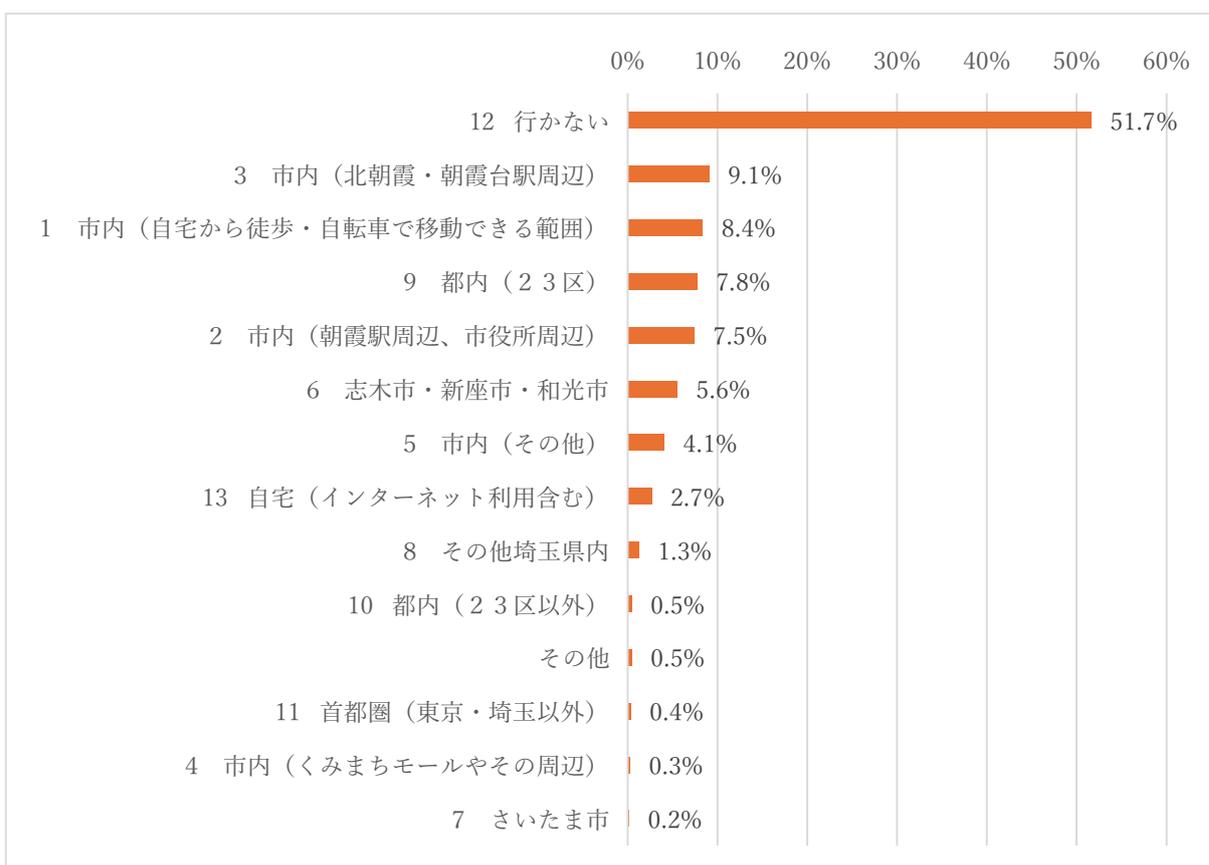


○外食

- ・頻度は「月に1～2回程度」が最も多く、次いで「週に1回程度」の回答が多い。上位2つを合わせると約5割となること、外食の主な行き先では「行かない」が約半数の回答者を占めていることから、自宅で食事をしている方が多いと推察される。
- ・交通手段は「徒歩」が約3割と最も多く、次いで「自家用車等」が約2.5割を占めている。

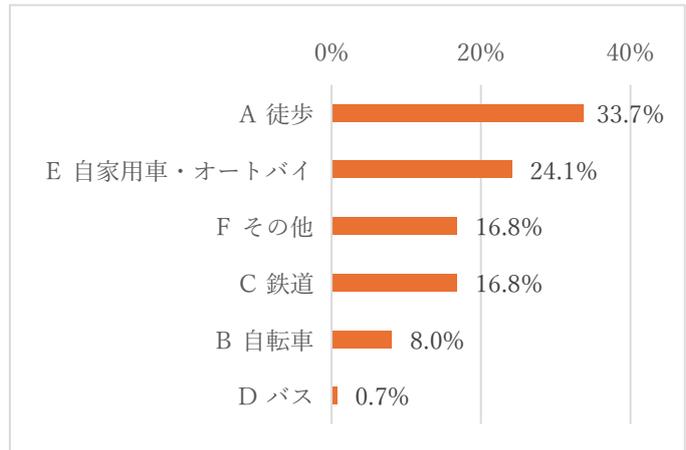
「主な行き先」

	回答数	%
12 行かない	526	51.7%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	93	9.1%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	86	8.4%
9 都内（23区）	79	7.8%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	76	7.5%
6 志木市・新座市・和光市	57	5.6%
5 市内（その他）	42	4.1%
13 自宅（インターネット利用含む）	27	2.7%
8 その他埼玉県内	13	1.3%
10 都内（23区以外）	5	0.5%
その他	5	0.5%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	4	0.4%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	3	0.3%
7 さいたま市	2	0.2%
総計	1,018	100.0%



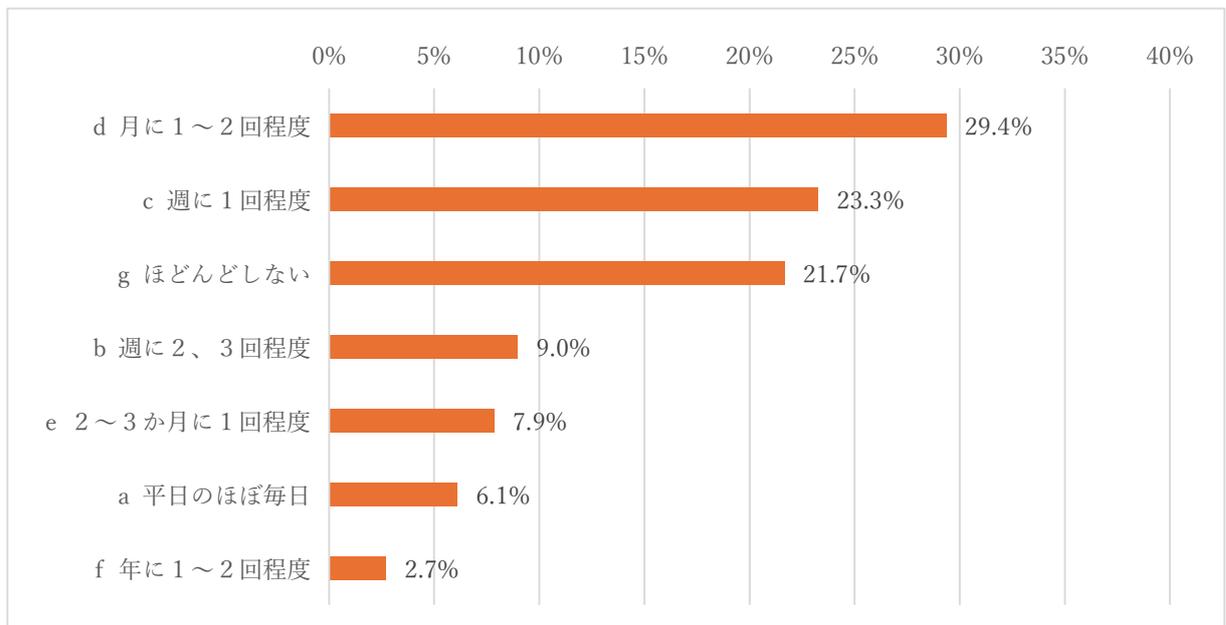
「交通手段」

	回答数	%
A 徒歩	197	33.7%
E 自家用車 ・オートバイ	141	24.1%
F その他	98	16.8%
C 鉄道	98	16.8%
B 自転車	47	8.0%
D バス	4	0.7%
総計	585	100.0%



「頻度」

	回答数	%
d 月に1～2回程度	183	29.4%
c 週に1回程度	145	23.3%
g ほとんどしない	135	21.7%
b 週に2、3回程度	56	9.0%
e 2～3か月に1回程度	49	7.9%
a 平日のほぼ毎日	38	6.1%
f 年に1～2回程度	17	2.7%
総計	623	100.0%

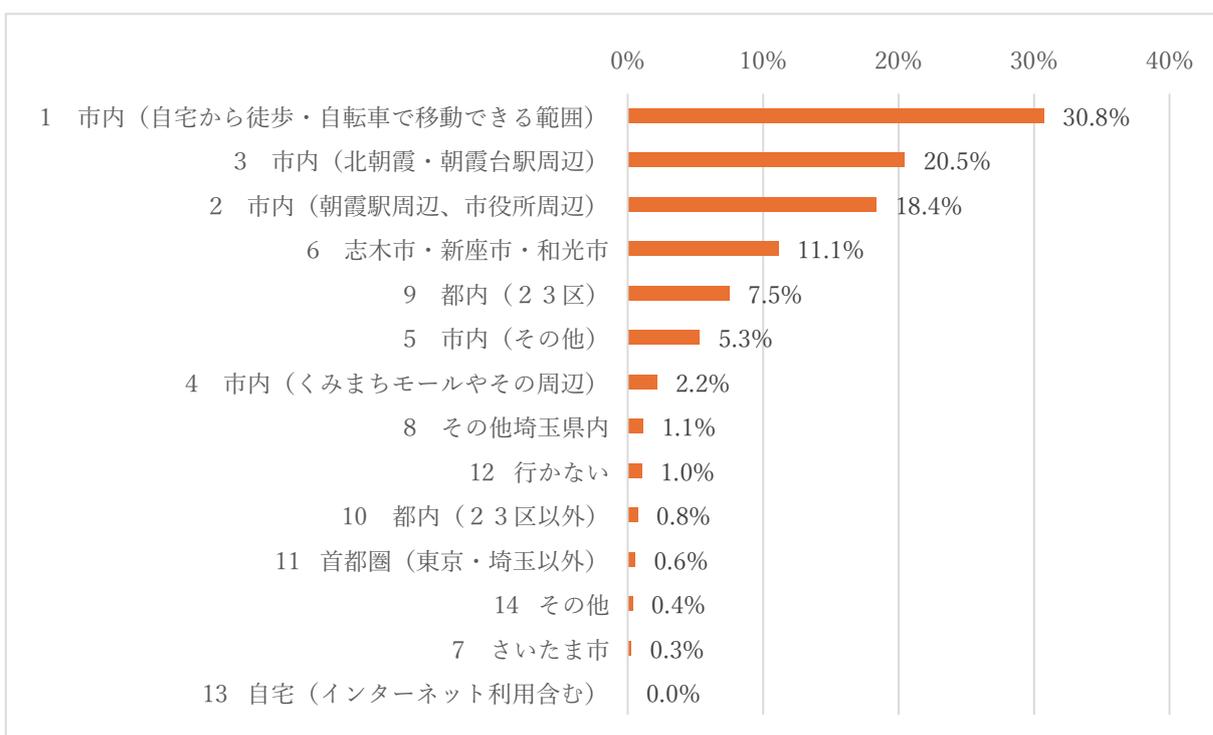


○病院・診療所（一番良く行く医療機関）

- ・病院・診療所の主な行先は「市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）」が最も多く、次いで「市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）」「市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）」の順となり、上位3つで6.5割強を占め、市内の病院・診療所に行く方が多い傾向がある。
- ・交通手段は「徒歩」と「自転車」を加えると約5.5割を占め、自宅付近の病院・診療所を利用している方が多いと推測される。
- ・頻度は「2～3か月に1回程度」が4割弱と最も多く、次いで「月に1～2回程度」が3割弱を占めている。

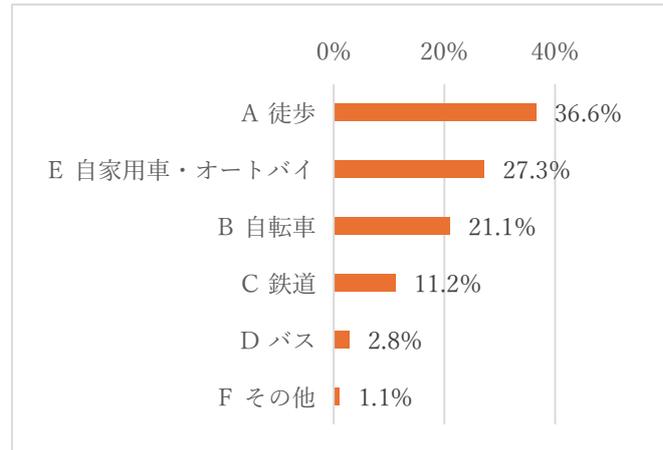
「主な行き先」

	回答数	%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	323	30.8%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	215	20.5%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	193	18.4%
6 志木市・新座市・和光市	117	11.1%
9 都内（23区）	79	7.5%
5 市内（その他）	56	5.3%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	23	2.2%
8 その他埼玉県内	12	1.1%
12 行かない	11	1.0%
10 都内（23区以外）	8	0.8%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	6	0.6%
14 その他	4	0.4%
7 さいたま市	3	0.3%
13 自宅（インターネット利用含む）	0	0.0%
総計	1,050	100.0%



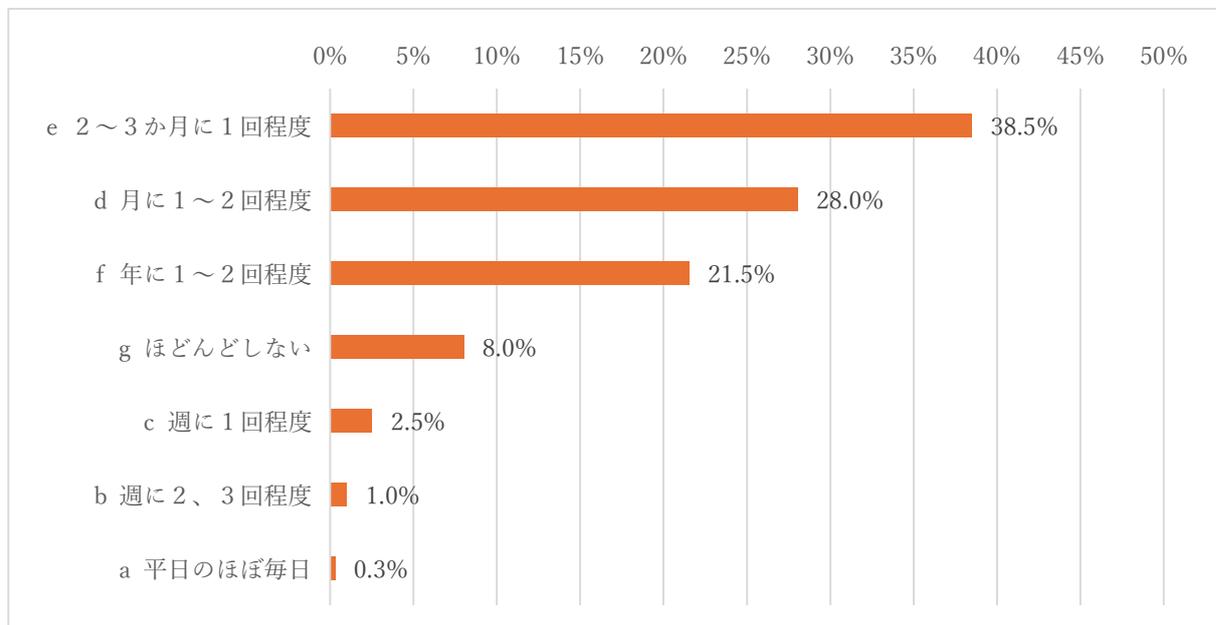
「交通手段」

	回答数	%
A 徒歩	373	36.6%
E 自家用車 ・オートバイ	278	27.3%
B 自転車	215	21.1%
C 鉄道	114	11.2%
D バス	29	2.8%
F その他	11	1.1%
総計	1,020	100.0%



「頻度」

	回答数	%
e 2～3か月に1回程度	379	38.5%
d 月に1～2回程度	276	28.0%
f 年に1～2回程度	212	21.5%
g ほとんどしない	79	8.0%
c 週に1回程度	25	2.5%
b 週に2、3回程度	10	1.0%
a 平日のほぼ毎日	3	0.3%
総計	984	100.0%



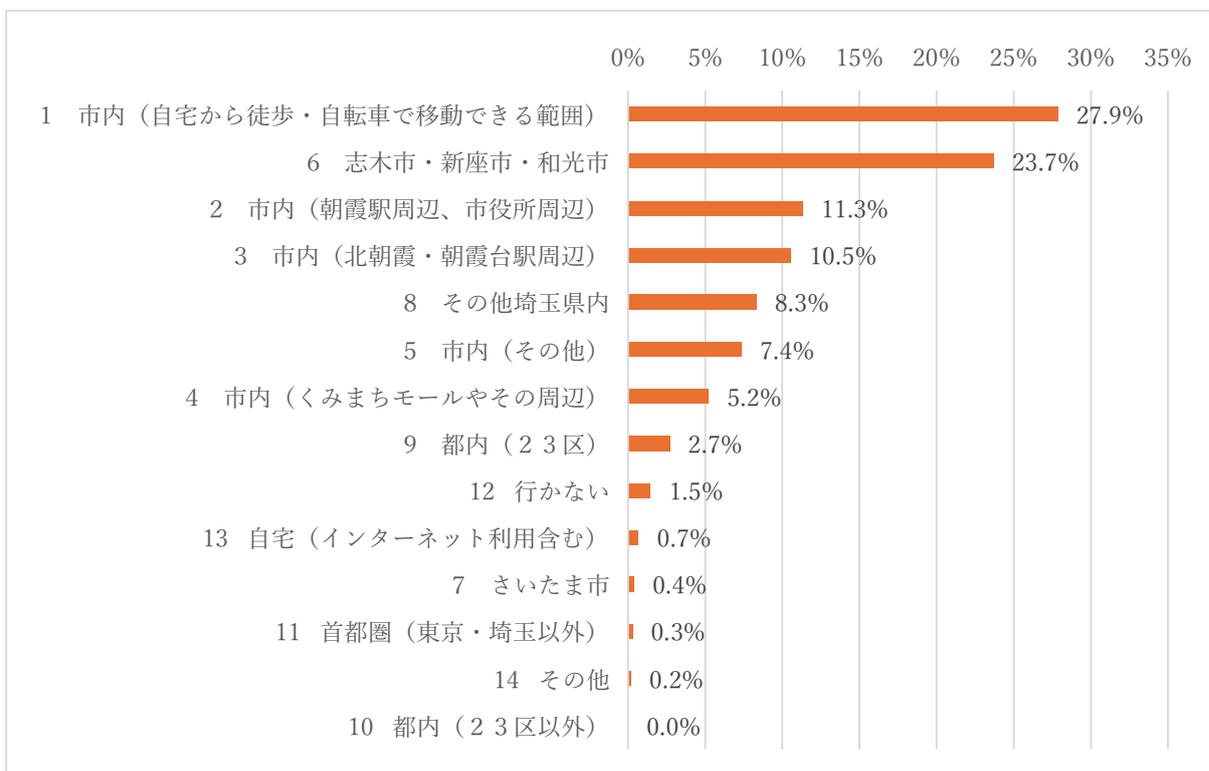
【休日】

○食料品や日用品の買い物

- ・休日の食料品や日用品の買い物は「市内」が約6割を占め、特に「市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）」の割合が高く、3割弱を占める。一方、「市外」では「志木市・新座市・和光市」の割合が最も高く、全体の約2割を占める。
- ・交通手段は「自動車等」が5割弱と最も多く、次いで「徒歩」が約2.5割を占めている。

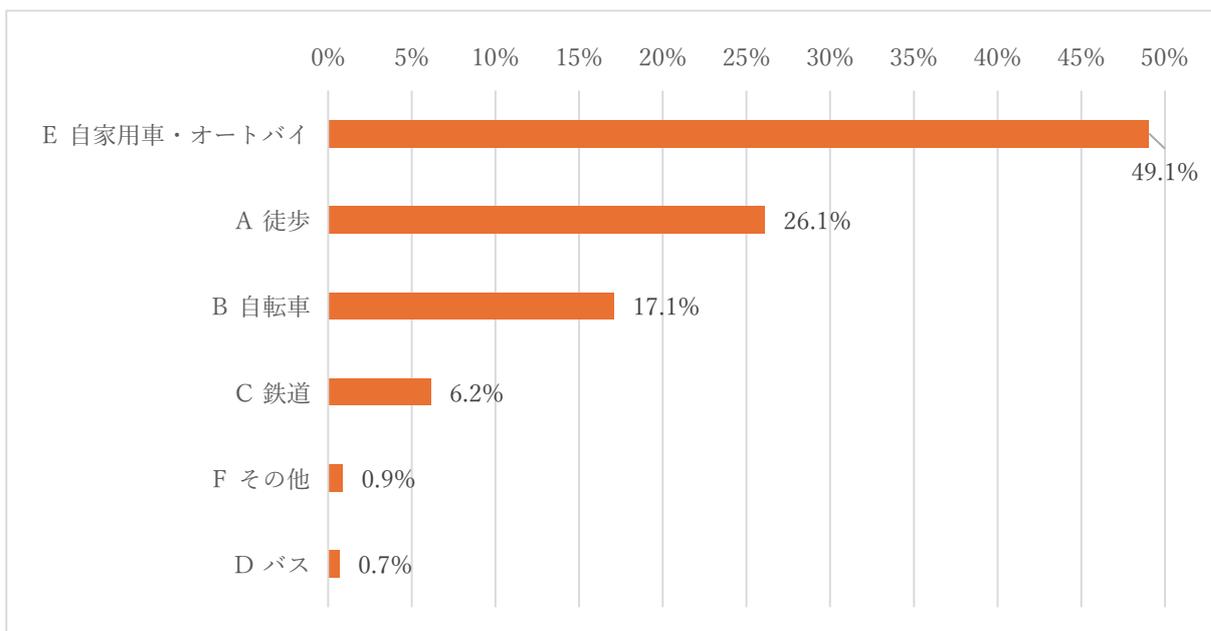
「主な行き先」

	回答数	%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	288	27.9%
6 志木市・新座市・和光市	245	23.7%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	117	11.3%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	109	10.5%
8 その他埼玉県内	86	8.3%
5 市内（その他）	76	7.4%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	54	5.2%
9 都内（23区）	28	2.7%
12 行かない	15	1.5%
13 自宅（インターネット利用含む）	7	0.7%
7 さいたま市	4	0.4%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	3	0.3%
14 その他	2	0.2%
10 都内（23区以外）	0	0.0%
総計	1,034	100.0%



「交通手段」

Q2 ⑤-2	回答数	%
E 自家用車・オートバイ	494	49.1%
A 徒歩	263	26.1%
B 自転車	172	17.1%
C 鉄道	62	6.2%
F その他	9	0.9%
D バス	7	0.7%
総計	1,007	100.0%

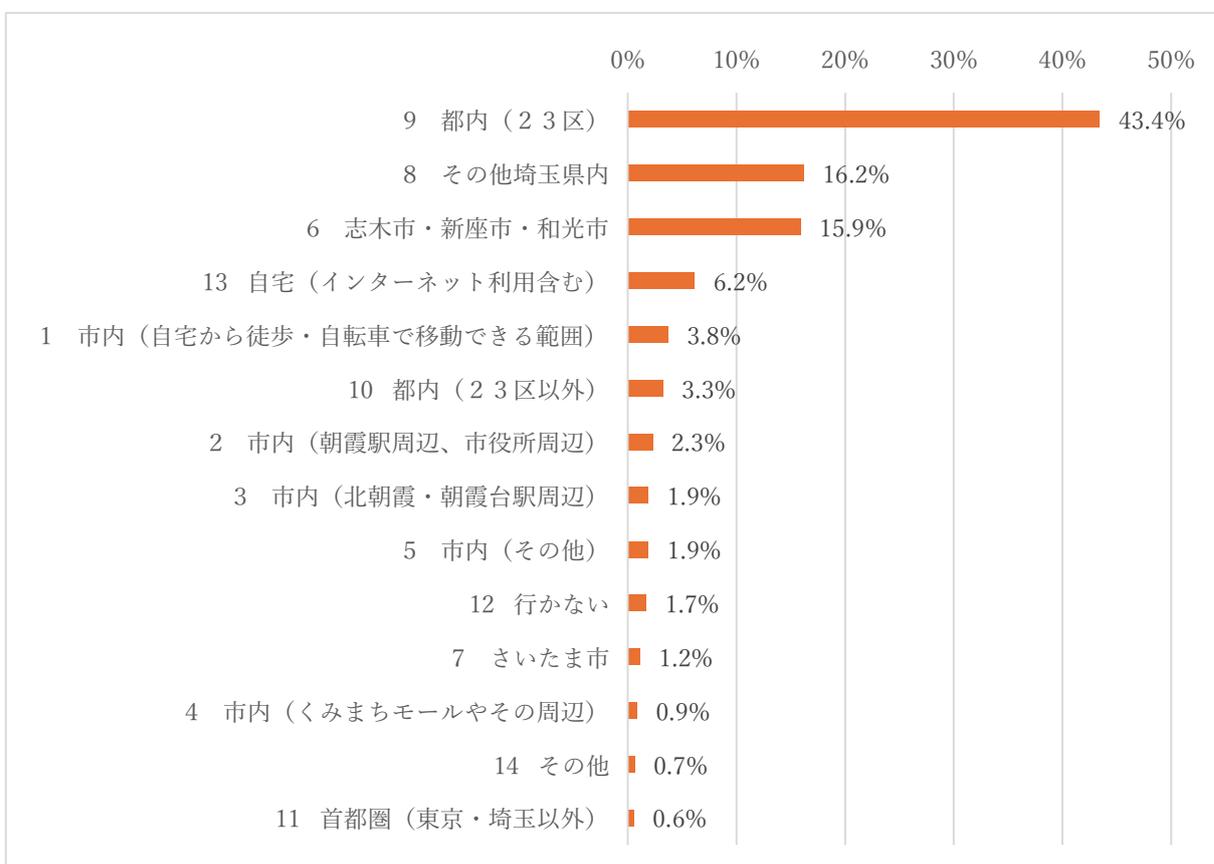


○日用品以外の買い物

- ・休日の日用品以外の買物は「都内（23区）」が最も多く、次いで「その他埼玉県内」「志木市・新座市・和光市」の順となり、上位3つで約7.5割を占め、日用品以外の買物は市外で済ませていることがわかる。
- ・交通手段は「鉄道」が5割強と最も多く、次いで「自家用車等」が3割強を占めている。

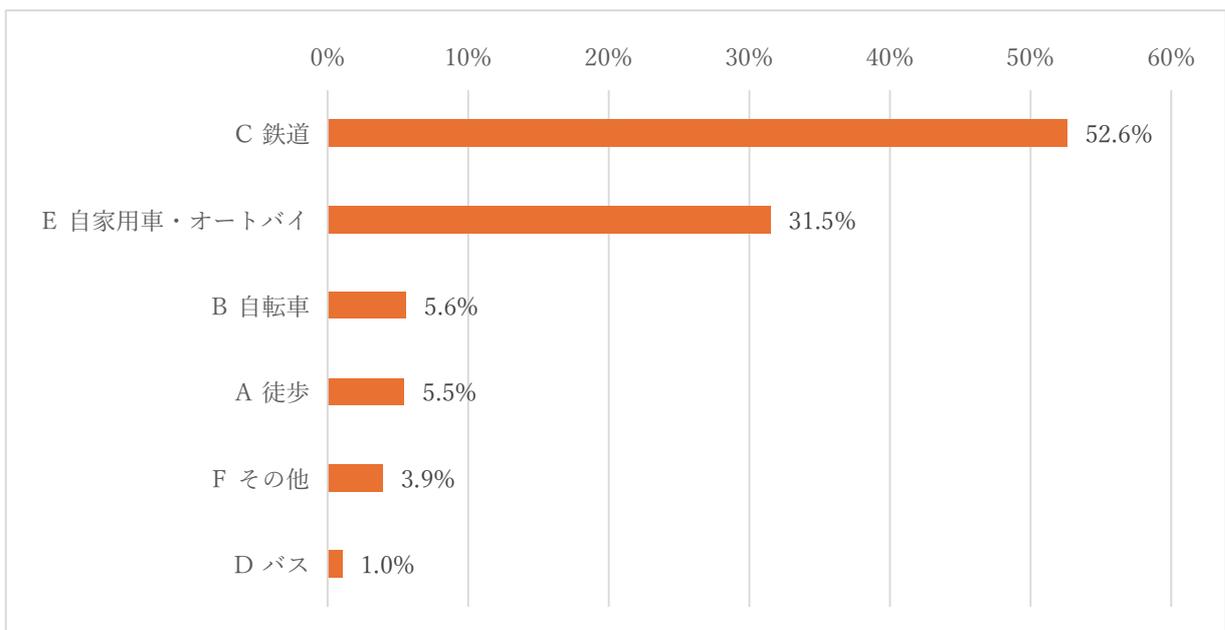
「主な行き先」

	回答数	%
9 都内（23区）	450	43.4%
8 その他埼玉県内	168	16.2%
6 志木市・新座市・和光市	165	15.9%
13 自宅（インターネット利用含む）	64	6.2%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	39	3.8%
10 都内（23区以外）	34	3.3%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	24	2.3%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	20	1.9%
5 市内（その他）	20	1.9%
12 行かない	18	1.7%
7 さいたま市	12	1.2%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	9	0.9%
14 その他	7	0.7%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	6	0.6%
総計	1,036	100.0%



「交通手段」

	回答数	%
C 鉄道	511	52.6%
E 自家用車・オートバイ	306	31.5%
B 自転車	54	5.6%
A 徒歩	53	5.5%
F その他	38	3.9%
D バス	10	1.0%
総計	972	100.0%

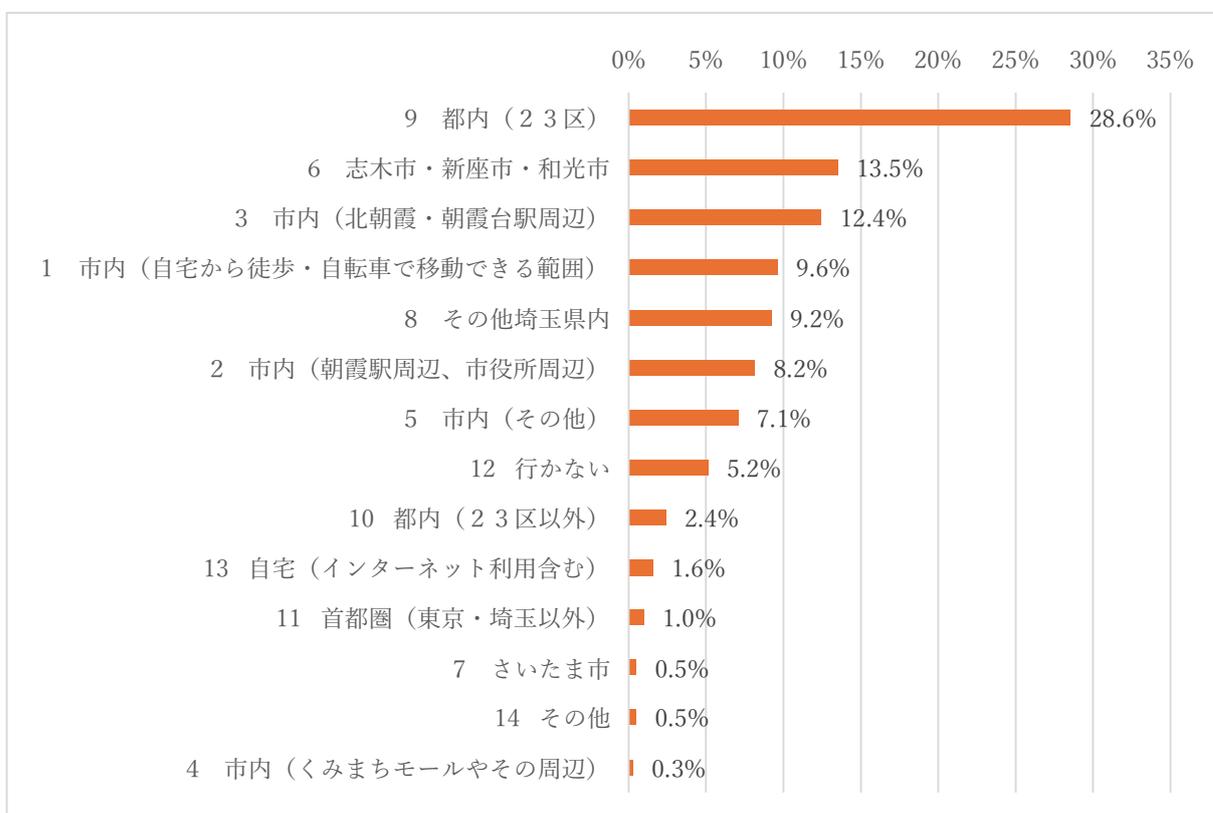


○家族や友人とゆっくり外食

・家族や友人との食事は「市外」で済ませている方は全体の約 5.5 割を占め、「市内」済ませている方より多い。交通手段では上位 2 つの「鉄道」「自家用車・オートバイ」が約 7 割を占め、家族や友人とゆっくり外食をする場合は住宅地から離れた場所に多いことが推察される。

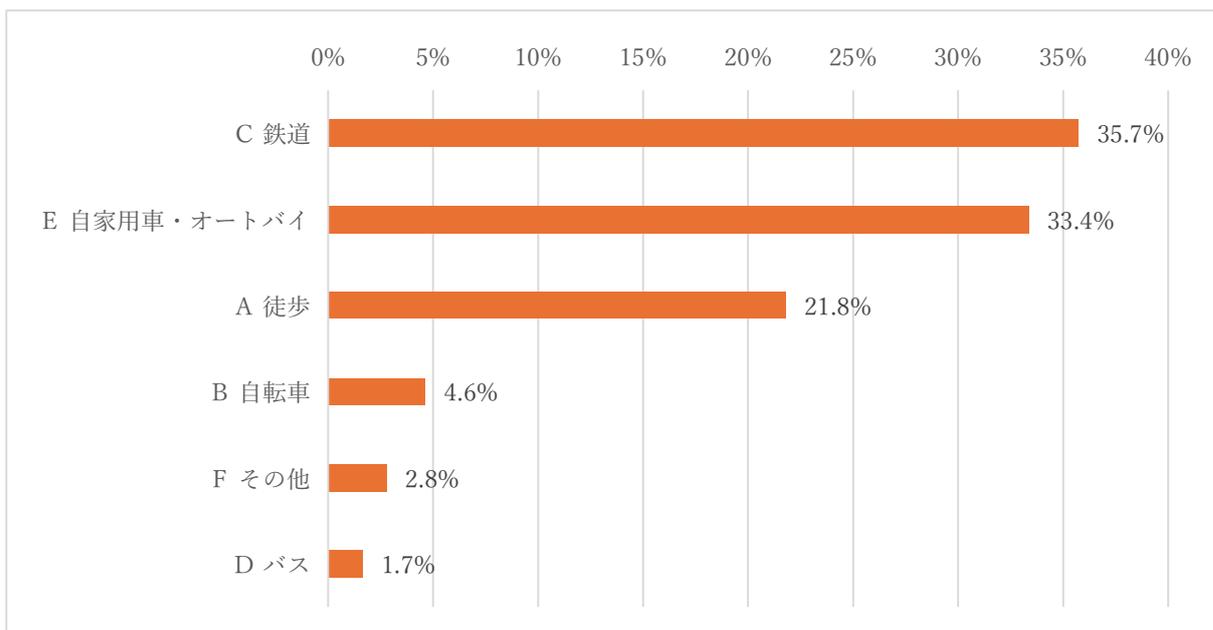
「主な行き先」

	回答数	%
9 都内（23区）	294	28.6%
6 志木市・新座市・和光市	139	13.5%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	128	12.4%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	99	9.6%
8 その他埼玉県内	95	9.2%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	84	8.2%
5 市内（その他）	73	7.1%
12 行かない	53	5.2%
10 都内（23区以外）	25	2.4%
13 自宅（インターネット利用含む）	16	1.6%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	10	1.0%
7 さいたま市	5	0.5%
14 その他	5	0.5%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	3	0.3%
総計	1,029	100.0%



「交通手段」

	回答数	%
C 鉄道	346	35.7%
E 自家用車・オートバイ	323	33.4%
A 徒歩	211	21.8%
B 自転車	45	4.6%
F その他	27	2.8%
D バス	16	1.7%
総計	968	100.0%

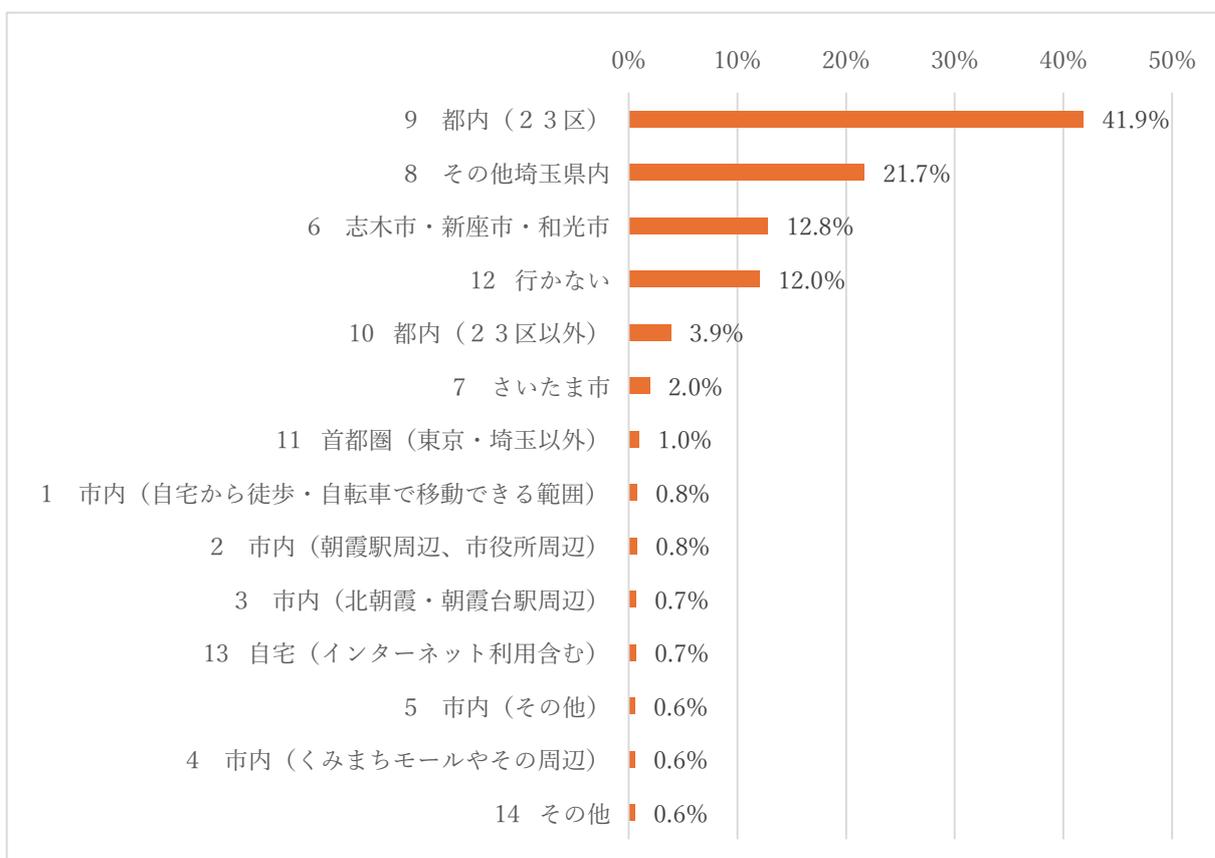


○映画を見に行く

・「市外」が全体の約8割を占め、特に「都内（23区）」「その他埼玉県内」が多い。
 ・交通手段は「鉄道」が約5.5割と最も多く、次いで「自家用車等」が約3.5割を占めている。

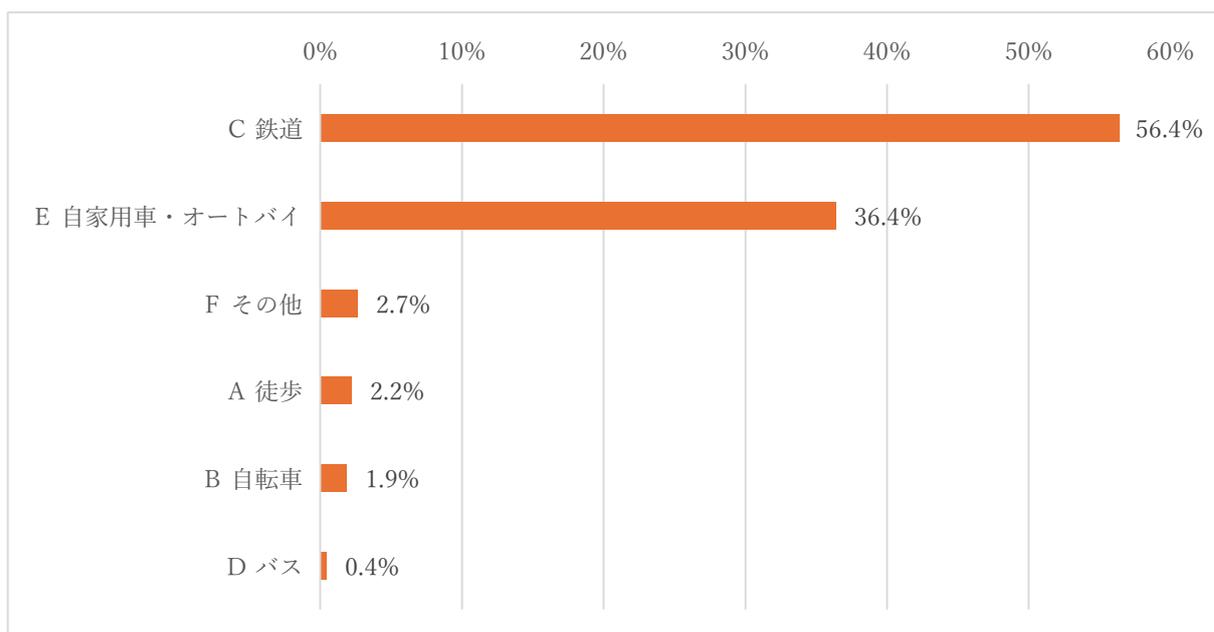
「主な行き先」

	回答数	%
9 都内（23区）	428	41.9%
8 その他埼玉県内	222	21.7%
6 志木市・新座市・和光市	131	12.8%
12 行かない	123	12.0%
10 都内（23区以外）	40	3.9%
7 さいたま市	20	2.0%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	10	1.0%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	8	0.8%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	8	0.8%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	7	0.7%
13 自宅（インターネット利用含む）	7	0.7%
5 市内（その他）	6	0.6%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	6	0.6%
14 その他	6	0.6%
総計	1,022	100.0%



「交通手段」

	回答数	%
C 鉄道	510	56.4%
E 自家用車・オートバイ	329	36.4%
F その他	24	2.7%
A 徒歩	20	2.2%
B 自転車	17	1.9%
D バス	4	0.4%
総計	904	100.0%

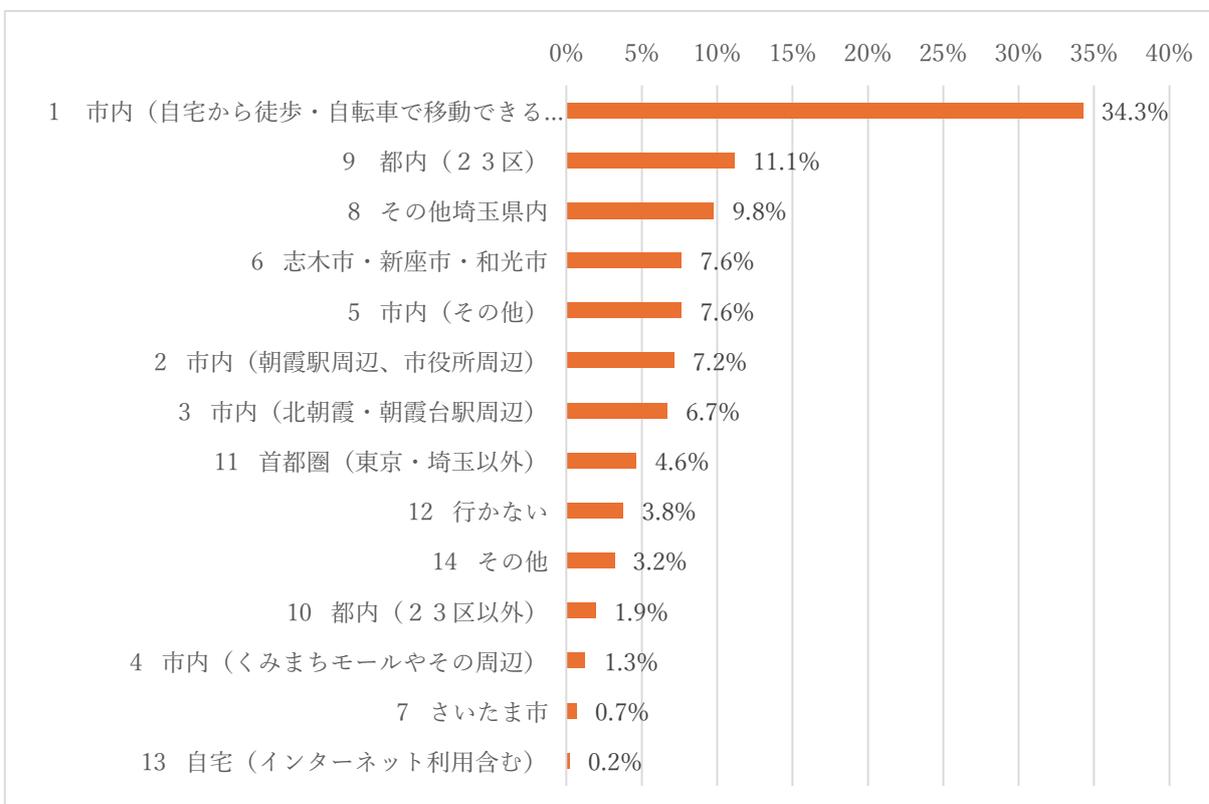


○体を動かしたい

・「市内」が全体の約 5.5 割を占め、特に「市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）」が最も多いこと、交通手段では徒歩が最も多いことから、容易にアクセスできる場所が選択される傾向があると推察される。

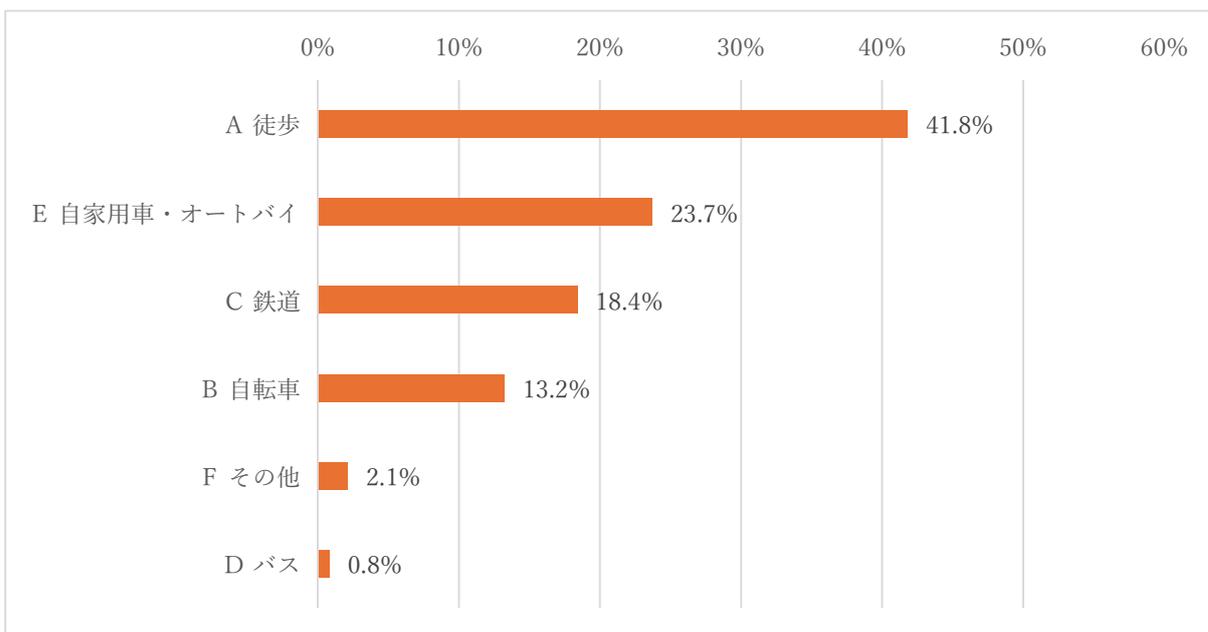
「主な行き先」

	回答数	%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	354	34.3%
9 都内（23区）	115	11.1%
8 その他埼玉県内	101	9.8%
6 志木市・新座市・和光市	79	7.6%
5 市内（その他）	79	7.6%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	74	7.2%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	69	6.7%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	48	4.6%
12 行かない	39	3.8%
14 その他	33	3.2%
10 都内（23区以外）	20	1.9%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	13	1.3%
7 さいたま市	7	0.7%
13 自宅（インターネット利用含む）	2	0.2%
総計	1,033	100.0%



「交通手段」

	回答数	%
A 徒歩	414	41.8%
E 自家用車・オートバイ	235	23.7%
C 鉄道	182	18.4%
B 自転車	131	13.2%
F その他	21	2.1%
D バス	8	0.8%
総計	991	100.0%

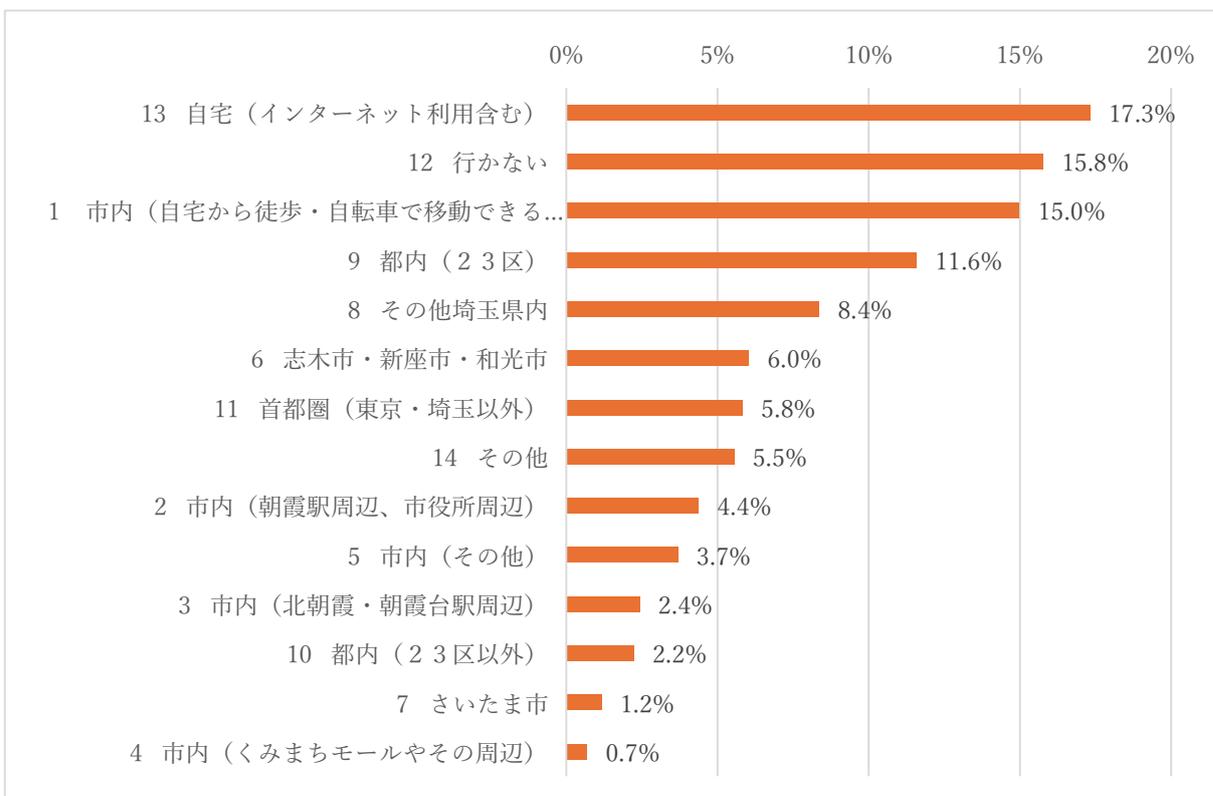


○一人でのんびりしたい

- ・一人でのんびりしたい時の主な行先の上位は「外出しない（自宅・行かない）」が占めているが、全体的には「市内」「都内」「その他埼玉県内」等の「外出をする」割合のほうが高い。
- ・交通手段では、「鉄道」約3割と最も多く、次いで「徒歩」が約2.5割を占めている。

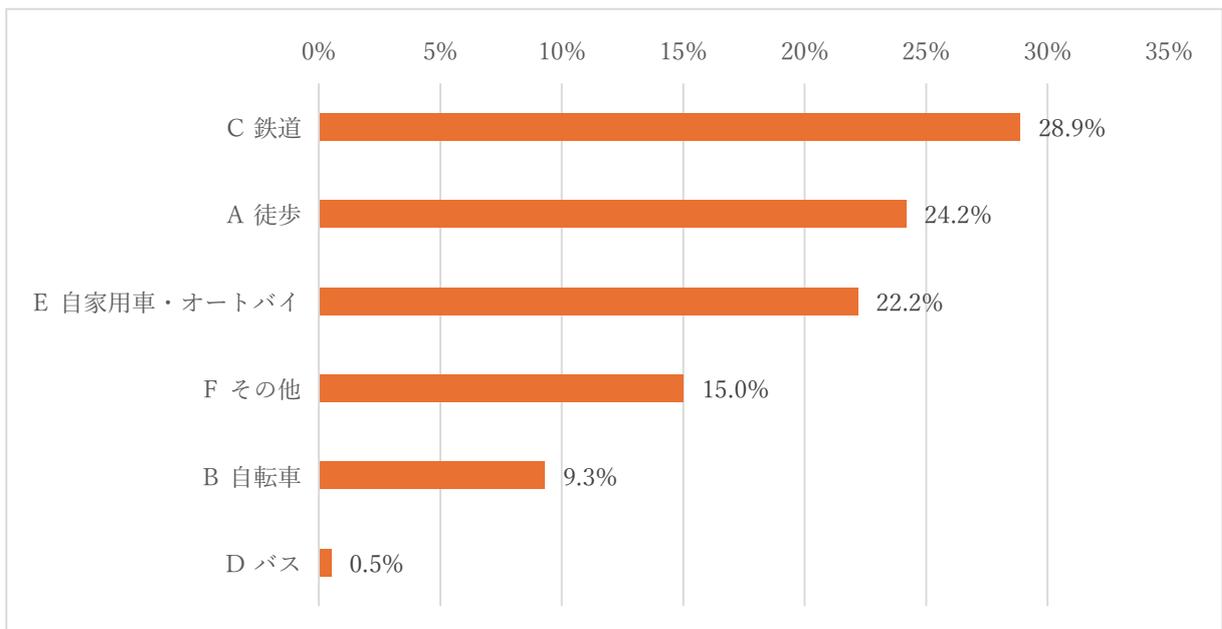
「主な行き先」

	回答数	%
13 自宅（インターネット利用含む）	178	17.3%
12 行かない	162	15.8%
1 市内（自宅から徒歩・自転車で移動できる範囲）	154	15.0%
9 都内（23区）	119	11.6%
8 その他埼玉県内	86	8.4%
6 志木市・新座市・和光市	62	6.0%
11 首都圏（東京・埼玉以外）	60	5.8%
14 その他	57	5.5%
2 市内（朝霞駅周辺、市役所周辺）	45	4.4%
5 市内（その他）	38	3.7%
3 市内（北朝霞・朝霞台駅周辺）	25	2.4%
10 都内（23区以外）	23	2.2%
7 さいたま市	12	1.2%
4 市内（くみまちモールやその周辺）	7	0.7%
総計	1,028	100.0%



「交通手段」

	回答数	%
C 鉄道	233	28.9%
A 徒歩	195	24.2%
E 自家用車・オートバイ	179	22.2%
F その他	121	15.0%
B 自転車	75	9.3%
D バス	4	0.5%
総計	807	100.0%

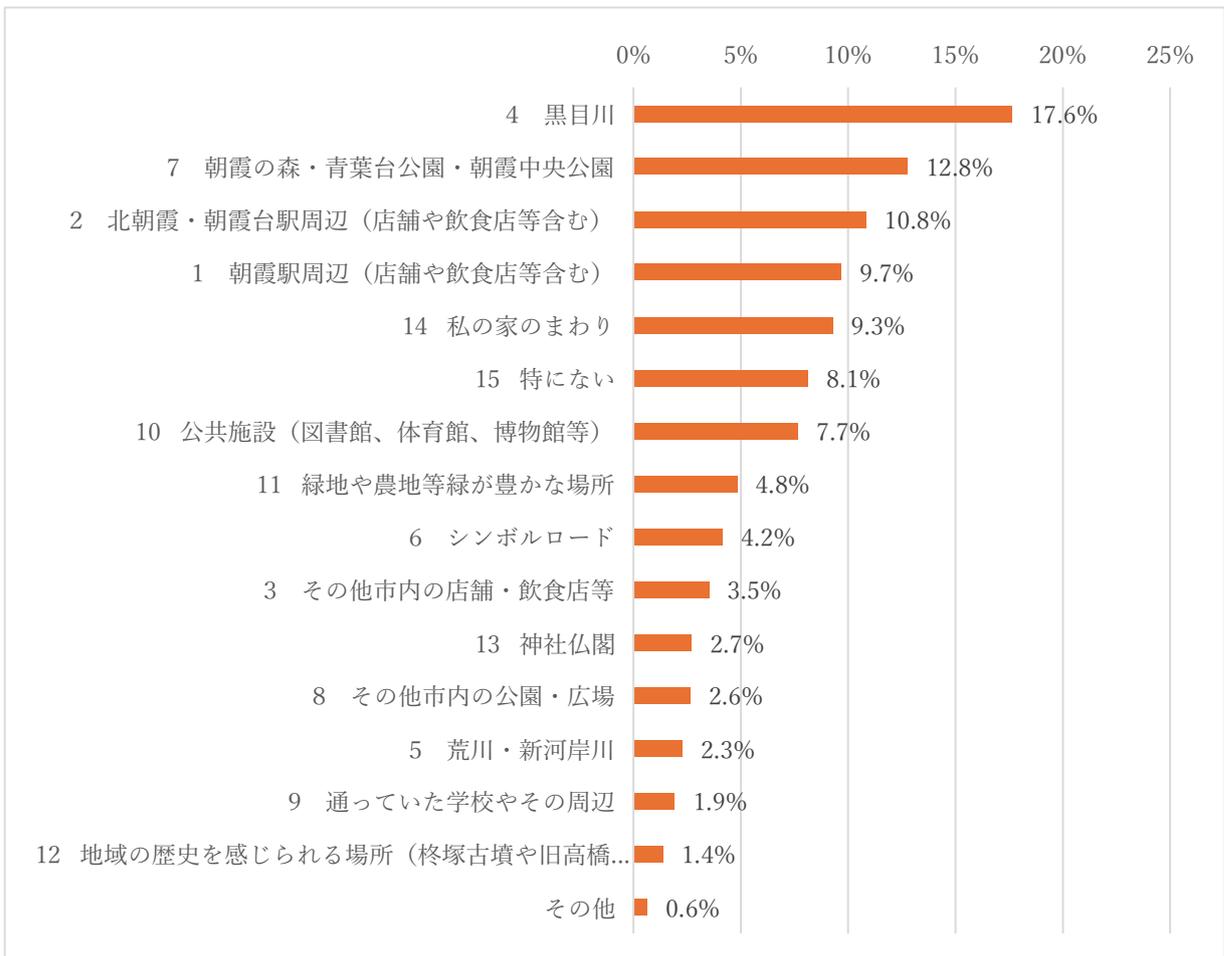


問3 あなたが朝霞市内で大切に思う場所（3つまで）

○場所

・市内で大切に思う場所の1番は「黒目川」、2番は「朝霞の森等」となり自然や公園等が選ばれ、3番・4番には駅周辺が選ばれている。

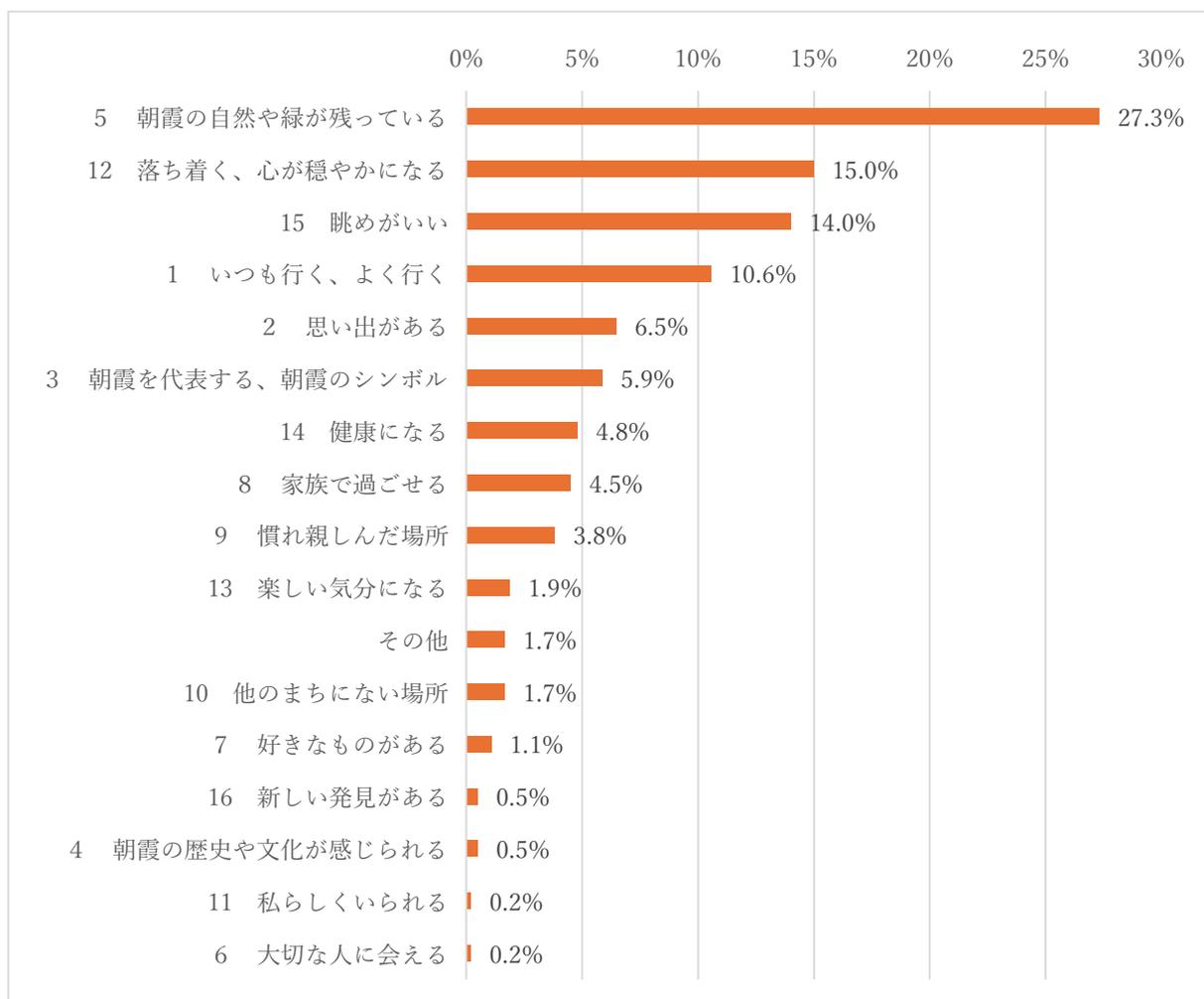
	回答数	%
4 黒目川	527	17.6%
7 朝霞の森・青葉台公園・朝霞中央公園	381	12.8%
2 北朝霞・朝霞台駅周辺（店舗や飲食店等含む）	323	10.8%
1 朝霞駅周辺（店舗や飲食店等含む）	289	9.7%
14 私の家のまわり	277	9.3%
15 特にない	243	8.1%
10 公共施設（図書館、体育館、博物館等）	229	7.7%
11 緑地や農地等緑が豊かな場所	144	4.8%
6 シンボルロード	124	4.2%
3 その他市内の店舗・飲食店等	105	3.5%
13 神社仏閣	81	2.7%
8 その他市内の公園・広場	79	2.6%
5 荒川・新河岸川	68	2.3%
9 通っていた学校やその周辺	57	1.9%
12 地域の歴史を感じられる場所（柵塚古墳や旧高橋家住宅等）	41	1.4%
その他	19	0.6%
総計	2,987	100.0%



○「黒目川（17.6%）」を選択した理由

・黒目川を選んだ理由として「自然や緑が残っている」や「落ち着く」が多く挙げられている。

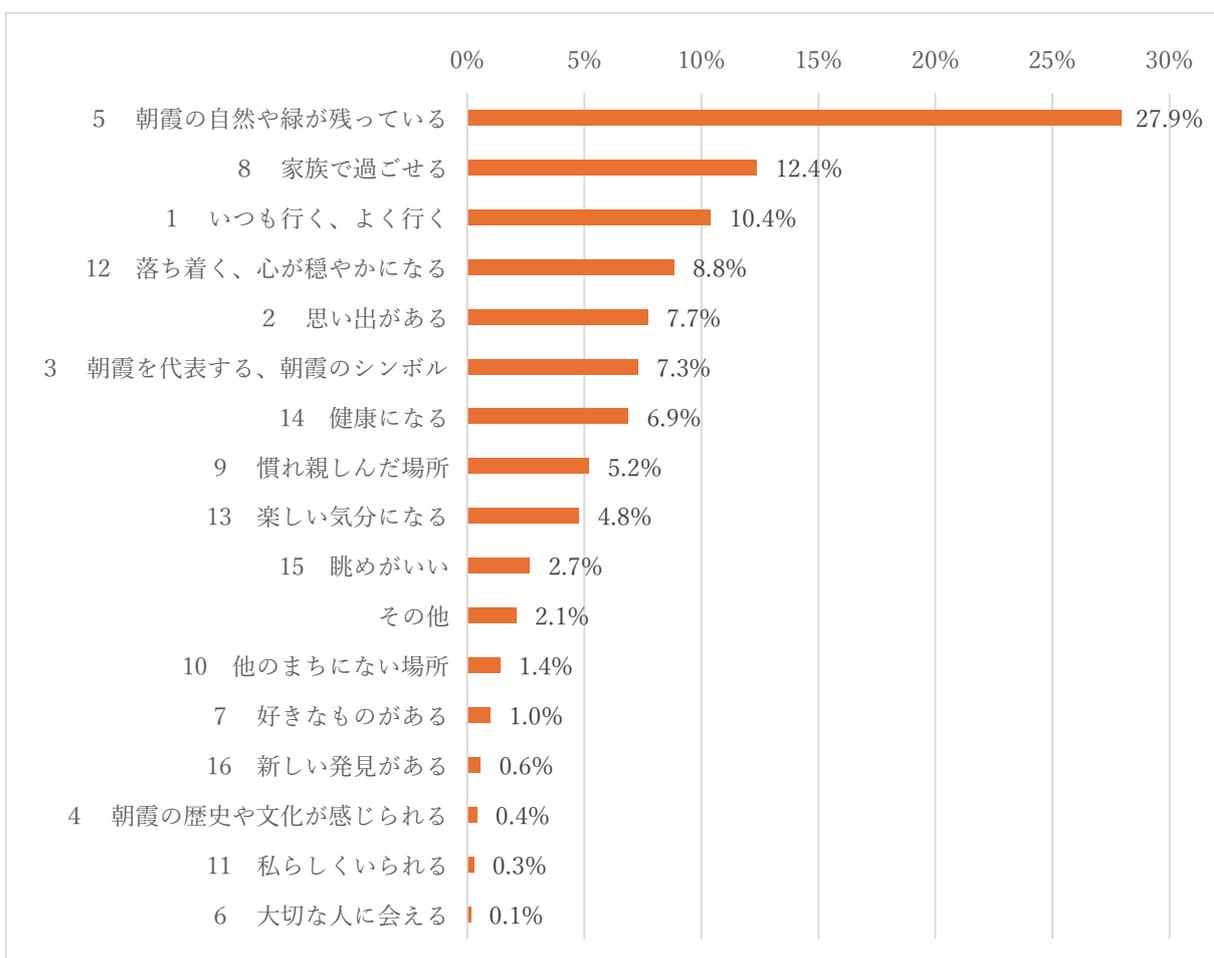
	回答数	%
5 朝霞の自然や緑が残っている	279	27.3%
12 落ち着く、心が穏やかになる	153	15.0%
15 眺めがいい	143	14.0%
1 いつも行く、よく行く	108	10.6%
2 思い出がある	66	6.5%
3 朝霞を代表する、朝霞のシンボル	60	5.9%
14 健康になる	49	4.8%
8 家族で過ごせる	46	4.5%
9 慣れ親しんだ場所	39	3.8%
13 楽しい気分になる	19	1.9%
その他	17	1.7%
10 他のまちない場所	17	1.7%
7 好きなものがある	11	1.1%
16 新しい発見がある	5	0.5%
4 朝霞の歴史や文化が感じられる	5	0.5%
11 私らしくいられる	2	0.2%
6 大切な人に会える	2	0.2%
総計	1,021	100.0%



○「朝霞の森・青葉台公園・朝霞中央公園（12.8%）」を選択した理由

・朝霞の森・青葉台公園・朝霞中央公園を選んだ理由として、「朝霞の自然や緑が残っている」や「家族で過ごせる」が多く挙げられている。

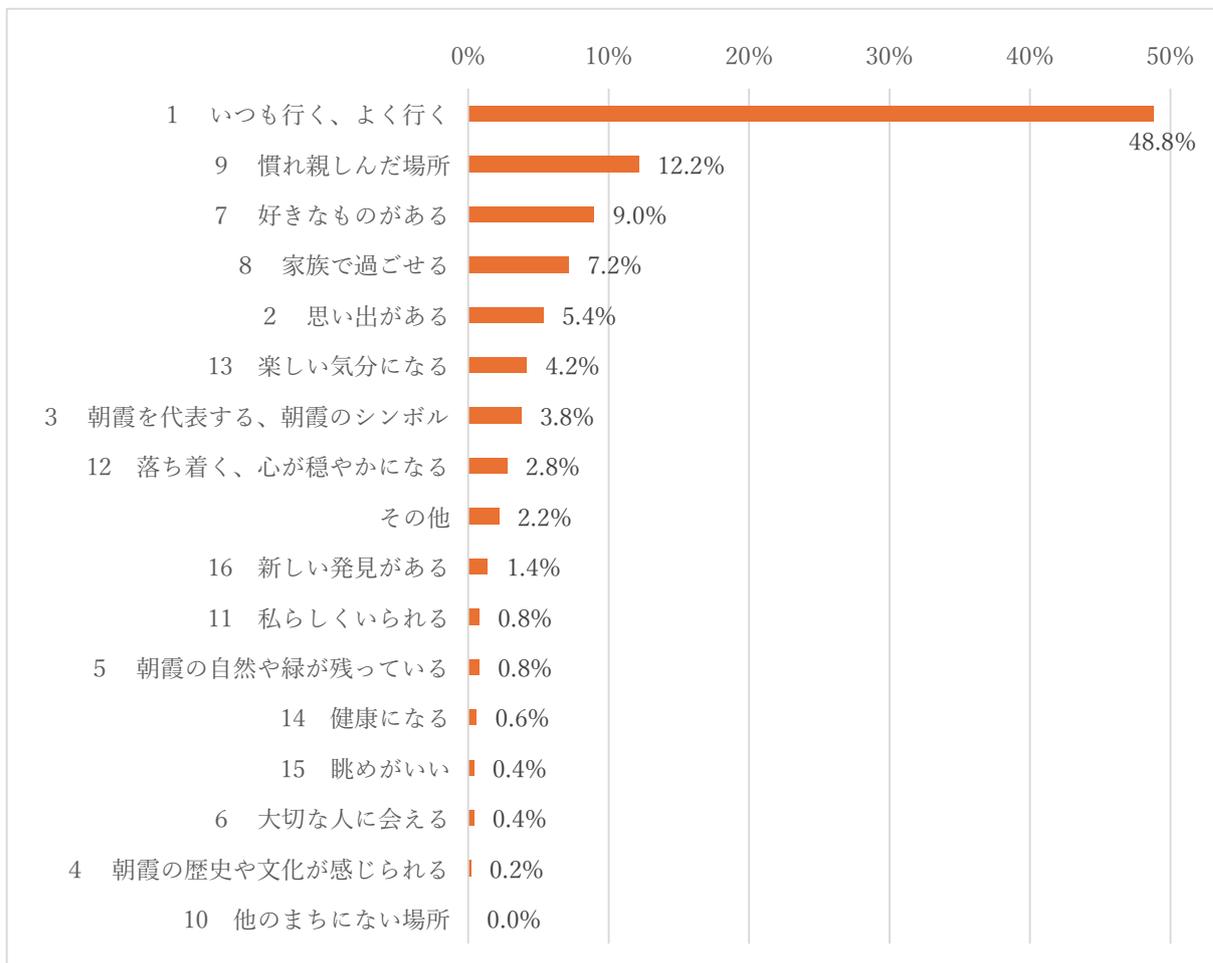
	回答数	%
5 朝霞の自然や緑が残っている	199	27.9%
8 家族で過ごせる	88	12.4%
1 いつも行く、よく行く	74	10.4%
12 落ち着く、心が穏やかになる	63	8.8%
2 思い出がある	55	7.7%
3 朝霞を代表する、朝霞のシンボル	52	7.3%
14 健康になる	49	6.9%
9 慣れ親しんだ場所	37	5.2%
13 楽しい気分になる	34	4.8%
15 眺めがいい	19	2.7%
その他	15	2.1%
10 他のまちない場所	10	1.4%
7 好きなものがある	7	1.0%
16 新しい発見がある	4	0.6%
4 朝霞の歴史や文化が感じられる	3	0.4%
11 私らしくいられる	2	0.3%
6 大切な人に会える	1	0.1%
総計	712	100.0%



○「北朝霞・朝霞台駅周辺（10.8%）」を選択した理由

・北朝霞・朝霞台駅周辺を選んだ理由として、「いつも行く、よく行く」「慣れ親しんだ場所」が多く挙げられ、アクセスする頻度の多さが回答結果に影響していると推察される。

	回答数	%
1 いつも行く、よく行く	245	48.8%
9 慣れ親しんだ場所	61	12.2%
7 好きなものがある	45	9.0%
8 家族で過ごせる	36	7.2%
2 思い出がある	27	5.4%
13 楽しい気分になる	21	4.2%
3 朝霞を代表する、朝霞のシンボル	19	3.8%
12 落ち着く、心が穏やかになる	14	2.8%
その他	11	2.2%
16 新しい発見がある	7	1.4%
11 私らしくいられる	4	0.8%
5 朝霞の自然や緑が残っている	4	0.8%
14 健康になる	3	0.6%
15 眺めがいい	2	0.4%
6 大切な人に会える	2	0.4%
4 朝霞の歴史や文化が感じられる	1	0.2%
10 他のまちない場所	0	0.0%
総計	502	100.0%

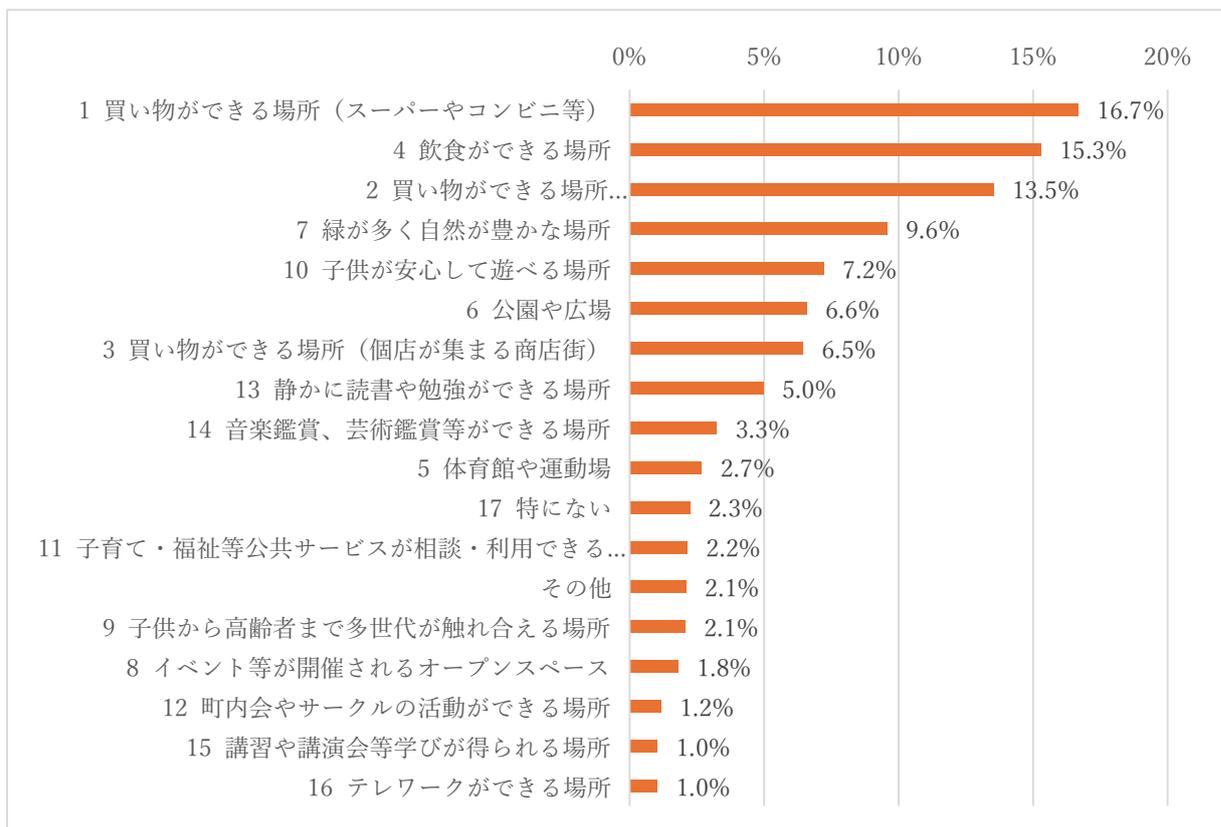


問4 お住いの近くや駅周辺等のエリアのうち、自宅や職場以外で、どのような場所があるといいか

○お住いの近くの地域、お住いの近くや駅周辺等

・住まいの近くに求める場所として、「買い物ができる場所」や「飲食ができる場所」との回答が多く占めており、「買い物ができる場所」ではスーパーやコンビニ等の気軽に行ける施設のニーズが高いことが推察される。

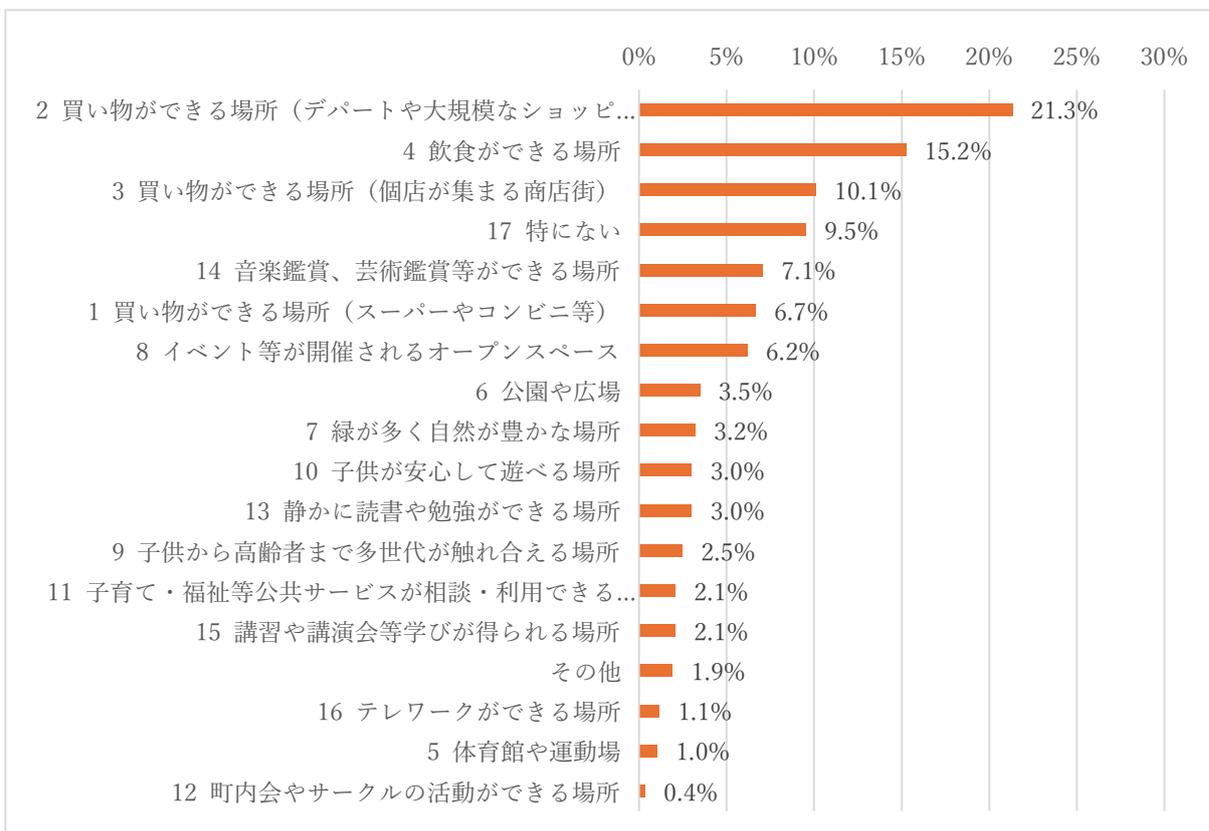
	回答数	%
1 買い物ができる場所（スーパーやコンビニ等）	385	16.7%
4 飲食ができる場所	353	15.3%
2 買い物ができる場所（デパートや大規模なショッピングモール）	312	13.5%
7 緑が多く自然が豊かな場所	221	9.6%
10 子供が安心して遊べる場所	167	7.2%
6 公園や広場	152	6.6%
3 買い物ができる場所（個店が集まる商店街）	149	6.5%
13 静かに読書や勉強ができる場所	115	5.0%
14 音楽鑑賞、芸術鑑賞等ができる場所	75	3.3%
5 体育館や運動場	62	2.7%
17 特にない	52	2.3%
11 子育て・福祉等公共サービスが相談・利用できる場所	50	2.2%
その他	49	2.1%
9 子供から高齢者まで多世代が触れ合える場所	48	2.1%
8 イベント等が開催されるオープンスペース	42	1.8%
12 町内会やサークルの活動ができる場所	27	1.2%
15 講習や講演会等学びが得られる場所	24	1.0%
16 テレワークができる場所	24	1.0%
総計	2,307	100.0%



○朝霞駅周辺

・朝霞駅に求める場所として、「買い物ができる場所」や「飲食ができる場所」との回答が多く占めており、商店や飲食店の充実に対するニーズが高いことが推察される。「買物」や「飲食」を除くと、多様な使い方ができる、子どもが安心して遊べるような「オープンスペース」の確保が求められていることが推察される。

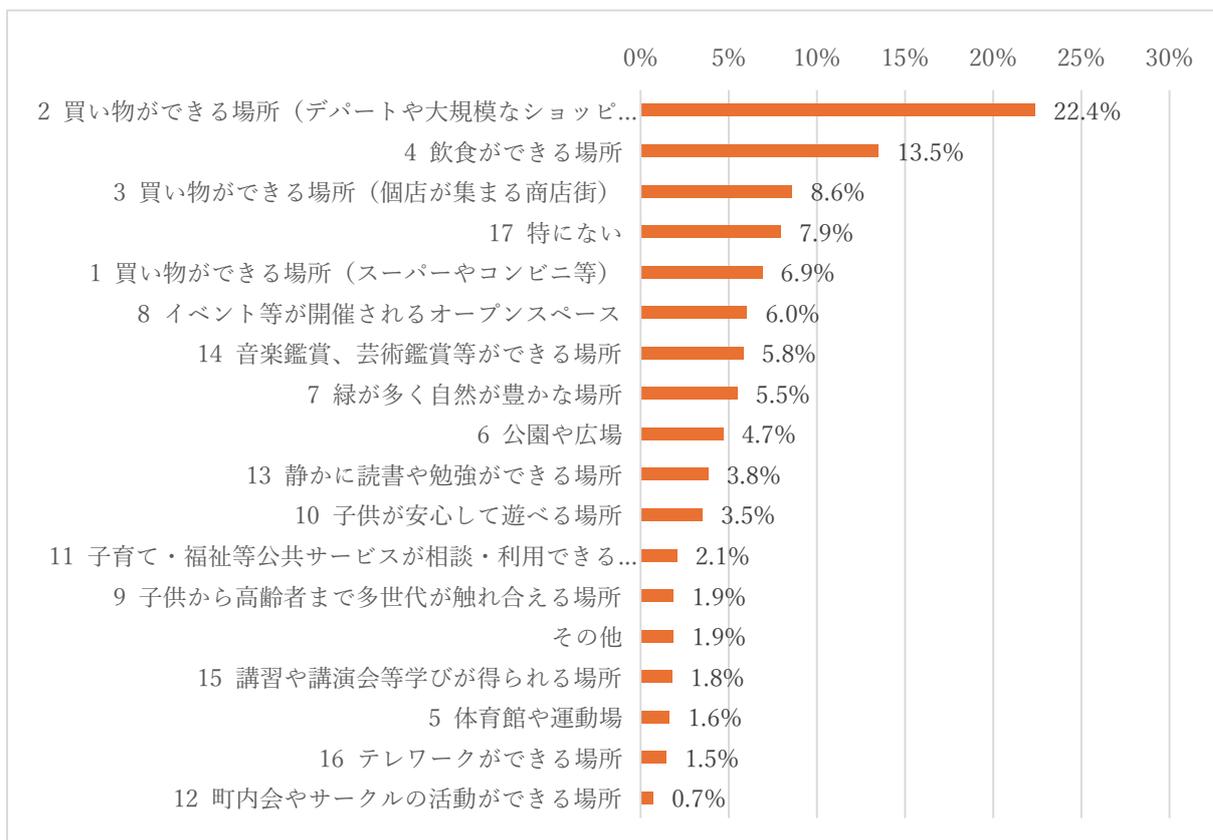
	回答数	%
2 買い物ができる場所（デパートや大規模なショッピングモール）	410	21.3%
4 飲食ができる場所	293	15.2%
3 買い物ができる場所（個店が集まる商店街）	194	10.1%
17 特にない	183	9.5%
14 音楽鑑賞、芸術鑑賞等ができる場所	136	7.1%
1 買い物ができる場所（スーパーやコンビニ等）	128	6.7%
8 イベント等が開催されるオープンスペース	119	6.2%
6 公園や広場	67	3.5%
7 緑が多く自然が豊かな場所	62	3.2%
10 子どもが安心して遊べる場所	58	3.0%
13 静かに読書や勉強ができる場所	58	3.0%
9 子どもから高齢者まで多世代が触れ合える場所	48	2.5%
11 子育て・福祉等公共サービスが相談・利用できる場所	40	2.1%
15 講習や講演会等学びが得られる場所	40	2.1%
その他	37	1.9%
16 テレワークができる場所	22	1.1%
5 体育館や運動場	20	1.0%
12 町内会やサークルの活動ができる場所	7	0.4%
総計	1,922	100.0%



○北朝霞・朝霞台駅周辺

・北朝霞駅・朝霞台駅周辺に求める場所として、「買い物ができる場所」や「飲食ができる場所」との回答が多く占めており、商店や飲食店の充実に対するニーズが高いことが推察される。「買物」や「飲食」を除くと、多様な使い方ができる、子どもが安心して遊べるような「オープンスペース」の確保が求められていることが推察される。

	回答数	%
2 買い物ができる場所（デパートや大規模なショッピングモール）	445	22.4%
4 飲食ができる場所	268	13.5%
3 買い物ができる場所（個店が集まる商店街）	171	8.6%
17 特にない	158	7.9%
1 買い物ができる場所（スーパーやコンビニ等）	137	6.9%
8 イベント等が開催されるオープンスペース	120	6.0%
14 音楽鑑賞、芸術鑑賞等ができる場所	116	5.8%
7 緑が多く自然が豊かな場所	109	5.5%
6 公園や広場	93	4.7%
13 静かに読書や勉強ができる場所	76	3.8%
10 子どもが安心して遊べる場所	70	3.5%
11 子育て・福祉等公共サービスが相談・利用できる場所	41	2.1%
9 子どもから高齢者まで多世代が触れ合える場所	37	1.9%
その他	37	1.9%
15 講習や講演会等学びが得られる場所	35	1.8%
5 体育館や運動場	32	1.6%
16 テレワークができる場所	29	1.5%
12 町内会やサークルの活動ができる場所	14	0.7%
総計	1,988	100.0%

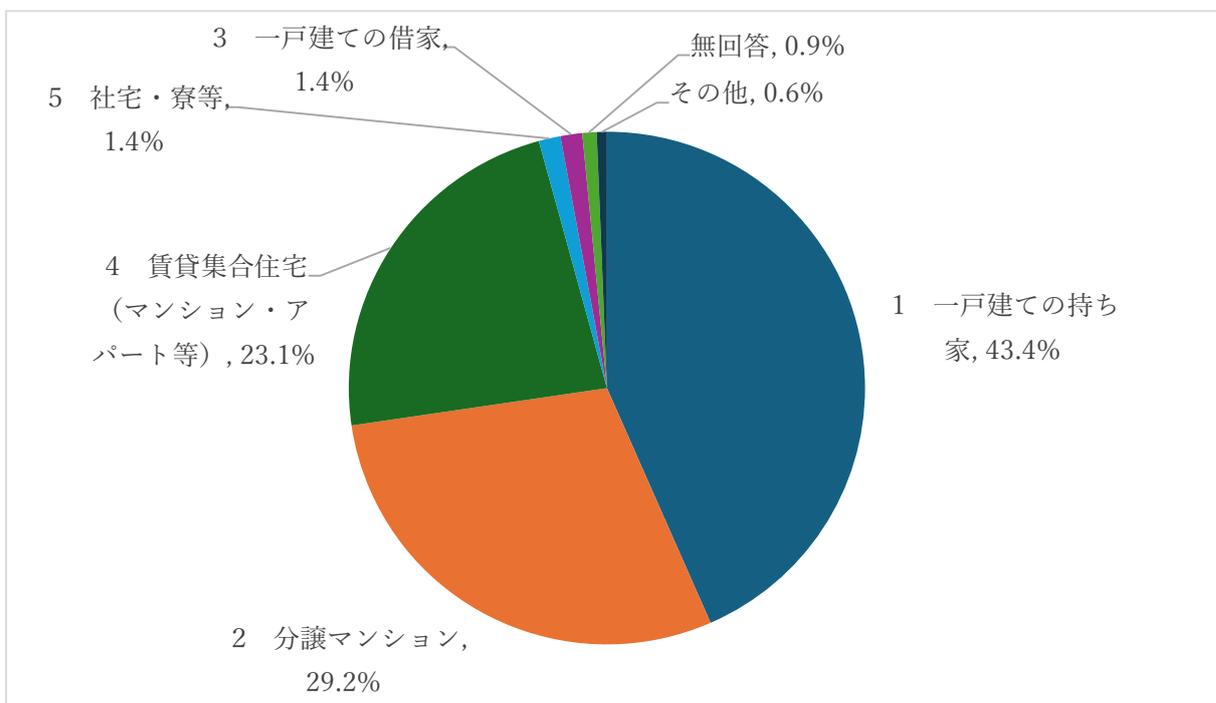


3. 住まい方の状況とニーズについて

問5 現在の居住形態

・現在の居住形態として、「一戸建て（持ち家）」が4割強、「分譲マンション」が約3割、残りが「賃貸住宅・社宅等」との構成となっている。

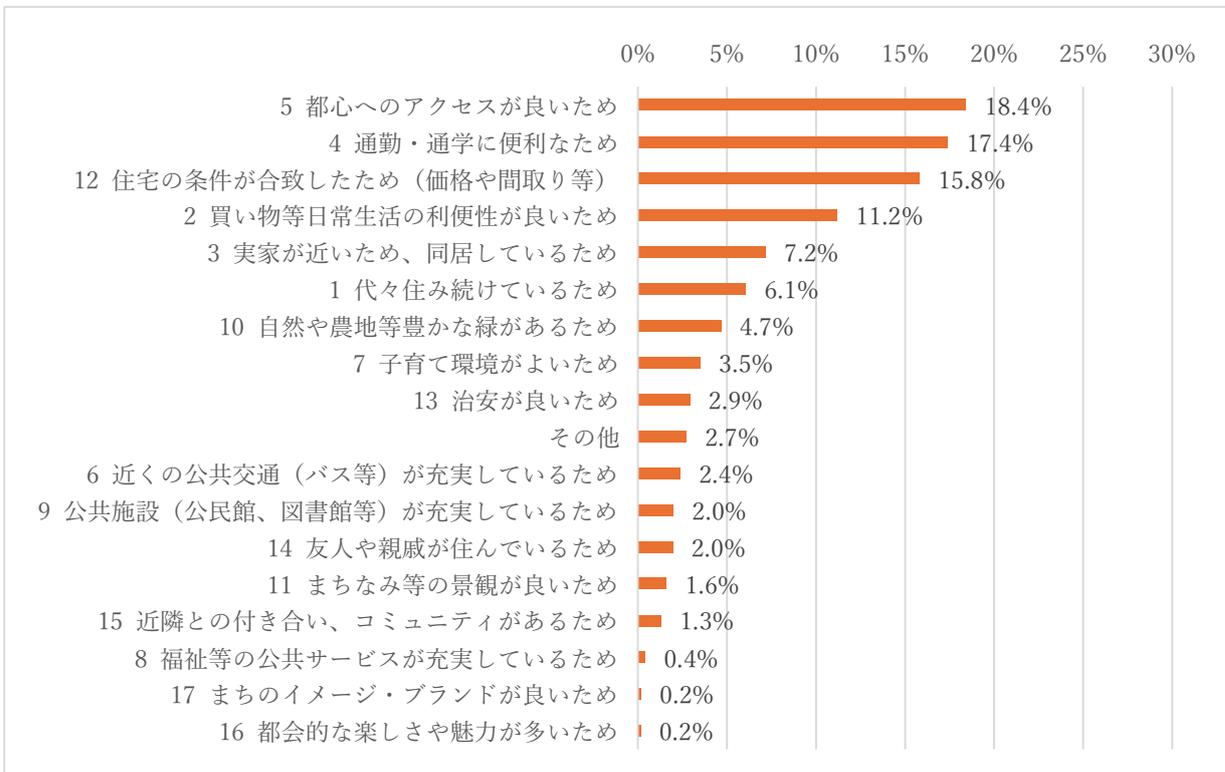
Q5	回答数	%
1 一戸建ての持ち家	480	43.4%
2 分譲マンション	323	29.2%
4 賃貸集合住宅（マンション・アパート等）	255	23.1%
5 社宅・寮等	15	1.4%
3 一戸建ての借家	15	1.4%
無回答	10	0.9%
その他	7	0.6%
総計	1,105	100.0%



問6 現在住んでいる場所を選んだ理由（3つまで）

・現在住んでいる場所を選んだ理由は、「都心へのアクセス」や「通勤・通学に便利」など目的地へのアクセス性が高く評価されている。次いで「住宅の条件が合致したため」「日常生活の利便性」が挙げられている。

	回答数	%
5 都心へのアクセスが良いため	478	18.4%
4 通勤・通学に便利のため	451	17.4%
12 住宅の条件が合致したため（価格や間取り等）	410	15.8%
2 買い物等日常生活の利便性が良いため	290	11.2%
3 実家が近い、同居しているため	186	7.2%
1 代々住み続けているため	157	6.1%
10 自然や農地等豊かな緑があるため	121	4.7%
7 子育て環境がよい	91	3.5%
13 治安が良い	76	2.9%
その他	71	2.7%
6 近くの公共交通（バス等）が充実しているため	62	2.4%
9 公共施設（公民館、図書館等）が充実しているため	52	2.0%
14 友人や親戚が住んでいるため	51	2.0%
11 まちなみ等の景観が良い	42	1.6%
15 近隣との付き合い、コミュニティがあるため	34	1.3%
8 福祉等の公共サービスが充実しているため	11	0.4%
17 まちのイメージ・ブランドが良い	5	0.2%
16 都会的な楽しさや魅力が多いため	4	0.2%
総計	2,592	100.0%

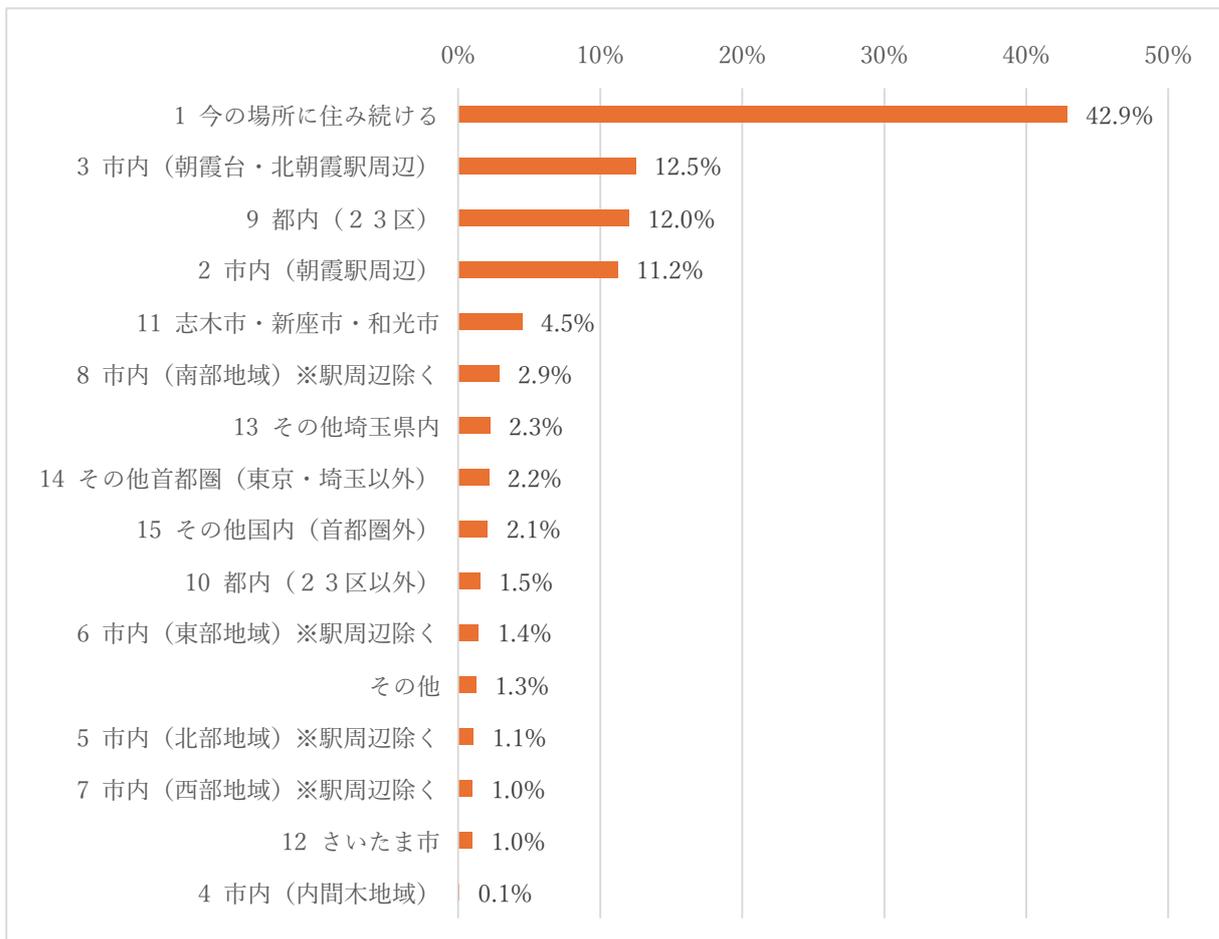
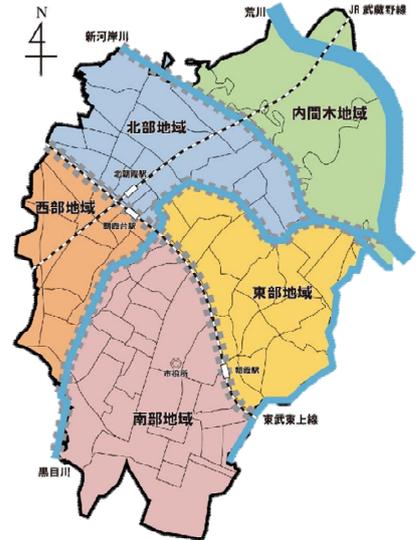


問7 今後もし希望する場所に引越ができるとした場合、あなたが住みたいと思う場所、居住形態、選択肢を選ぶ際に重視した観点

○場所

・住みたい場所に対して、「今の場所に住み続ける」が最も多く、また「市内」との回答も多いことから、現在の住まいや市内に対する愛着や満足度が高いことが推察される。

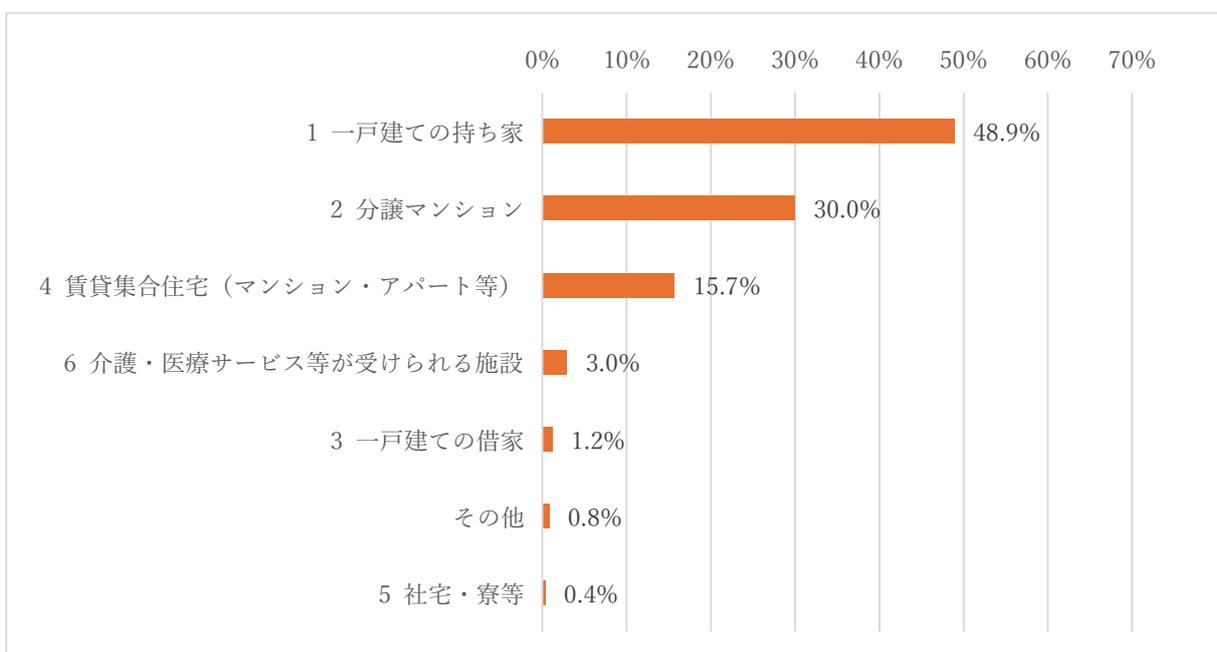
	回答数	%
1 今の場所に住み続ける	474	42.9%
3 市内（朝霞台・北朝霞駅周辺）	138	12.5%
9 都内（23区）	133	12.0%
2 市内（朝霞駅周辺）	124	11.2%
11 志木市・新座市・和光市	50	4.5%
8 市内（南部地域）※駅周辺除く	32	2.9%
13 その他埼玉県内	25	2.3%
14 その他首都圏（東京・埼玉以外）	24	2.2%
15 その他国内（首都圏外）	23	2.1%
10 都内（23区以外）	17	1.5%
6 市内（東部地域）※駅周辺除く	16	1.4%
その他	14	1.3%
5 市内（北部地域）※駅周辺除く	12	1.1%
7 市内（西部地域）※駅周辺除く	11	1.0%
12 さいたま市	11	1.0%
4 市内（内間木地域）	1	0.1%
総計	1,105	100.0%



○居住形態

・「一戸建ての持ち家」との回答が5割弱と最も多く、次いで「分譲マンション」が3割を占めており、上位3つは現在の居住形態と同じ結果となる。

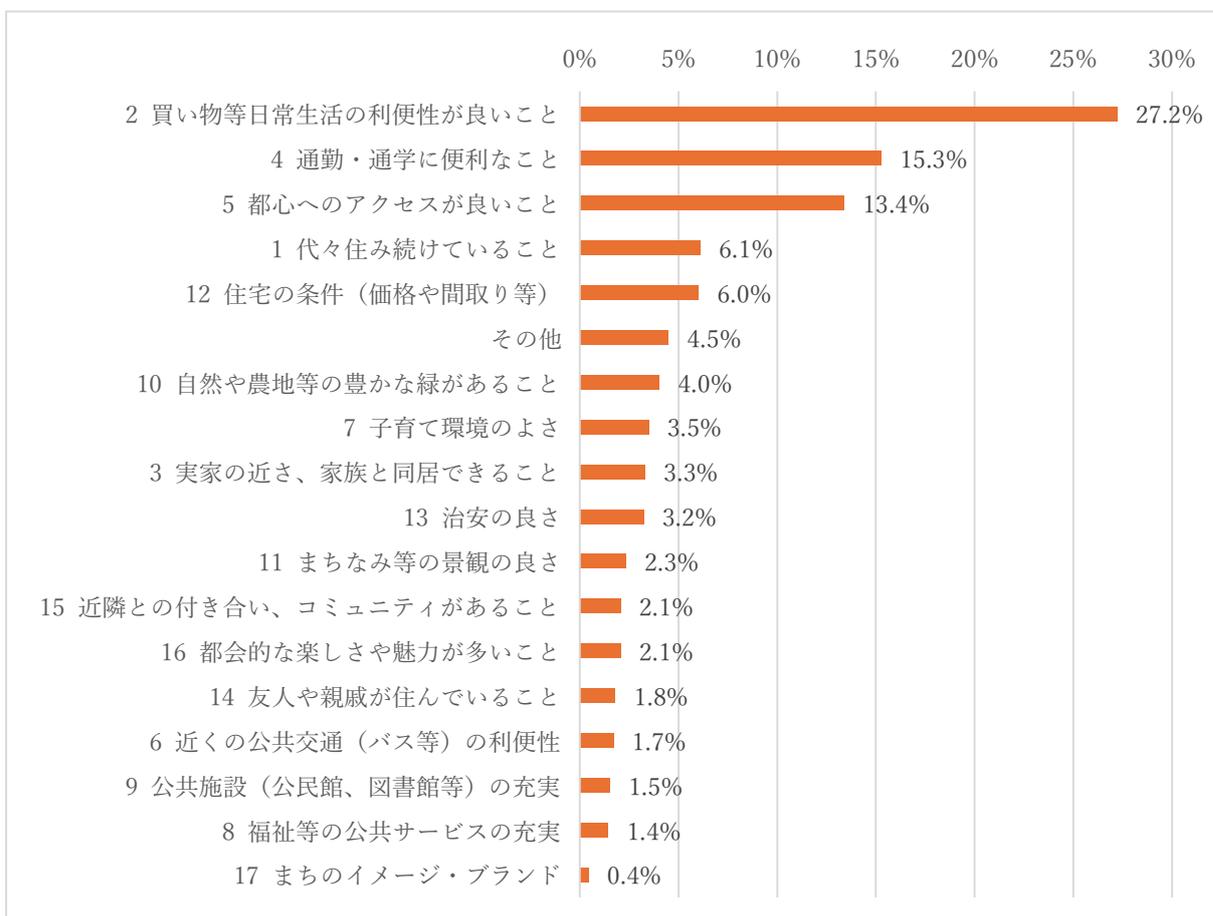
	回答数	%
1 一戸建ての持ち家	530	48.9%
2 分譲マンション	325	30.0%
4 賃貸集合住宅（マンション・アパート等）	170	15.7%
6 介護・医療サービス等が受けられる施設	32	3.0%
3 一戸建ての借家	13	1.2%
その他	9	0.8%
5 社宅・寮等	4	0.4%
総計	1,083	100.0%



○選択肢を選ぶ際に重視した観点

・住みたい場所を選ぶ際に重視した観点として、「日常生活の利便性」や「アクセス性」に関する回答が多くを占めており、住みたい場所として選択されるための重点ポイントとなる。

Q7 (3)	回答数	%
2 買い物等日常生活の利便性が良いこと	303	27.2%
4 通勤・通学に便利なこと	170	15.3%
5 都心へのアクセスが良いこと	149	13.4%
1 代々住み続けていること	68	6.1%
12 住宅の条件（価格や間取り等）	67	6.0%
その他	50	4.5%
10 自然や農地等の豊かな緑があること	45	4.0%
7 子育て環境のよさ	39	3.5%
3 実家の近さ、家族と同居できること	37	3.3%
13 治安の良さ	36	3.2%
11 まちなみ等の景観の良さ	26	2.3%
15 近隣との付き合い、コミュニティがあること	23	2.1%
16 都会的な楽しさや魅力が多いこと	23	2.1%
14 友人や親戚が住んでいること	20	1.8%
6 近くの公共交通（バス等）の利便性	19	1.7%
9 公共施設（公民館、図書館等）の充実	17	1.5%
8 福祉等の公共サービスの充実	16	1.4%
17 まちのイメージ・ブランド	5	0.4%
総計	1,113	100.0%



■（スタディ）現行都市マスの分野別方針内容をテーマ型に置き換えた場合

現行都市マス（分野別方針）	テーマ型方針（仮設定）					備考（テーマ別としたときの課題）
	①子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らせるまちづくり	②にぎわいと活力のあるまちづくり	③安全で快適な移動環境のあるまちづくり	④水と緑を活かした、持続可能なまちづくり	⑤災害にしなやかに対応し回復力の高い強靱なまちづくり	
<p>（１）土地利用分野 <構成></p> <p>1)住宅系利用 i.低層住宅地 ii.中高層住宅地 iii.幹線道路狭小地区 iv.旧暫定線引き地区</p> <p>2)商業業務系利用 i.朝霞駅周辺 ii.北朝霞駅・朝霞台駅周辺 iii.国道 254 号沿道 iv.その他の商業地</p> <p>3)工業系利用</p> <p>4)荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地や河川周辺</p> <p>5)周辺自然環境などと調和する施設地区 i.公共公益施設系 ii.産業関連施設系</p> <p>6)計画的利用を促進すべき地区 i.基地跡地 ii.その他の大規模跡地</p> <p>7)集落地・農地など</p>	<p>1)住宅系利用</p> <p>2)商業業務系利用 iv.その他の商業地</p> <p>3)周辺自然環境などと調和する施設地区 i.公共公益施設系</p> <p>6)計画的利用を促進すべき地区 i.基地跡地</p> <p>7)集落地・農地など（集落地）</p>	<p>2)商業業務系利用 i.朝霞駅周辺 ii.北朝霞・朝霞台駅周辺 iii.国道 254 号沿道</p> <p>3)工業系利用</p> <p>5)周辺自然環境などと調和する施設地区 ii.産業関連施設系</p> <p>6)計画的利用を促進すべき地区 ii.その他の大規模跡地</p>		<p>4)荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地や河川周辺</p> <p>7)集落地・農地など（農地）</p>	<p>7)集落地・農地など（農地）</p>	<p>・商業業務系利用については、「テーマ①」や「テーマ②」、「テーマ③」と複数のテーマに跨る内容となっている</p> <p>・基地跡地については、「テーマ①」と「テーマ④」に跨る内容となっている</p>
<p>（２）道路交通分野 <構成></p> <p>1)全ての人にやさしい交通環境の整備</p> <p>2)環境・景観に配慮した交通環境の整備</p> <p>3)歩行者空間の整備</p> <p>4)幹線道路網の整備 i.広域幹線道路 ii.都市内幹線道路</p> <p>5)安全・快適な道路の整備 i.身近な生活道路の整備 ii.交通規制の改善</p> <p>6)公共交通網などの充実・整備</p> <p>7)その他交通施設などの充実・整備 i.交通結節点の整備 ii.駐車場</p> <p>8)新たな公共交通システムの導入検討</p>	<p>2)環境・景観に配慮した交通環境の整備</p> <p>5)安全・快適な道路の整備 i.身近な生活道路の整備</p>	<p>4)幹線道路網の整備 i.広域幹線道路（経済面）</p>	<p>1)全ての人にやさしい交通環境の整備</p> <p>2)歩行者空間の整備</p> <p>4)幹線道路網の整備 ii.都市内幹線道路（生活環境維持）</p> <p>5)安全・快適な道路の整備 ii.交通規制の改善</p> <p>6)公共交通網などの充実・整備</p> <p>7)その他交通施設などの充実・整備</p> <p>8)新たな公共交通システムの導入検討</p>		<p>2)歩行者空間の整備（防災面）</p> <p>4)幹線道路網の整備 i.広域幹線道路（防災面）</p>	<p>・幹線道路網の整備（広域幹線道路、都市内幹線道路）については、道路整備の目的に応じてテーマごとに書き分ける必要がある。</p> <p>・長期未整備都市計画道路などの制度的・技術的な話題が言及しにくい。</p>

現行都市マス（分野別方針）	テーマ型方針（仮設定）					備考（テーマ別としたときの課題）
	①子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らせるまちづくり	②にぎわいと活力のあるまちづくり	③安全で快適な移動環境のあるまちづくり	④水と緑を活かした、持続可能なまちづくり	⑤災害にしなやかに対応し回復力の高い強靱なまちづくり	
<p>（３）緑・景観・環境共生分野 ＜構成＞</p> <p>1)武蔵野の原風景を継承する緑の保全 2)市民生活のうるおいとしての農地保全 3)計画的な緑づくり 4)水と緑のネットワークの充実 5)水と緑のうるおいのある市街地の形成 6)まちのうるおいとなる景観形成 7)地域資源を生かした景観形成 8)環境に配慮した施設などの整備 9)雨水流出抑制の推進</p>	<p>3)計画的な緑づくり i.身近な公園等の維持・充実 6)まちのうるおいとなる景観形成 7)地域資源を生かした景観形成</p>			<p>1)武蔵野の原風景を継承する緑の保全 2)市民生活のうるおいとしての農地保全 3)計画的な緑づくり 4)水と緑のネットワークの充実 5)水と緑のうるおいのある市街地の形成 8)環境に配慮した施設などの整備 9)雨水流出抑制の推進</p>		
<p>（４）市街地整備分野 ＜構成＞</p> <p>1)土地区画整理事業を実施している地区 2)土地区画整理事業の完了地区 3)基盤整備の検討地区 4)地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進 5)安全・安心な水の供給 6)水道事業の健全運営 7)污水排水施設の整備 8)雨水浸透対策の推進</p>	<p>1)土地区画整理事業を実施している地区 2)土地区画整理事業の完了地区 3)基盤整備の検討地区 4)地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進（住環境） 5)安全・安心な水の供給 6)水道事業の健全運営 7)污水排水施設の整備</p>	<p>2)土地区画整理事業の完了地区 4)地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進（商業空間）</p>			<p>3)基盤整備の検討地区 8)雨水浸水対策の浸水</p>	<p>・基盤整備の検討地区については、「テーマ①」と「テーマ⑤」に跨る内容となっているなど、複数のテーマに跨るものがある</p>
<p>（５）安全・安心分野 ＜構成＞</p> <p>1)災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり 2)避難場所・避難道路の確保 3)市街地における防犯機能の向上 4)利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備 5)身近な生活空間のユニバーサル化の推進 6)ライフステージにあわせた住環境形成</p>	<p>1)災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり iv.ライフライン施設の安全性の向上 4)利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備 5)身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進 6)ライフステージにあわせた住環境形成</p>		<p>4)利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備 5)身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進 i.安心・快適に生活できる環境づくり</p>		<p>1)災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり i.市街地における防災性の向上 ii.商業業務地における不燃化の促進 iii.水害に強いまちづくり 2)避難場所・避難道路の確保 3)市街地における防犯機能の向上</p>	<p>・歩いて暮らせる生活環境整備やユニバーサルデザイン化は、「テーマ①」と「テーマ③」に跨る内容となっている</p>

報告事項第1号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について
(経過報告)

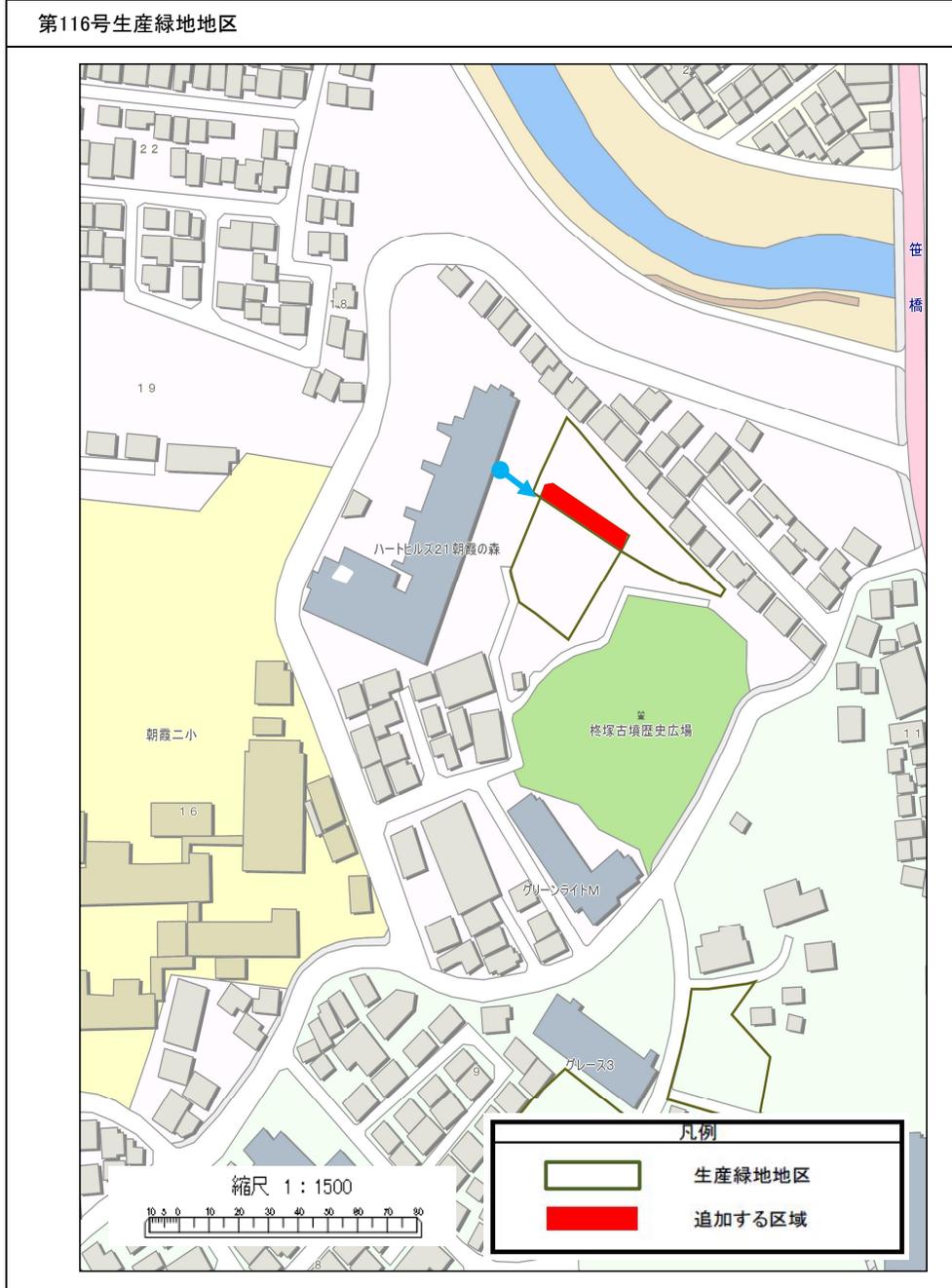
変更箇所一覧

番号	生産緑地地区	場所	変更前面積(m ²)	変更後面積(m ²)	増減面積(m ²)	備考
1	第116号生産緑地地区	岡3-23-3、23-4	1,830.00	1,988.00	158.00	追加指定
2	第148号生産緑地地区	根岸台5-1312-3、1313-8、 1314-9	3,197.15	3,085.15	-112.00	一部削除
3	第214号生産緑地地区	根岸台2-1157-6、1157-7	10,770.00	10,710.00	-60.00	一部削除
計			15,797.15	15,783.15	-14.00	

(参考)市内全体	変更前*	変更後
地区数	215	215
面積(ha)	64.53	64.53

※m²の増減値とhaの増減値に多少誤差が生じます。

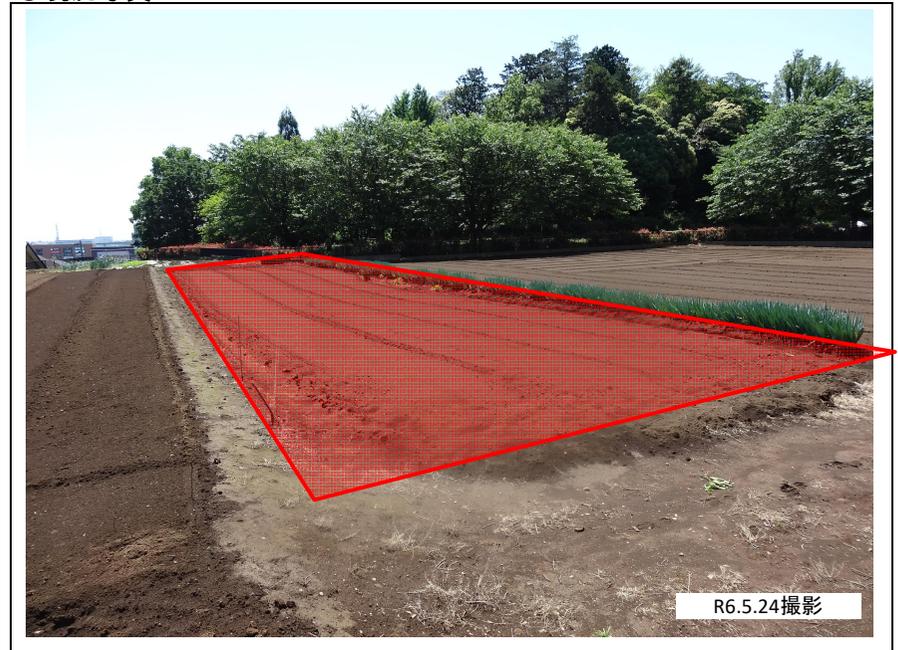
案内図



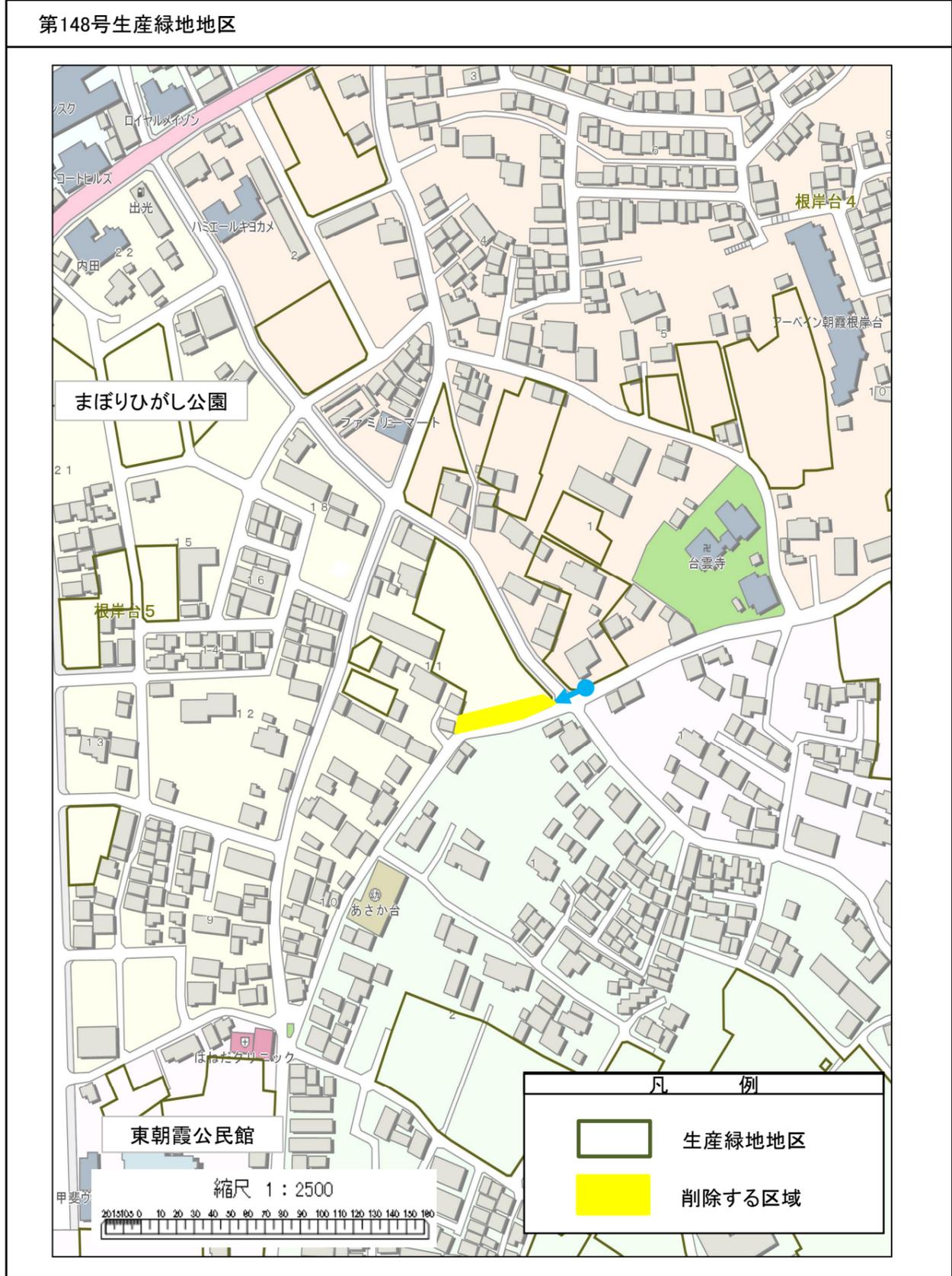
○概要

名 称	第116号生産緑地地区
内 容	面積及び区域の変更
所 在 地	岡3丁目23-3、23-4
変 更 前 面 積	1,830.00㎡
変 更 後 面 積	1,988.00㎡
理 由	市街化区域内の農地を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図るため。
備 考	朝霞市生産緑地地区の追加指定基準に適合

○現況写真



案内図



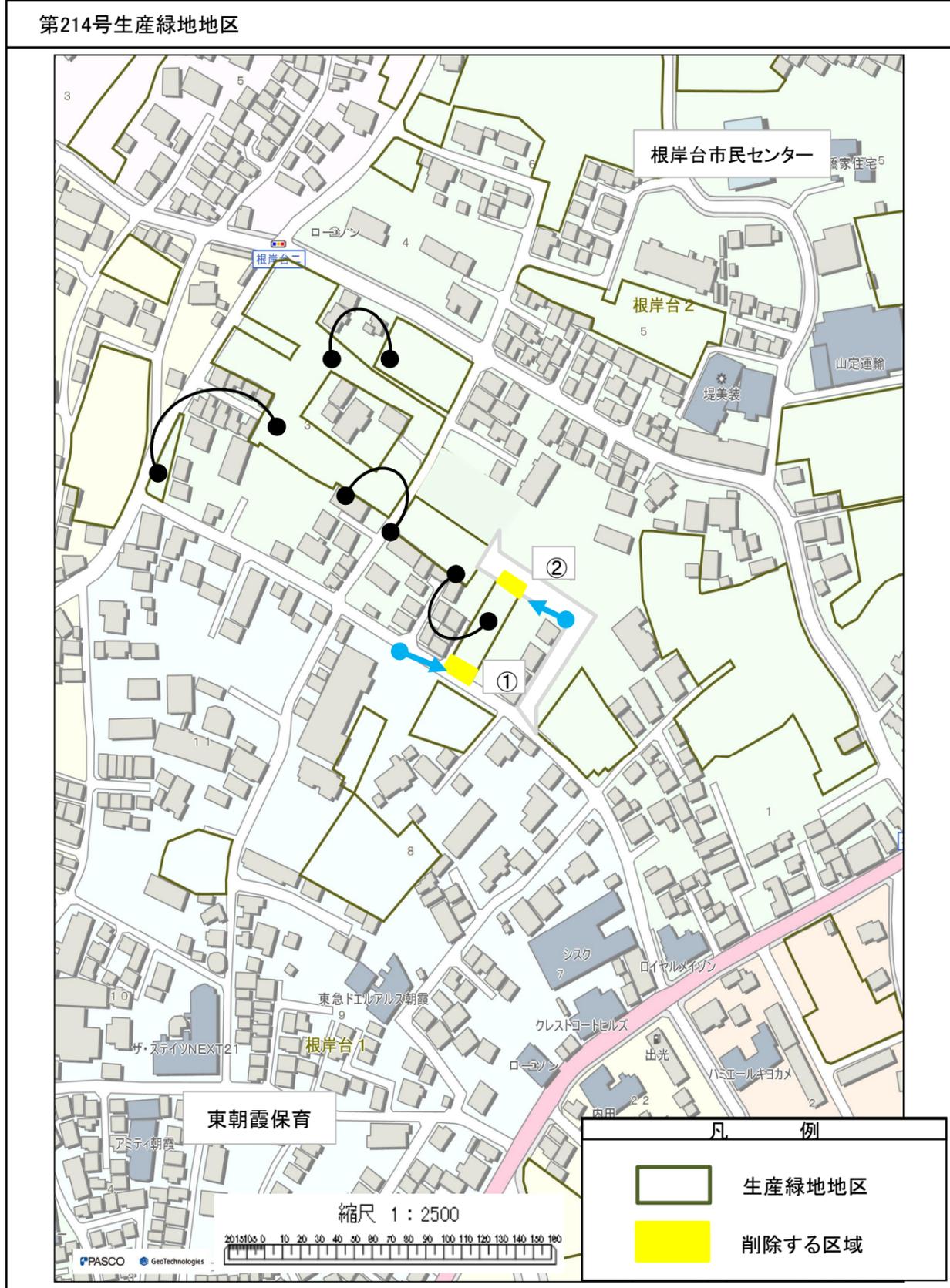
○概要

名 称	第148号生産緑地地区
内 容	面積及び区域の変更
所 在 地	根岸台5丁目1312-3, 1313-8, 1314-9
変 更 前 面 積	3,197.15㎡
変 更 後 面 積	3,085.15㎡
理 由	公共施設等の敷地の用に供されたため。
備 考	—

○現況写真



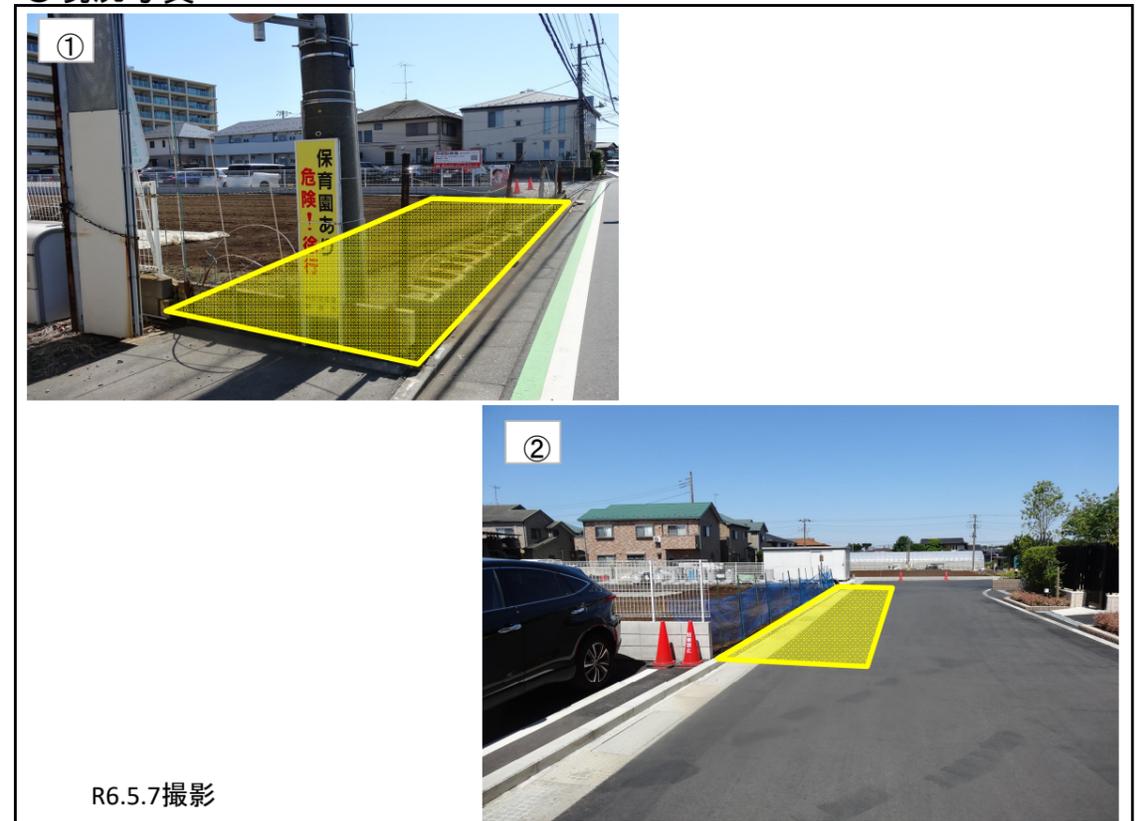
案内図



○概要

名 称	第214号生産緑地地区
内 容	面積及び区域の変更
所 在 地	①根岸台2丁目1157-6 ②根岸台2丁目1157-7
変 更 前 面 積	10,770.00㎡
変 更 後 面 積	10,710.00㎡
理 由	①公共施設等の敷地の用に供されるため。 ②公共施設等の敷地の用に供されたため。
備 考	—

○現況写真



報告事項第2号

市内循環バス「根岸台線・宮戸線」について

市内循環バス「根岸台線・宮戸線」について

◆主旨

東武バスウエスト株式会社より、令和7年度から市内循環バス事業（根岸台線・宮戸線）からの撤退についての申し出が提出された。（令和5年12月12日付け）

※東武東上線沿線では6市（鶴ヶ島市、坂戸市、富士見市、新座市、朝霞市、和光市）に撤退を申し出。

◆経緯

・令和5年12月12日 東武バスウエストから市へ撤退の申し出



・令和6年 1月30日 市から東武バスウエストへ運行継続についての要望



・令和6年 3月8日 東武バスウエストから市へ運行計画の変更に向けて協議に応じる旨の回答



・令和6年 5月15日 東武バスウエストから市へ令和7年度の運行について、継続して運行する方向で調整する旨の回答

（東武バスウエスト(株)からの文書抜粋）

弊社では運転士の求人活動（JRや東武鉄道電車内へのポスター掲出、駅への大型ポスター掲出、ラジオ CM、YouTube 広告、NEXCO 東日本サービスエリアでの告知物の配備、駅頭でのティッシュ配布活動、教習所と連携し普通免許でバスを運転体験会など）を今までにない規模で行っているほか、待遇改善施策として運転士給与のベースアップ、入社祝金制度、転居をともなう住居支援などを実施したところでございます。

こうした施策により、全体的には依然として厳しい状況は続いているものの、運行を担当する新座営業事務所の令和5年10月時点での定員に対する運転士不足率は-18%に至っていたところ、その後の離職者は減少傾向であり、また新入社員も配属されたことから、令和6年4月末日現在では、定員に対する不足率は+5%程度回復し、やや改善の兆しがみえてまいりました。ただし、新座営業事務所運転士の60歳以上（特別嘱託）比率は4月末日時点で約20%に達するなど高齢化も進んでいるため、引き続き、厳しい状況ではありますが、当面、令和7年4月からの運行に関しては、運行ダイヤの見直し等も含め、継続して運行する方向で調整させていただければと存じます。

◆今後について

・令和7年度の具体的な運行計画について東武バスウエストと引き続き協議を行う

◆近隣市の状況について

・富士見市、新座市、和光市については朝霞市と同様に運行継続の見込み

・鶴ヶ島市、坂戸市については別の事業者による運行の見込み